

3. 史跡小田原城跡指定地番変遷

指定	指定時地番						現況地番								
	筆数		町村	字名	地番	地目	所有者	筆数		市町村	字名	地番	地目	所有者	備考
	No.	指定別						No.	指定別						
1次指定	1	1-1	神奈川県足柄下郡小田原町	幸1丁目	54-1	田	個人	1	1-1	神奈川県小田原市	城内	54-1	宅地	小田原市	
								2	1-2		城内	54-39	宅地	小田原市	
								3	1-3		城内	54-57	宅地	小田原市	
								4	1-4		城内	54-60	宅地	小田原市	
	2	1-2		幸1丁目	54-2	田	個人	5	1-5		城内	54-2	宅地	民間企業	
								6	1-6		城内	54-40	宅地	小田原市	
								7	1-7		城内	54-41	宅地	小田原市	
								8	1-8		城内	54-42	宅地	民間企業	
								9	1-9		城内	54-53	宅地	小田原市	
								10	1-10		城内	54-61	宅地	小田原市	
								11	1-11		城内	54-63	宅地	小田原市	
	3	1-3		幸1丁目	54-3	田	個人	—	—		城内	54-2	—		1次指定 幸1-54-2 参照
	4	1-4		幸1丁目	54-4	田	個人	12	1-12		城内	54-4	宅地	民間企業	
								13	1-13		城内	54-33	宅地	民間企業	
								14	1-14		城内	54-36	宅地	小田原市	
								15	1-15		城内	54-52	宅地	小田原市	
								16	1-16		城内	54-56	宅地	小田原市	
								17	1-17		城内	54-55	宅地	小田原市	
	5	1-5		幸1丁目	54-5	田	個人	18	1-18		城内	54-5	宅地	小田原市	
								—	—		城内	54-6	—		1次指定 幸1-54-6 参照
	6	1-6		幸1丁目	54-6	田	個人	19	1-19		城内	54-51	宅地	小田原市	
								20	1-20		城内	54-6	宅地	個人	
								21	1-21		城内	54-37	宅地	個人	
								22	1-22		城内	54-38	宅地	個人	
								23	1-23		城内	54-58	宅地	小田原市	
								24	1-24		城内	54-59	宅地	小田原市	
								25	1-25		城内	54-62	宅地	小田原市	
								7	1-7		幸1丁目	54-7	田	個人	26
	8	1-8		幸1丁目	54-8	田	個人	27	1-27		城内	54-8	宅地	個人共有	
9	1-9	幸1丁目	54-9	田	個人	28	1-28	城内	54-9	宅地	個人共有				
10	1-10	幸1丁目	54-10	田	個人	—	—	城内	54-2	—		1次指定 幸1-54-2 参照			
11	1-11	幸1丁目	54-11	田	個人	—	—	城内	54-2	—		1次指定 幸1-54-2 参照			
12	1-12	幸1丁目	54-12	宅地	個人	29	1-29	城内	54-12	宅地	個人				

3. 史跡小田原城跡指定地番変遷

指定	指定時地番						現況地番								
	筆数		町村	字名	地番	地目	所有者	筆数		市町村	字名	地番	地目	所有者	備考
	No.	指定別						No.	指定別						
1次指定	131-13		神奈川県足柄下郡小田原町	幸1丁目	54-13	田	個人	30	1-30	神奈川県小田原市	城内	54-13	宅地	個人	
								—	—		城内	54-16	—		1次指定 幸1-54-16参照
								31	1-31		城内	54-49	宅地	小田原市	
	141-14			幸1丁目	54-14	田	個人	32	1-32		城内	54-14	宅地	民間企業	
				151-15		幸1丁目	54-15	田	個人		33	1-33	城内	54-15	宅地
	161-16					幸1丁目	54-16	田	個人		34	1-34	城内	54-16	学校用地
				35	1-35						城内	54-46	境内地	小田原市	
				171-17							幸1丁目	54-17	宅地	個人	36
	37	1-37				城内	54-54	宅地	小田原市						
	181-18			幸1丁目	54-18	宅地	個人	38	1-38		城内	54-18	宅地	小田原市	
								39	1-39		城内	54-45	宅地	小田原市	
	191-19			幸1丁目	54-20	田	個人	—	—		城内	54-16	—		1次指定 幸1-54-16参照
								40	1-40		城内	54-47	学校用地	小田原市	
	201-20			幸1丁目	54-21	田	宗教財団	—	—		城内	54-16	—		1次指定 幸1-54-16参照
								41	1-41		城内	54-48	学校用地	小田原市	
	211-21			幸1丁目	54-22	田	個人	—	—		城内	54-13	—		1次指定 幸1-54-13参照
	221-22			幸1丁目	54-23	田	個人	42	1-42		城内	54-23	宅地	小田原市	
	231-23			幸1丁目	54-24	田	個人	43	1-43		城内	54-24	宅地	小田原市	
								44	1-44		城内	54-32	宅地	小田原市	
								45	1-45		城内	54-43	宅地	小田原市	
								46	1-46		城内	54-44	宅地	小田原市	
	241-24			幸1丁目	54-25	田	個人	47	1-47		城内	54-25	宅地	小田原市	
	251-25			幸1丁目	54-26	田	個人	48	1-48		城内	54-26	宅地	個人	
	261-26			幸1丁目	54-27	田	個人	49	1-49		城内	54-27	宅地	小田原市	
	271-27			幸1丁目	54-28	田	個人	50	1-50		城内	54-28	宅地	小田原市	
	281-28			幸1丁目	54-29	田	個人	51	1-51		城内	54-29	宅地	小田原市	
	291-29			幸1丁目	54-30	田	個人	52	1-52		城内	54-30	宅地	小田原市	
	301-30			幸1丁目	54-31	田	個人	53	1-53		城内	54-31	宅地	小田原市	

3. 史跡小田原城跡指定地番変遷

指定	指定時地番						現況地番								
	筆数		町村	字名	地番	地目	所有者	筆数		市町村	字名	地番	地目	所有者	備考
	No.	指定別						No.	指定別						
1次指定	31	1-31	神奈川県足柄下郡小田原町	幸1丁目	58-1	田	個人	54	1-54	神奈川県小田原市	城内	58-1	宅地	個人共有	
								55	1-55		城内	58-13	宅地	小田原市	
								56	1-56		城内	58-14	宅地	個人	
								57	1-57		城内	58-15	宅地	個人	
								58	1-58		城内	58-18	宅地	小田原市	
								59	1-59		城内	58-23	宅地	小田原市	
	32	1-32		幸1丁目	58-2	畑	個人	—	—		城内	58-1	—		1次指定 幸1-58-1 参照
	33	1-33		幸1丁目	58-3	畑	個人	60	1-60		城内	58-3	宅地	小田原市	
	34	1-34		幸1丁目	58-4	宅地	個人	61	1-61		城内	58-4	宅地	個人	
	35	1-35		幸1丁目	58-5	畑	個人	—	—		城内	58-1	—		1次指定 幸1-58-1 参照
	36	1-36		幸1丁目	58-8	宅地	個人	62	1-62		城内	58-8	宅地	小田原市	
	37	1-37		幸1丁目	58-9	宅地	個人	63	1-63		城内	58-9	宅地	個人	
	38	1-38		幸1丁目	58-12	畑	個人	64	1-64		城内	58-12	宅地	個人	
	39	1-39		幸1丁目	59-2	畑	個人	65	1-65		城内	58-10	宅地	小田原市	
	40	1-40		幸1丁目	853-15	山林	小田原町	66	1-66		城内	54-23	—		1次指定 幸1-54-23 参照
	41	1-41		幸1丁目	853-33	池沼	小田原町	67	1-67		本町1丁目	853-15	山林	小田原市	三の丸土塁 (三の丸小学校裏)
	42	1-42		幸1丁目	853-34	原野	小田原町	68	1-68		城内	853-33	池沼	小田原市	
	43	1-43		幸1丁目	853-35	田	小田原町	69	1-69		城内	853-34	原野	小田原市	
	44	1-44		幸1丁目	853-38	沼池	小田原町	70	1-70		城内	853-35	田	小田原市	
	45	1-45		幸1丁目	853-63	田	小田原町	71	1-71		城内	853-38	池沼	小田原市	
46	1-46	幸1丁目	853-65-1	山林	小田原町	72	1-72	城内	853-63	田	小田原市				
47	1-47	幸1丁目	853-68	田	小田原町	73	1-73	城内	853-65-1	山林	小田原市				
48	1-48	幸1丁目	853-69	畑	小田原町	74	1-74	城内	853-68	田・ 用悪水路	小田原市				
49	1-49	幸1丁目	853-70	畑	小田原町	75	1-75	城内	853-69	田・ 用悪水路	小田原市				
50	1-50	幸1丁目	853-71	田	小田原町	76	1-76	城内	853-70	田	小田原市				
								城内	853-71	田・ 用悪水路	小田原市				

3. 史跡小田原城跡指定地番変遷

指定	指定時地番						現況地番								
	筆数		町村	字名	地番	地目	所有者	筆数		市町村	字名	地番	地目	所有者	備考
	No.	指定別						No.	指定別						
1次指定	51	1-51	神奈川県足柄下郡小田原町	幸1丁目	853-72	山林	小田原町	77	1-77	神奈川県小田原市	城内	853-72	山林	小田原市	
	52	1-52		幸1丁目	853-76	田	小田原町	78	1-78		城内	853-76	田	神奈川県	
	53	1-53		幸1丁目	853-77	沼池	小田原町	79	1-79		城内	853-77	池沼	小田原市	
								80	1-80		城内	853-277	池沼	宗教法人	
								81	1-81		城内	853-287	池沼	神奈川県	
	54	1-54		幸1丁目	853-78	山林	宗教法人	82	1-82		城内	853-78	山林	宗教法人	
								83	1-83		城内	853-279	公衆用道路	神奈川県	
								84	1-84		城内	853-280	公衆用道路	神奈川県	
								85	1-85		城内	853-281	山林	小田原市	
	55	1-55		幸1丁目	853-79	山林	宗教法人	87	1-87		城内	853-79	山林	宗教法人	
	56	1-56		幸1丁目	853-82	山林	宗教法人	88	1-88		城内	853-82	山林	宗教法人	
	57	1-57		幸1丁目	853-83-1	山林	宗教法人	89	1-89		城内	853-83-1	山林	宗教法人	
	58	1-58		幸1丁目	853-246	山林	小田原町	90	1-90		城内	853-246	山林	神奈川県	
	59	1-59		幸1丁目	853-247	山林	小田原町	91	1-91		城内	853-247	山林	小田原市	
92			1-92					城内	853-278	山林	宗教法人				
60	1-60	幸1丁目	853-248	山林	小田原町	93	1-93	城内	853-248	山林	小田原市				
61	1-61	幸1丁目	853-25	呑用水路	小田原町	94	1-94	城内	853-258	水道用地	小田原市	馬屋曲輪東堀内			
62	1-62	幸1丁目	900-2	学校敷地	小田原町	95	1-95	城内	900-2	水道用地	小田原市				
						96	1-96	城内	900-6	水道用地	小田原市				
63	1-63	幸1丁目	91-1	地先元土手敷	大蔵省	97	1-97	栄町1丁目	91-27	雑種地	文部科学省	三の丸土塁(幸田口門土塁)			
64	1-64	幸1丁目	124-2	地先元土手敷	大蔵省	98	1-98	本町1丁目	125-4	雑種地	文部科学省	鐘撞堂(大手渡櫓門北側櫓台石垣)			

3. 史跡小田原城跡指定地番変遷

指定	指定時地番						現況地番								
	筆数		町村	字名	地番	地目	所有者	筆数		市町村	字名	地番	地目	所有者	備考
	No.	指定別						No.	指定別						
1次指定	65	1-65	神奈川縣足柄下郡小田原町	幸 1丁目	小田原町 所有土手敷	小田原町	99	1-99	神奈川縣小田原市	南町 1丁目	853-1	学校用地	小田原市	一部が指定地 三の丸土塁 (スポーツ会館裏)	
	66	1-66		新玉 1丁目	25-2-7 地先 元土手敷	大蔵省	100	1-100		浜町 4丁目	20-4	雑種地	文部科学省	山王口 (江戸口) 見 附南側(一里塚)	
	67	1-67		新玉 1丁目	125-1 地先 元土手敷	大蔵省	101	1-101		浜町 2丁目	125-3	雑種地	文部科学省	山王口 (江戸口) 見 附北側	
	68	1-68	緑 4丁目	721-□	田	個人	—	—		城内	725-1	—	—	官報の 721-□は、 731-□の誤記 1次指定 緑4-725-1 参照	
	69	1-69	緑 4丁目	723-1	畑	個人	—	—		城内	725-1	—	—	1次指定 緑4-725-1 参照	
	70	1-70	緑 4丁目	723-2	山林	個人	—	—		城内	725-1	—	—	1次指定 緑4-725-1 参照	
	71	1-71	緑 4丁目	725-1	畑	個人	102	1-102		城内	725-1	宅地	学校法人		
							103	1-103		城内	725-6	宅地	小田原市		
							104	1-104		城内	725-9	宅地	学校法人		
							105	1-105		城内	725-10	宅地	学校法人		
	72	1-72	緑 4丁目	729	宅地	個人	—	—		城内	725-1	—	—	1次指定 緑4-725-1 参照	
	73	1-73	緑 4丁目	731-1	畑	個人	106	1-106		城内	731-1	宅地	小田原市		
							107	1-107		城内	731-4	宅地	小田原市		
	74	1-74	緑 4丁目	736-1	畑	個人	108	1-108		城内	736-3	宅地	小田原市		
109							1-109	城内	736-4	宅地	小田原市				
110							1-110	城内	736-7	宅地	小田原市				

3. 史跡小田原城跡指定地番変遷

指定	指定時地番						現況地番								
	筆数		町村	字名	地番	地目	所有者	筆数		市町	字名	地番	地目	所有者	備考
	No.	指定別						No.	指定別						
1次指定	75	1-75	神奈川縣足柄下郡小田原町	緑4丁目	736-2	畑	個人	—	—	神奈川県小田原市	城内	58-1	—		1次指定 幸1-58-1 参照
								—	—		城内	58-14	—		1次指定 幸1-58-1 参照
								111	1-111		城内	736-2	宅地	個人	
								112	1-112		城内	736-5	宅地	小田原市	
								113	1-113		城内	736-6	宅地	小田原市	
								114	1-114		城内	736-12	宅地	小田原市	
								115	1-115		城内	736-13	宅地	小田原市	
								116	1-116		城内	736-14	宅地	個人	
								117	1-117		城内	736-16	宅地	個人共有	
								118	1-118		城内	736-17	宅地	個人	
								76	1-76		神奈川縣足柄下郡小田原町	緑4丁目	738-1	畑	個人共有
	120	1-120	城内	738-5	宅地	小田原市									
	121	1-121	城内	738-6	宅地	小田原市									
	122	1-122	城内	738-7	公衆用 道路	個人									
	123	1-123	城内	738-13	宅地	個人									
	124	1-124	城内	738-17	宅地	個人									
	125	1-125	城内	738-18	公衆用 道路	小田原市									
	77	1-77	神奈川縣足柄下郡小田原町	緑4丁目	738-3	宅地	個人	126	1-126	城内	738-3	宅地	個人		
								127	1-127	城内	738-9	宅地	小田原市		
								128	1-128	城内	738-10	宅地	個人		
								129	1-129	城内	738-11	宅地	個人		
								130	1-130	城内	738-12	宅地	個人		
								131	1-131	城内	738-15	宅地	小田原市		
								132	1-132	城内	738-16	宅地	個人		
	78	1-78	神奈川縣足柄下郡小田原町	緑4丁目	739-1	田	個人共有	—	—	城内	738-5			1次指定 緑4-738-1 参照	
	79	1-79	神奈川縣足柄下郡小田原町	緑4丁目	739-2	田	個人	133	1-133	城内	739-2	田	小田原市		
	80	1-80	神奈川縣足柄下郡小田原町	緑4丁目	739-5	田	個人共有	—	—	城内	738-5			1次指定 緑4-738-1 参照	
	81	1-81	神奈川縣足柄下郡小田原町	緑4丁目	739-6	田	個人	134	1-134	城内	739-6	田	小田原市		

3. 史跡小田原城跡指定地番変遷

指定	指定時地番						現況地番											
	筆数		町村	字名	地番	地目	所有者	筆数		市町村	字名	地番	地目	所有者	備考			
	No.	指定別						No.	指定別									
1次指定	82	1-82	神奈川県足柄下郡小田原町	緑4丁目	739-八号	山林	個人	—	—	神奈川県小田原市	城内	725-1			官報の739-八号は、741-八号の誤記 1次指定の緑4-725-1参照			
	83	1-83		緑4丁目	741-10	畑	個人	135	1-135		城内	741-10	畑	小田原市				
	84	1-84		緑4丁目	741-12	畑	個人	136	1-136		城内	741-12	宅地	小田原市				
	85	1-85		緑4丁目	741-イ-3	畑	個人	—	—		城内	725-1	—				741-イ-2の誤記 1次指定の緑4-725-1参照	
	86	1-86		緑4丁目	741-ロ-1	原野芝地	個人	—	—		城内	725-1	—				1次指定の緑4-725-1参照	
	87	1-87		緑4丁目	745-1	畑	個人	—	—		城内	736-2	—				1次指定 緑4-736-2参照	
	88	1-88		緑4丁目	745-7	田	個人	137	1-137		城内	745-7	宅地	小田原市				
	89	1-89		緑4丁目	753-2	山林	個人	138	1-138		緑4丁目	753-2	山林	小田原市 土地開発公社				
				緑4丁目				139	1-139		緑4丁目	753-9	山林	小田原市 土地開発公社				
				緑4丁目				140	1-140		緑4丁目	753-10	山林	小田原市 土地開発公社				
	90	1-90		十字2丁目	341-6	畑	宗教法人	141	1-141		城山4丁目	340-5	鉄道用地	JR東海			東海道新幹線小峰トンネル南口 一部が指定地	
	91	1-91		十字2丁目	341-7	畑	宗教法人											
	92	1-92							142		1-142	城山3丁目	999-1	原野	小田原市			
									143		1-143	城山4丁目	999-5	原野	学校法人			
							144	1-144	城山4丁目	999-6	原野	小田原市						
							145	1-145	城山4丁目	999-7	原野	小田原市						
93	1-93						146	1-146	城山4丁目	1002-3	宅地	個人			一部が指定地			
		十字4丁目	1004-1	原野芝地	個人	147	1-147	城山4丁目	1002-26	原野	小田原市			一部を指定 *5次でも一部指定(全筆指定地)				
94	1-94	十字4丁目	1004-6	原野芝地	個人	148	1-148	城山4丁目	1004-6	原野	民間企業							

3. 史跡小田原城跡指定地番変遷

指定	指定時地番						現況地番								
	筆数		町村	字名	地番	地目	所有者	筆数		市町村	字名	地番	地目	所有者	備考
	No.	指定別						No.	指定別						
1次指定	95	1-95	神奈川縣足柄下郡小田原町	十字4丁目	1020ノ内	原野芝地	個人	149	1-149	神奈川県小田原市	十字4丁目	1016-1	宅地	小田原市	一部が指定地
								150	1-150		十字4丁目	1016-2	宅地	個人	一部が指定地
								151	1-151		十字4丁目	1016-3	宅地	個人共有	一部が指定地
								152	1-152		十字4丁目	1016-11	宅地	個人共有	一部が指定地
								153	1-153		十字4丁目	1016-12	宅地	個人	一部が指定地
								154	1-154		十字4丁目	1016-13	宅地	個人共有	一部が指定地
								155	1-155		十字4丁目	1016-14	宅地	個人共有	一部が指定地
	96	1-96	神奈川縣足柄下郡小田原町	十字4丁目	1021	原野芝地	個人	—	—	神奈川県小田原市	十字4丁目	1016-3	—		1次指定
								156	1-156		十字4丁目	1016-15	宅地	個人	一部が指定地
								157	1-157		十字4丁目	1016-16	宅地	個人	1次指定 十字4丁目 1020ノ内参照
								158	1-158		十字4丁目	1016-25	宅地	個人共有	一部が指定地
								159	1-159		十字4丁目	1016-17	宅地	個人	一部が指定地
								160	1-160		十字4丁目	1016-18	宅地	個人	一部が指定地
	97	1-97	神奈川縣足柄下郡小田原町	十字4丁目	1046	山林	個人	161	1-161	神奈川県小田原市	十字4丁目	1016-21	宅地	個人	一部が指定地
								162	1-162		十字4丁目	1046	山林	小田原市	
	98	1-98	神奈川縣足柄下郡小田原町	十字4丁目	1050-2	山林	個人	163	1-163	神奈川県小田原市	十字4丁目	1050-2	山林	小田原市	
	99	1-99	神奈川縣足柄下郡小田原町	十字4丁目	1056-1	原野	個人	164	1-164	神奈川県小田原市	十字4丁目	1032-2	宅地	個人・民間企業共有	一部が指定地
								165	1-165		十字4丁目	1032-3	宅地	個人	一部が指定地
								166	1-166		十字4丁目	1056-7	畑	個人共有	一部が指定地
								167	1-167		十字4丁目	1056-9	宅地	個人	大部分が指定地
168								1-168	十字4丁目		1056-10	公衆用道路	小田原市		

3. 史跡小田原城跡指定地番変遷

指定	指定時地番						現況地番								
	筆数		町村	字名	地番	地目	所有者	筆数		市町村	字名	地番	地目	所有者	備考
	No.	指定別						No.	指定別						
1次指定	1001-100		神奈川縣足柄下郡小田原町	十字4丁目	1056-2	原野芝地	個人	1691-169		神奈川縣小田原市	十字4丁目	1055-1	公衆用道路	個人共有	一部が指定地 1次指定時の 十字4丁目 1056-3の 一部を含む
								1701-170			十字4丁目	1055-5	宅地	個人	
	1011-101		神奈川縣足柄下郡小田原町	十字4丁目	1056-3	原野芝地	民間企業	1711-171		神奈川縣小田原市	十字4丁目	1056-3	原野	小田原市	
								—	—		十字4丁目	1055-1	—		1次指定の 十字4丁目 1056-2参照
	1021-102		神奈川縣足柄下郡小田原町	十字4丁目	1056-4	原野芝地	民間企業	1721-172		神奈川縣小田原市	十字4丁目	1056-4	畑	小田原市	
	1031-103		神奈川縣足柄下郡小田原町	十字4丁目	1056-5	原野芝地	民間企業	1731-173		神奈川縣小田原市	十字4丁目	1056-5	畑	小田原市	
	1041-104		神奈川縣足柄下郡小田原町	十字4丁目	1083-1	原野芝地	民間企業	1741-174		神奈川縣小田原市	十字4丁目	1083-1	畑	小田原市	
	1051-105		神奈川縣足柄下郡小田原町	十字4丁目	1083-2	原野芝地	民間企業	1751-175		神奈川縣小田原市	十字4丁目	1083-2	畑	小田原市	
	1061-106		神奈川縣足柄下郡小田原町	十字4丁目	1083-3	原野芝地	民間企業	1761-176		神奈川縣小田原市	十字4丁目	1083-3	畑	小田原市	
	1071-107		神奈川縣足柄下郡小田原町	十字4丁目	1083-5 /内	原野芝地	民間企業	1771-177		神奈川縣小田原市	十字4丁目	1073-26	墓地	小田原市	一部を指定 *10次でも 一部指定(全 筆指定地)
								1781-178			十字4丁目	1073-12	山林	小田原市	一部を指定 *7次でも一 部指定(全筆 指定地)
								1791-179			十字4丁目	1073-13	山林	小田原市	一部が指定地
	1081-108		神奈川縣足柄下郡小田原町	十字4丁目	1083-6	原野芝地	民間企業	1801-180		神奈川縣小田原市	十字4丁目	1073-9	山林	個人	一部が指定地 1次指定の十 字4-1083-7 の一部を含む
								1811-181			十字4丁目	1073-10	山林	個人	一部が指定地

3. 史跡小田原城跡指定地番変遷

指定	指定時地番						現況地番								
	筆数		町村	字名	地番	地目	所有者	筆数		市町村	字名	地番	地目	所有者	備考
	No.	指定別						No.	指定別						
1次指定	109	1-109	神奈川県足柄下郡小田原町	十字4丁目	1083-7	原野芝地	民間企業	182	1-182	神奈川県小田原市	十字4丁目	1073-7	山林	個人・民間企業共有	一部が指定地
								183	1-183		十字4丁目	1073-8	山林	個人	一部が指定地
								—	—		十字4丁目	1073-9	—	—	1次指定時 十字4-1083-6 参照
								184	1-184		十字4丁目	1073-16	山林	個人	一部が指定地
								185	1-185		十字4丁目	1073-17	山林	民間企業	一部が指定地
								186	1-186		十字4丁目	1073-18	山林	個人	一部が指定地
								187	1-187		十字4丁目	1073-19	宅地	民間企業	一部が指定地
								188	1-188		十字4丁目	1073-20	山林	個人	一部が指定地
								189	1-189		十字4丁目	1073-21	山林	民間企業	一部が指定地
								190	1-190		十字4丁目	1073-23	宅地	民間企業	一部が指定地
	110	1-110	神奈川県足柄下郡小田原町	十字4丁目	1083-8	原野芝地	民間企業	192	1-192	神奈川県小田原市	十字4丁目	1073-5	山林	個人	一部が指定地
								193	1-193		十字4丁目	1073-6	山林	民間企業	一部が指定地
								—	—		十字4丁目	1073-7	—	—	1次指定時 十字4-1083-7 参照
								—	—		十字4丁目	1073-19	—	—	1次指定時 十字4-1083-7 参照
								—	—		十字4丁目	1073-23	—	—	1次指定時 十字4-1083-7 参照
	111	1-111	神奈川県足柄下郡小田原町	十字4丁目	1083-9	原野芝地	民間企業	194	1-194	神奈川県小田原市	十字4丁目	1073-1	山林	個人	一部が指定地
								195	1-195		十字4丁目	1073-3	山林	個人共有	一部が指定地
								196	1-196		十字4丁目	1073-4	畑	個人	一部が指定地
								—	—		十字4丁目	1073-5	—	—	1次指定時 十字4-1083-8 参照
	112	1-112	十字4丁目	1086	畑	民間企業	197	1-197	十字4丁目	1086	畑	個人			

3. 史跡小田原城跡指定地番変遷

指定	指定時地番						現況地番										
	筆数		町村	字名	地番	地目	所有者	筆数		市町村	字名	地番	地目	所有者	備考		
	No.	指定別						No.	指定別								
1次指定	113	1-113	神奈川県足柄下郡小田原町	十字 4丁目	1087-2	山林	民間 企業	198	1-198	神奈川県小田原市	十字 4丁目	1087-2	山林	個人			
	114	1-114		十字 4丁目	1087-3	山林	民間 企業	199	1-199		十字 4丁目	1087-3	山林	個人			
	115	1-115		十字 4丁目	1087-5	山林	民間 企業	200	1-200		十字 4丁目	1087-5	畑	個人			
	116	1-116		十字 4丁目	1087-8	山林	民間 企業	201	1-201		十字 4丁目	1087-8	山林	個人			
	117	1-117		十字 4丁目	1087-9	山林	個人	202	1-202		十字 4丁目	1087-9	山林	個人			
	118	1-118		十字 4丁目	1100-7	原野	民間 企業	203	1-203		十字 4丁目	1100-7	原野	個人・ 民間企業 共有			
								204	1-204					十字 4丁目	1100-34	原野	小田原市
	119	1-119		十字 4丁目	1100-8	山林	民間 企業	205	1-205		十字 4丁目	1100-8	山林	小田原市			
	120	1-120		十字 4丁目	1100-9	山林	民間 企業	206	1-206		十字 4丁目	1100-9	山林	小田原市			
	121	1-121		十字 4丁目	1100- 10	原野	民間 企業	207	1-207		十字 4丁目	1100-10	原野	個人・ 民間企業 共有			
								208	1-208					十字 4丁目	1100-35	原野	小田原市
	122	1-122		十字 4丁目	1100- 11	原野	民間 企業	209	1-209		十字 4丁目	1100-11	畑	個人・ 民間企業 共有			
								210	1-210					十字 4丁目	1100-36	宅地	小田原市
								211	1-211					十字 4丁目	1100-39	畑	小田原市
	123	1-123		十字 4丁目	1100- 12	山林	民間 企業	212	1-212		十字 4丁目	1100-12	宅地	小田原市			
								213	1-213					十字 4丁目	1100-38	畑	小田原市
	124	1-124		十字 4丁目	1100- 13	山林	民間 企業	214	1-214		十字 4丁目	1100-13	宅地	小田原市			
125	1-125	十字 4丁目	1100- 14	原野	民間 企業	215	1-215	十字 4丁目	1100-14	畑	個人・ 民間企業 共有						
						216	1-216				十字 4丁目	1100-37	宅地	小田原市			
126	1-126	十字 4丁目	1100- 15	原野	民間 企業	217	1-217	十字 4丁目	1100-15	宅地	小田原市						
127	1-127	十字 4丁目	1100- 16	山林	民間 企業	218	1-218	十字 4丁目	1100-16	宅地	小田原市						
128	1-128	十字 4丁目	1100- 17	原野	民間 企業	219	1-219	十字 4丁目	1100-17	宅地	小田原市						

3. 史跡小田原城跡指定地番変遷

指定	指定時地番						現況地番												
	筆数		町村	字名	地番	地目	所有者	筆数		市町村	字名	地番	地目	所有者	備考				
	No.	指定別						No.	指定別										
1次指定	129	1-129	神奈川県足柄下郡小田原町	十字4丁目	1100-19	原野	民間企業	220	1-220	神奈川県小田原市	十字4丁目	1100-19	宅地	小田原市					
	130	1-130		十字4丁目	1100-20	山林	民間企業	221	1-221		十字4丁目	1100-20	宅地	小田原市					
	131	1-131		十字4丁目	1100-21	山林	民間企業	222	1-222		十字4丁目	1100-21	宅地	小田原市					
	132	1-132		十字4丁目	1100-22	原野	民間企業	223	1-223		十字4丁目	1100-22	宅地	小田原市					
	133	1-133		十字4丁目	1100-23	山林	民間企業	224	1-224		十字4丁目	1100-23	宅地	小田原市					
	134	1-134		十字4丁目	1100-24	山林	民間企業	225	1-225		十字4丁目	1100-24	宅地	小田原市					
	135	1-135		十字4丁目	1100-25	山林	民間企業	226	1-226		十字4丁目	1100-25	宅地	小田原市					
								227	1-227						十字4丁目	1100-31	宅地	小田原市	
	136	1-136		十字4丁目	1100-26	原野	民間企業	228	1-228		十字4丁目	1100-26	原野	小田原市					
	137	1-137		十字4丁目	1100-27	山林	民間企業	229	1-229		十字4丁目	1100-27	宅地	小田原市					
								230	1-230						十字4丁目	1100-32	宅地	小田原市	
	138	1-138		十字4丁目	1100-28	原野	民間企業	231	1-231		十字4丁目	1100-28	原野	小田原市					
	139	1-139		十字4丁目	1100-29	原野	民間企業	232	1-232		十字4丁目	1100-29	原野	小田原市					
	140	1-140		谷津字小松原	81-1	山林	民間企業	233	1-233		城山1丁目	64-2	宅地	小田急電鉄					
								234	1-234						城山1丁目	64-3	宅地	小田急電鉄	一部が指定地
								235	1-235						城山1丁目	64-23	公衆用道路	個人・民間企業共有	一部が指定地
								236	1-236						城山1丁目	81-8	山林	個人	
								237	1-237						城山1丁目	81-9	山林	個人	
	141	1-141		谷津字小松原	81-3	山林	個人	238	1-238		城山1丁目	81-3	山林	小田原市					
142	1-142	谷津字小松原	81-4	山林	個人	239	1-239	城山1丁目	81-4	山林	個人								
						240	1-240					城山1丁目	81-10	宅地	小田原市				
143	1-143	谷津字小松原	81-5	山林	個人	241	1-241	城山1丁目	81-5	山林	個人								
144	1-144	谷津字小松原	81-6	山林	個人	242	1-242	城山1丁目	81-6	山林	個人								
145	1-145	谷津字小松原	81-7	山林	個人	243	1-243	城山1丁目	81-7	山林	小田原市								

3. 史跡小田原城跡指定地番変遷

指定	指定時地番						現況地番								
	筆数		町村	字名	地番	地目	所有者	筆数		市町村	字名	地番	地目	所有者	備考
	No.	指定別						No.	指定別						
1次指定	146	1-146	谷津字金ノ台	119-1	原野	個人	244	1-244	神奈川県小田原市	城山1丁目	119-1	原野	個人		
	147	1-147		119-2	原野	個人	245	1-245		城山1丁目	119-2	宅地	個人	一部が指定地	
	148	1-148		119-3	原野	個人	246	1-246		城山1丁目	119-3	原野	個人		
	149	1-149		119-4	原野	個人	247	1-247		城山1丁目	119-4	原野	個人		
	150	1-150		119-5	原野	個人	248	1-248		城山1丁目	119-5	原野	個人		
	151	1-151		119-6	原野	個人	249	1-249		城山1丁目	119-6	原野	個人		
	152	1-152		227-1	山林	個人	250	1-250		城山1丁目	227-1	宅地	個人		
	153	1-153	谷津字城下	227-2	畑	個人	—	—	城山1丁目	227-1	—		1次指定 谷津字城下 1-227-1 参照		
	154	1-154		227-3	畑	個人	251	1-251	城山1丁目	227-3	畑	個人			
							252	1-252	城山2丁目	227-32	畑	国土交通省			
							253	1-253	城山1丁目	227-34	宅地	個人共有			
							254	1-254	城山1丁目	227-38	宅地	神奈川県			
	155	1-155		227-4	畑	個人	255	1-255	城山2丁目	227-4	畑	個人			
							256	1-256	城山2丁目	227-33	畑	国土交通省			
	156	1-156		227-5	原野	個人	257	1-257	城山2丁目	227-5	原野	個人			
	157	1-157		227-6	原野	個人	258	1-258	城山2丁目	227-6	宅地	個人			
							259	1-259	城山2丁目	227-41	原野	個人共有			
	158	1-158	227-7	原野	個人	260	1-260	城山2丁目	227-43	宅地	個人	西半が指定地			

3. 史跡小田原城跡指定地番変遷

指定	指定時地番						現況地番								
	筆数		町村	字名	地番	地目	所有者	筆数		市町村	字名	地番	地目	所有者	備考
	No.	指定別						No.	指定別						
1次指定	159	1-159	神奈川県足柄下郡足柄村	谷津 字城下	227-8	山林	個人	261	1-261	神奈川県小田原市	谷津 字城下	227-8	宅地	個人	
								262	1-262		谷津 字城下	227-35	宅地	個人	
								263	1-263		谷津 字城下	227-36	宅地	個人	
								264	1-264		谷津 字城下	227-37	宅地	個人	
								265	1-265		谷津 字城下	227-38	山林	個人	
								266	1-266		谷津 字城下	227-55	山林	個人	
								267	1-267		谷津 字城下	227-39	山林	個人	
								268	1-268		谷津 字城下	227-59	山林	個人	
								269	1-269		谷津 字城下	227-63	山林	小田原市	
								270	1-270		谷津 字城下	227-64	山林	小田原市	
								271	1-271		谷津 字城下	227-40	山林	個人	
								272	1-272		谷津 字城下	227-58	山林	個人	
								273	1-273		谷津 字城下	227-60	山林	個人	
	274	1-274	谷津 字城下	227-61	山林	小田原市									
	275	1-275	谷津 字城下	227-62	山林	小田原市									
	276	1-276	谷津 字城下	227-68	宅地	小田原市									
	160	1-160	谷津 字城下	227-9	山林	個人	277	1-277	谷津 字城下	227-9	山林	小田原市			
	161	1-161	谷津 字城下	227-10	畑	個人	278	1-278	谷津 字城下	227-10	畑	小田原市			
	162	1-162	谷津 字城下	227-11	山林	個人	279	1-279	谷津 字城下	227-11	山林	個人			
							280	1-280	谷津 字城下	227-65	山林	小田原市			
281							1-281	谷津 字城下	227-53	宅地	個人				
282							1-282	谷津 字城下	227-66	宅地	小田原市				
163	1-163	谷津 字城下	227-12	畑	個人	283	1-283	谷津 字城下	227-12	畑	小田原市				
164	1-164	谷津 字城下	227-13	畑	個人	284	1-284	谷津 字城下	227-13	宅地	個人共有				

3. 史跡小田原城跡指定地番変遷

指定	指定時地番						現況地番								
	筆数		町村	字名	地番	地目	所有者	筆数		市町村	字名	地番	地目	所有者	備考
	No.	指定別						No.	指定別						
1次指定	165	1-165	谷津 字城下	227-14	山林	個人	285	1-285	神奈川県 小田原市	谷津 字城下	227-14	山林	小田原市		
							286	1-286		谷津 字城下	227-42	山林	小田原市		
							287	1-287		谷津 字城下	227-43	山林	個人共有		
							288	1-288		谷津 字城下	227-44	宅地	小田原市		
							289	1-289		谷津 字城下	227-45	山林	個人		
							290	1-290		谷津 字城下	227-46	山林	小田原市		
							291	1-291		谷津 字城下	227-47	山林	個人		
	166	1-166	谷津 字城下	227-15	畑	個人	292	1-292	神奈川県 小田原市	谷津 字城下	227-15	畑	個人		
							293	1-293		谷津 字城下	227-48	宅地	小田原市		
							294	1-294		谷津 字城下	227-49	畑	個人共有		
							295	1-295		谷津 字城下	227-50	宅地	小田原市		
							296	1-296		谷津 字城下	227-51	畑	個人		
							297	1-297		谷津 字城下	227-52	山林	小田原市		
	167	1-167	谷津 字城下	227-16	畑	個人	298	1-298	神奈川県 小田原市	谷津 字城下	227-16	畑	個人		
	168	1-168	谷津 字城下	227-17	山林	個人	299	1-299		谷津 字城下	227-17	山林	個人		
	169	1-169	谷津 字城下	227-18	山林	個人	300	1-300		谷津 字城下	227-18	山林	個人		
	170	1-170	谷津 字城下	227-19	畑	個人	301	1-301		谷津 字城下	227-19	畑	個人		
	171	1-171	谷津 字城下	227-20	畑	個人	302	1-302		谷津 字城下	227-20	畑	個人		
							303	1-303		谷津 字城下	227-56	宅地	個人		
							304	1-304		谷津 字城下	227-67	宅地	小田原市		
172	1-172	谷津 字城下	227-21	山林	個人	305	1-305	谷津 字城下		227-21	山林	個人			
						306	1-306	谷津 字城下		227-57	宅地	個人			
173	1-173	谷津 字城下	227-22	山林	個人	307	1-307	谷津 字城下		227-22	山林	個人			
174	1-174	谷津 字城下	227-23	畑	個人	308	1-308	谷津 字城下	227-23	畑	個人				

3. 史跡小田原城跡指定地番変遷

指定	指定時地番						現況地番								
	筆数		町村	字名	地番	地目	所有者	筆数		市町村	字名	地番	地目	所有者	備考
	No.	指定別						No.	指定別						
1次指定	175	1-175	神奈川県足柄下郡足柄村	谷津 字城下	227-24	畑	個人	309	1-309	神奈川県小田原市	谷津 字城下	227-24	畑	個人	
	176	1-176		谷津 字城下	227-25	山林	個人	310	1-310		谷津 字城下	227-25	山林	個人	
	177	1-177		谷津 字城下	227-26	畑	個人	311	1-311		谷津 字城下	227-26	畑	個人	
	178	1-178		谷津 字城下	227-27	山林	個人	312	1-312		谷津 字城下	227-27	畑	個人	
	179	1-179		谷津 字城下	227-29	山林	個人	313	1-313		谷津 字城下	227-29	山林	小田原市	
								314	1-314		谷津 字城下	227-54	山林	個人	
	180	1-180		谷津 字城下	227-30	山林	個人	315	1-315		谷津 字城下	227-30	山林	個人	
	181	1-181		谷津 字城下	227-31	山林	個人	316	1-316		谷津 字城下	227-31	山林	個人	
	182	1-182		谷津 字山神	259-1	山林	個人	317	1-317		谷津 字山神	259-1	山林	個人	
	183	1-183		谷津 字山神	259-2	畑	個人	318	1-318		谷津 字山神	259-2	畑	個人	
	184	1-184		谷津 字山神	259-3	畑	個人	319	1-319		谷津 字山神	259-3	畑	個人共有	
	185	1-185		谷津 字山神	259-4	山林	個人	320	1-320		谷津 字山神	259-4	畑	個人共有	
	186	1-186		谷津 字山神	259-5	山林	個人	321	1-321		谷津 字山神	259-5	山林	個人	
	187	1-187		谷津 字山神	259-6	畑	個人	322	1-322		谷津 字山神	259-6	畑	個人	
	188	1-188		谷津 字山神	259-7	畑	個人	323	1-323		谷津 字山神	259-7	畑	個人	
	189	1-189		谷津 字山神	259-8	山林	個人	324	1-324		谷津 字山神	259-8	山林	個人	
	190	1-190		谷津 字山神	259-9	山林	個人	325	1-325		谷津 字山神	259-9	山林	個人	
	191	1-191		谷津 字山神	259-10	畑	個人	326	1-326		谷津 字山神	259-10	畑	個人	
	192	1-192		谷津 字山神	259-11	畑	個人	327	1-327		谷津 字山神	259-11	畑	個人	
	193	1-193		谷津 字山神	259-12	畑	個人	328	1-328		谷津 字山神	259-12	畑	個人	
194	1-194	谷津 字山神	259-13	山林	個人	329	1-329	谷津 字山神	259-13	山林	個人				
195	1-195	谷津 字山神	259-14	畑	個人	330	1-330	谷津 字山神	259-14	畑	個人				
						331	1-331	谷津 字山神	259-24	畑	小田原市				

3. 史跡小田原城跡指定地番変遷

指定	指定時地番						現況地番								
	筆数		町村	字名	地番	地目	所有者	筆数		市町村	字名	地番	地目	所有者	備考
	No.	指定別						No.	指定別						
1次指定	196	1-196	神奈川 縣足柄下 郡足柄村	谷津 字山神	259-15	畑	個人	332	1-332	神奈川 県小田原 市	谷津 字山神	259-15	畑	個人	
								333	1-333		谷津 字山神	259-23	畑	小田原市	
	197	1-197	谷津 字山神	259-16	山林	個人	334	1-334	谷津 字山神	259-16	山林	個人共有			
	198	1-198	谷津 字山神	259-17	山林	個人	335	1-335	谷津 字山神	259-17	畑	個人			
	199	1-199	谷津 字山神	259-18	山林	個人	336	1-336	谷津 字山神	259-18	山林	個人			
	200	1-200	谷津 字山神	259-20	畑	個人	337	1-337	谷津 字山神	259-20	畑	個人			
	201	1-201	谷津 字山神	259-21	山林	個人	338	1-338	谷津 字山神	259-21	山林	個人			
	202	1-202	谷津 字山神	259-22	山林	個人	339	1-339	谷津 字山神	259-22	山林	個人			
							340	1-340	城内	54-50	雑種地	小田原市			
							341	1-341	城内	76-3	公衆用 道路	小田原市			
							342	1-342	城内	731-5	宅地	小田原市			
							343	1-343	城内	731-6	宅地	小田原市			
							344	1-344	城内	739-7	宅地	小田原市			
							345	1-345	城内	739-8	宅地	小田原市			
							346	1-346	城内	739-9	宅地	小田原市			
							347	1-347	城内	741-9	畑	小田原市			
							348	1-348	城内	741-14	宮内省 用地	宮内大臣			
							349	1-349	城内	745-9	宅地	小田原市			
							350	1-350	城内	853-43			二の丸東堀・ 住吉橋東堀		
							351	1-351	城内	62			二の丸北堀		
							352	1-352	城内	63-2			二の丸北堀		
							353	1-353	城内	66-2			二の丸北堀		
							354	1-354	城内	75-2			二の丸北堀		
							355	1-355	城内	76-7			二の丸北堀		
							356	1-356	城内	725-7	宅地	学校法人			
							357	1-357	城内	725-8	宅地	学校法人			
							358	1-358	城内	725-11	宅地	小田原市			
							359	1-359	城内	725-12	宅地	小田原市			
							360	1-360	城内	725-13	宅地	小田原市			

3. 史跡小田原城跡指定地番変遷

指定	指定時地番						現況地番								
	筆数		町村	字名	地番	地目	所有者	筆数		市町村	字名	地番	地目	所有者	備考
	No.	指定別						No.	指定別						
2次指定	2032-1		神奈川県小田原市	新玉 2丁目	355	山林	宗教法人	3612-1		神奈川県小田原市	浜町 2丁目	355	山林	宗教法人	
								3622-2			城内	738-2	宮内省 用地	宮内大臣	
	2042-2			緑 4丁目	818-1	宅地	小田原市	3632-3			城内	743	宮内省 用地	宮内大臣	
								3642-4			城内	745-8	宮内省 用地	宮内大臣	
	2052-3			緑 4丁目	818-3	宅地	神奈川県	3652-5			城内	812			
	2062-4			幸 1丁目	900-1	宅地	小田原市	3662-6			城内	900-1	宅地	小田原市	
	2072-5			幸 1丁目	900-3	宅地	神奈川県	3672-7			城内	900-3	宅地	神奈川県	
								3682-8			城内	900-11	宅地	宗教法人	
	2082-6			幸 1丁目	900-7	宅地	小田原市	3692-9			城内	900-7	宅地	小田原市	
	2092-7			幸 1丁目	900-8	宅地	小田原市	3702-10			城内	900-8	宅地	小田原市	
	2102-8			幸 1丁目	900-9	宅地	小田原市	3712-11			城内	900-9	宅地	小田原市	
	2112-9			幸 1丁目	900-10	宅地	小田原市	3722-12			城内	900-10	宅地	小田原市	
	2122-10			十字 4丁目	967-2	山林	神奈川県	3732-13			城内	967-2	山林	神奈川県	
								3742-14			城内	853-252			三の丸 南城
						3752-15		城内	853-253			御茶壺曲 輪南堀			
						3762-16		城内	853-254			南曲輪 南堀			
						3772-17		城内	853-256			小峯橋 南詰			
3次指定	2133-1		神奈川県小田原市	南町 4丁目	412	宅地	民間企業	3783-1		神奈川県小田原市	南町 4丁目	412	雑種地	小田原市	
	2143-2			南町 4丁目	415-3	宅地	民間企業	—	—		南町 4丁目	412	—		
	2153-3			南町 4丁目	415-4	雑種地	個人	3793-2			南町 4丁目	415-4	雑種地	小田原市	
	2163-4			南町 4丁目	415-5	廃水路敷	民間企業	—	—		南町 4丁目	412	—		
	2173-5			南町 4丁目	415-7	雑種地	民間企業	—	—		南町 4丁目	412	—		
	2183-6			南町 4丁目	420-1	宅地	民間企業	—	—		南町 4丁目	412	—		

3. 史跡小田原城跡指定地番変遷

指定	指定時地番						現況地番									
	筆数		町村	字名	地番	地目	所有者	筆数		市町村	字名	地番	地目	所有者	備考	
	No.	指定別						No.	指定別							
3次指定	2193-7		神奈川県小田原市	南町4丁目	943-3	宅地	民間企業	—	—	神奈川県小田原市	南町4丁目	412	—			
	2203-8			城山3丁目	999-4	原野	小田原市	3803-3			城山3丁目	999-4	原野	小田原市		
	2213-9			城山3丁目	1001-1	山林	小田原市	3813-4			城山3丁目	1001-1	山林	小田原市		
	2223-10			城山3丁目	1001-7	原野	小田原市	3823-5			城山3丁目	1001-7	原野	小田原市		
	2233-11			城山3丁目	1042-1	山林	小田原市	3833-6			城山3丁目	1042-1	山林	小田原市		
	2243-12			城山3丁目	1042-2	山林	日本国有鉄道	3843-7			城山3丁目	1042-2	山林	JR 東日本		
	2253-13			城山3丁目	1047-1	山林	小田原市	3853-8			城山3丁目	1047-1	山林	小田原市		
	2263-14			城山3丁目	1049	山林	小田原市	3863-9			城山3丁目	1049	山林	小田原市		
	2273-15			城山3丁目	1051-1	山林	小田原市	3873-10			城山3丁目	1050-1	山林	小田原市		
	2283-16			城山3丁目	1110-3のうち実測	山林	小田原市	3883-11			城山3丁目	1110-3のうち実測	山林	小田原市		一部が指定地
2293-17		南町4丁目	412の西側に接する道路敷		小田原市	3893-12		南町4丁目	412の西側に接する道路敷		小田原市					
4次指定	2304-1		神奈川県小田原市	南町1丁目	872-12	宅地	民間企業	3904-1		神奈川県小田原市	南町1丁目	872-12	宅地	小田原市		
	2314-2			南町1丁目	873-6	宅地	民間企業	3914-2			南町1丁目	873-6	宅地	小田原市		
	2324-3			南町1丁目	873-7	宅地	民間企業	3924-3			南町1丁目	873-7	宅地	小田原市		
	2334-4			南町1丁目	874-2	宅地	民間企業	3934-4			南町1丁目	874-2	宅地	小田原市		
	2344-5			南町1丁目	874-3	宅地	民間企業	3944-5			南町1丁目	874-3	宅地	小田原市		
	2354-6			南町1丁目	874-ハ	宅地	民間企業	3954-6			南町1丁目	874-ハ	宅地	小田原市		
	2364-7			城山3丁目	803-92	廃道路	小田原市土地開発公社	3964-7			城山3丁目	803-92	廃道路	小田原市		
	2374-8			城山3丁目	963-4	山林	小田原市土地開発公社	3974-8			城山3丁目	963-4	山林	小田原市		
	2384-9			城山3丁目	963-11	山林	小田原市土地開発公社	3984-9			城山3丁目	963-11	山林	小田原市		
	2394-10			城山3丁目	963-15	山林	小田原市土地開発公社	3994-10			城山3丁目	963-15	山林	小田原市		

3. 史跡小田原城跡指定地番変遷

指定	指定時地番						現況地番								
	筆数		町村	字名	地番	地目	所有者	筆数		市町村	字名	地番	地目	所有者	備考
	No.	指定別						No.	指定別						
4次指定	2404-11		神奈川県小田原市	城山3丁目	963-17	山林	小田原市土地開発公社	4004-11		神奈川県小田原市	城山3丁目	963-17	山林	小田原市	
	2414-12			城山3丁目	963-19	山林	小田原市土地開発公社	4014-12			城山3丁目	963-19	山林	小田原市	
	2424-13			城山3丁目	963-95	山林	小田原市土地開発公社	4024-13			城山3丁目	963-95	山林	小田原市	
	2434-14			城山3丁目	963-96	山林	小田原市土地開発公社	4034-14			城山3丁目	963-96	山林	小田原市	
	2444-15			城山3丁目	963-111	山林	小田原市土地開発公社	4044-15			城山3丁目	963-111	山林	小田原市	
	2454-16			城山3丁目	963-117	山林	小田原市土地開発公社	4054-16			城山3丁目	963-117	山林	小田原市	
	2464-17			城山3丁目	963-118	山林	小田原市土地開発公社	4064-17			城山3丁目	963-118	山林	小田原市	
	2474-18			城山3丁目	967-11のうち 実測	原野	小田原市土地開発公社	4074-18			城山3丁目	967-11	原野	小田原市	
		4084-19							城山3丁目		967-57	原野	小田原市		
		4094-20							城山3丁目		967-58	原野	小田原市		
	2484-19			城山3丁目	967-37	原野	小田原市土地開発公社	4104-21			城山3丁目	967-37	原野	小田原市	
2494-20		城山3丁目	967-42	原野	小田原市土地開発公社	4114-22		城山3丁目	967-42	原野	小田原市				
2504-21		城山3丁目	右の地域に接する道路敷		小田原市	4124-23		城山3丁目	右の地域に接する道路敷		小田原市				
5次指定	2515-1		神奈川県小田原市	城山4丁目	775-12	宅地	民間企業	4135-1		神奈川県小田原市	城山4丁目	775-12	宅地	小田原市	
	2525-2			城山4丁目	785	山林	民間企業	4145-2			城山4丁目	785	山林	小田原市	
	2535-3			城山4丁目	786	山林	民間企業	4155-3			城山4丁目	786	山林	小田原市	
	2545-4			城山4丁目	878-1	山林	民間企業	4165-4			城山4丁目	878-1	山林	小田原市	
	2555-5			城山4丁目	878-16	山林	民間企業	4175-5			城山4丁目	878-16	山林	小田原市	
	2565-6			城山4丁目	967-12	山林	民間企業	4185-6			城山4丁目	967-12	山林	小田原市	
	2575-7			城山4丁目	967-42	山林	民間企業	4195-7			城山4丁目	967-42	山林	小田原市	

3. 史跡小田原城跡指定地番変遷

指定	指定時地番						現況地番								
	筆数		町村	字名	地番	地目	所有者	筆数		市町村	字名	地番	地目	所有者	備考
	No.	指定別						No.	指定別						
5次指定	2585-8		神奈川県小田原市	城山4丁目	1002-26のうち 実測 267.24 m <sup>2</sup>	原野	民間企業	4205-8		神奈川県小田原市	城山4丁目	1002-26のうち 実測 267.24 m <sup>2</sup>	原野	小田原市	1次指定でも一部指定(全筆指定地)
	2595-9			城山4丁目	1007	宅地	民間企業	4215-9			城山4丁目	1007	宅地	小田原市	
	2605-10			城山4丁目	1008-1	宅地	民間企業	4225-10			城山4丁目	1008-1	宅地	小田原市	
	2615-11			荻窪字市屋敷	478-ホ	山林	個人	4235-11			荻窪字市屋敷	478-ホ	山林	小田原市	
	2625-12			荻窪字市屋敷	486-3	山林	個人	4245-12			荻窪字市屋敷	486-3	山林	小田原市	
	2635-13			荻窪字市屋敷	486-5	山林	個人	4255-13			荻窪字市屋敷	486-5	山林	小田原市	
6次指定	2646-1		神奈川県小田原市	緑4丁目	750	山林	小田原市土地開発公社	4266-1		神奈川県小田原市	緑4丁目	750	山林	小田原市土地開発公社	
	2656-2			緑4丁目	751	山林	小田原市土地開発公社	4276-2			緑4丁目	751	山林	小田原市土地開発公社	
	2666-3			緑4丁目	752-1	山林	小田原市土地開発公社	4286-3			緑4丁目	752-1	山林	小田原市土地開発公社	
	2676-4			緑4丁目	753-1	山林	小田原市土地開発公社	4296-4			緑4丁目	753-1	山林	小田原市土地開発公社	
	2686-5			緑4丁目	756-ホ	山林	小田原市土地開発公社	4306-5			緑4丁目	756-ホ	山林	小田原市土地開発公社	
	2696-6			十字4丁目	1043	宅地	小田原市土地開発公社	4316-6			十字4丁目	1043	宅地	小田原市	
	270 6-7			十字4丁目	1051-1	宅地	小田原市土地開発公社	4326-7			十字4丁目	1051-1	宅地	小田原市	
								4336-8			十字4丁目	1051-5	宅地	小田原市	
	2716-8			十字4丁目	1059-1	山林	小田原市土地開発公社	4346-9			十字4丁目	1059-1	山林	小田原市	
	2726-9			十字4丁目	1059-2	山林	小田原市土地開発公社	4356-10			十字4丁目	1059-2	山林	小田原市	
	2736-10			城山4丁目	250-11	宅地	民間企業	4366-11			城山4丁目	250-11	宅地	小田原市	
2746-11		城山4丁目	1002-9	宅地	民間企業	4376-12		城山4丁目	1002-9	宅地	小田原市				

3. 史跡小田原城跡指定地番変遷

指定	指定時地番						現況地番								
	筆数		町村	字名	地番	地目	所有者	筆数		市町村	字名	地番	地目	所有者	備考
	No.	指定別						No.	指定別						
7次指定	2757-1		神奈川県小田原市	城山3丁目	963-106	山林	個人	4387-1		神奈川県小田原市	城山3丁目	963-106	山林	小田原市	
	2767-2			板橋字香林寺山	881-1	山林	民間企業	4397-2			板橋字香林寺山	881-1	山林	小田原市	
	2777-3			板橋字香林寺山	881-4	宅地	民間企業	4407-3			板橋字香林寺山	881-4	宅地	小田原市	
	2787-4			板橋字香林寺山	881-20	雑種地	個人	4417-4			板橋字香林寺山	881-20	雑種地	小田原市	
	2797-5			十字4丁目	1033-3	山林	小田原市土地開発公社	4427-5			十字4丁目	1033-3	山林	小田原市	
	2807-6			十字4丁目	1033-8	雑種地	小田原市土地開発公社	4437-6			十字4丁目	1033-8	雑種地	小田原市	
	2817-7			十字4丁目	1073-12のうち 実測 667.22㎡	山林	個人	4447-7			十字4丁目	1073-12のうち 実測 667.22㎡	山林	小田原市	1次指定でも一部指定(全筆指定地)
8次指定	2828-1		神奈川県小田原市	南町1丁目	130-24	宅地	個人	4458-1		神奈川県小田原市	南町1丁目	130-24	宅地	小田原市	
	2838-2			南町1丁目	130-39	宅地	個人	4468-2			南町1丁目	130-39	宅地	小田原市	
	2848-3			城山1丁目	102-1	畑	小田原市	4478-3			城山1丁目	102-1	畑	小田原市	
	2858-4			城山1丁目	102-2	畑	小田原市	4488-4			城山1丁目	102-2	畑	小田原市	
	2868-5			城山1丁目	103-1	畑	小田原市	4498-5			城山1丁目	103-1	畑	小田原市	
	2878-6			城山1丁目	103-2	畑	小田原市	4508-6			城山1丁目	103-2	畑	小田原市	
	2888-7			緑4丁目	752-2	山林	小田原市	4518-7			緑4丁目	752-2	山林	小田原市	
	2898-8			十字4丁目	1100-4	山林	個人・民間企業共有	4528-8			十字4丁目	1100-4	山林	小田原市	
	2908-9			十字4丁目	1100-5	山林	個人・民間企業共有	4538-9			十字4丁目	1100-5	山林	小田原市	
	2918-10			十字4丁目	1100-6	山林	個人・民間企業共有	4548-10 4558-11			十字4丁目	1100-6	山林	個人・民間企業共有	
								十字4丁目	1100-33	山林	小田原市				

3. 史跡小田原城跡指定地番変遷

指定	指定時地番						現況地番								
	筆数		町村	字名	地番	地目	所有者	筆数		市町村	字名	地番	地目	所有者	備考
	No.	指定別						No.	指定別						
8次指定	292	8-11	神奈川県小田原市	十字4丁目	1101	畑	小田原市	456	8-12	神奈川県小田原市	十字4丁目	1101-1	宅地	小田原市	
								457	8-13		十字4丁目	1101-2	畑	小田原市	
								458	8-14		十字4丁目	1101-3	畑	個人	
								459	8-15		十字4丁目	1101-4	畑	個人	
								460	8-16		十字4丁目	1101-5	畑	個人	
								461	8-17		十字4丁目	1101-6	畑	個人	
								462	8-18		十字4丁目	1101-7	畑	個人	
9次指定	293	9-1	神奈川県小田原市	城山3丁目	803-37	宅地	民間企業	463	9-1	神奈川県小田原市	城山3丁目	803-37	宅地	小田原市	
	294	9-2		城山3丁目	803-38	宅地	民間企業	464	9-2		城山3丁目	803-38	宅地	小田原市	
	295	9-3		城山3丁目	803-54	宅地	民間企業	465	9-3		城山3丁目	803-54	宅地	小田原市	
	296	9-4		城山3丁目	803-55	宅地	民間企業	466	9-4		城山3丁目	803-55	宅地	小田原市	
	297	9-5		城山3丁目	803-63	山林	民間企業	467	9-5		城山3丁目	803-63	山林	小田原市	
	298	9-6		城山3丁目	803-130	宅地	民間企業	468	9-6		城山3丁目	803-130	宅地	小田原市	
10次指定	299	10-1	神奈川県小田原市	城山3丁目	793	学校用地	神奈川県	469	10-1	神奈川県小田原市	城山3丁目	793	学校用地	神奈川県	
	300	10-2		城山3丁目	795-6	学校用地	神奈川県	470	10-2		城山3丁目	795-6	学校用地	神奈川県	
	301	10-3		城山3丁目	795-7	学校用地	神奈川県	471	10-3		城山3丁目	795-7	学校用地	神奈川県	
	302	10-4		城山3丁目	796-1	学校用地	神奈川県	472	10-4		城山3丁目	796-1	学校用地	神奈川県	
	303	10-5		城山3丁目	797-3	学校用地	神奈川県	473	10-5		城山3丁目	797-3	学校用地	神奈川県	
	304	10-6		城山3丁目	797-6	学校用地	神奈川県	474	10-6		城山3丁目	797-6	学校用地	神奈川県	
	305	10-7		城山3丁目	797-8	学校用地	神奈川県	475	10-7		城山3丁目	797-8	学校用地	神奈川県	
	306	10-8		城山3丁目	797-9	学校用地	神奈川県	476	10-8		城山3丁目	797-9	学校用地	神奈川県	
	307	10-9		城山3丁目	818-5	学校用地	神奈川県	477	10-9		城山3丁目	818-5	学校用地	神奈川県	
	308	10-10		城山3丁目	818-11	学校用地	神奈川県	478	10-10		城山3丁目	818-11	学校用地	神奈川県	
309	10-11	城山3丁目	818-12	学校用地	神奈川県	479	10-11	城山3丁目	818-12	学校用地	小田原市				

3. 史跡小田原城跡指定地番変遷

指定	指定時地番						現況地番								
	筆数		町村	字名	地番	地目	所有者	筆数		市町村	字名	地番	地目	所有者	備考
	No.	指定別						No.	指定別						
10次指定	310	10-12	神奈川県小田原市	城山3丁目	819	雑種地	神奈川県	480	10-12	神奈川県小田原市	城山3丁目	819	雑種地	神奈川県	
	311	10-13		城山3丁目	963-20	学校用地	神奈川県	481	10-13		城山3丁目	963-20	山林	神奈川県	
	312	10-14		城山3丁目	967-25	学校用地	神奈川県	482	10-14		城山3丁目	967-25	学校用地	神奈川県	
	313	10-15		城山3丁目	967-27	学校用地	神奈川県	483	10-15		城山3丁目	967-27	学校用地	神奈川県	
	314	10-16		城山3丁目	1107	学校用地	神奈川県	484	10-16		城山3丁目	1107	学校用地	神奈川県	
	315	10-17		城山3丁目	1107-2	学校用地	神奈川県	485	10-17		城山3丁目	1107-2	学校用地	神奈川県	
	316	10-18		城山3丁目	1107-3	学校用地	神奈川県	486	10-18		城山3丁目	1107-3	学校用地	神奈川県	
	317	10-19		城山3丁目	1108	学校用地	神奈川県	487	10-19		城山3丁目	1108	学校用地	神奈川県	
	318	10-20		城山3丁目	1108-2	雑種地	神奈川県	488	10-20		城山3丁目	1108-2	雑種地	神奈川県	
	319	10-21		城山3丁目	1108-3	雑種地	神奈川県	489	10-21		城山3丁目	1108-3	雑種地	小田原市	
	320	10-22		城山3丁目	1108-4	雑種地	神奈川県	490	10-22		城山3丁目	1108-4	雑種地	小田原市	
	321	10-23		城山3丁目	1112-1	宅地	神奈川県	491	10-23		城山3丁目	1112-1	宅地	神奈川県	
	322	10-24		十字4丁目	1073-26のうち実測	墓地	宗教法人	492	10-24		十字4丁目	1073-26のうち実測	墓地	小田原市	1次指定でも一部指定(全筆指定地)
	323	10-25		城山3丁目	793と同796-1に挟まれる道路敷		神奈川県	493	10-25		城山3丁目	793と同796-1に挟まれる道路敷		神奈川県	
	324	10-26		城山3丁目	796-1と同967に挟まれ同819と同1113に挟まれる道路敷		神奈川県	494	10-26		城山3丁目	796-1と同967に挟まれ同819と同1113に挟まれる道路敷		神奈川県	
325	10-27	城山3丁目	963-20と同1112-1と同1113に挟まれる道路敷		神奈川県	495	10-27	城山3丁目	963-20と同1112-1と同1113に挟まれる道路敷		神奈川県				
11次指定	326	11-1	神奈川県小田原市	城山2丁目	316	山林	個人	496	11-1	神奈川県小田原市	城山2丁目	316	山林	小田原市	
	327	11-2		城山2丁目	318	山林	個人	497	11-2		城山2丁目	318	山林	小田原市	
	328	11-3		城山2丁目	473-1	宅地	個人	498	11-3		城山2丁目	473-1	宅地	小田原市	
	329	11-4		城山2丁目	473-2	畑	個人	499	11-4		城山2丁目	473-2	畑	小田原市	

3. 史跡小田原城跡指定地番変遷

指定	指定時地番						現況地番								
	筆数		町村	字名	地番	地目	所有者	筆数		市町村	字名	地番	地目	所有者	備考
	No.	指定別						No.	指定別						
1 1次 指定	330	11-5	神奈川県小田原市	城山 2丁目	473-4	宅地	個人	500	11-5	神奈川県小田原市	城山 2丁目	473-4	宅地	小田原市	
	331	11-6		城山 2丁目	473-5	宅地	個人	501	11-6		城山 2丁目	473-5	宅地	小田原市	
	332	11-7		城山 2丁目	473-7	宅地	民間 企業	502	11-7		城山 2丁目	473-7	宅地	小田原市	
	333	11-8		城山 2丁目	473-8	宅地	民間 企業	503	11-8		城山 2丁目	473-8	宅地	小田原市	
	334	11-9		城山 2丁目	473-9	宅地	民間 企業	504	11-9		城山 2丁目	473-9	宅地	小田原市	
	335	11-10		城山 2丁目	473-11	宅地	民間 企業	505	11-10		城山 2丁目	473-11	宅地	小田原市	
	336	11-11		城山 2丁目	473-12の うち実測 312.36㎡	畑	民間 企業	506	11-11		城山 2丁目	473-13	畑	小田原市	
	337	11-12		城山 2丁目	474-1	宅地	個人	507	11-12		城山 2丁目	474-1	宅地	小田原市	
	338	11-13		城山 2丁目	474-2	宅地	個人	508	11-13		城山 2丁目	474-2	宅地	小田原市	
	339	11-14		城山 2丁目	474-3	宅地	個人	509	11-14		城山 2丁目	474-3	宅地	小田原市	
	340	11-15		城山 2丁目	474-5	宅地	民間 企業	510	11-15		城山 2丁目	474-5	宅地	小田原市	
	341	11-16		城山 2丁目	474-7	畑	個人	511	11-16		城山 2丁目	474-7	畑	小田原市	
	342	11-17		城山 2丁目	474-9	宅地	民間 企業	512	11-17		城山 2丁目	474-9	宅地	小田原市	
	343	11-18		城山 2丁目	475-2の うち実測 464.87㎡	畑	民間 企業	513	11-18		城山 2丁目	475-6	畑	小田原市	
	344	11-19		城山 2丁目	475-3	畑	個人	514	11-19		城山 2丁目	475-3	畑	小田原市	
	345	11-20		城山 2丁目	475-5の うち実測 14.22 ㎡	畑	民間 企業	515	11-20		城山 2丁目	475-7	畑	小田原市	
	346	11-21		城山 2丁目	476のうち 実測 196.66㎡	畑	民間 企業	516	11-21		城山 2丁目	476-5	畑	小田原市	
	347	11-22		城山 2丁目	476-2	畑	個人	517	11-22		城山 2丁目	476-2	畑	小田原市	
	348	11-23		城山 2丁目	476-3	畑	民間 企業	518	11-23		城山 2丁目	476-3	畑	小田原市	
	349	11-24		城山 2丁目	476-4のうち 実測 51.37㎡	畑	民間 企業	519	11-24		城山 2丁目	476-6	畑	小田原市	
350	11-25	城山 2丁目	477-1	畑	個人	520	11-25	城山 2丁目	477-1	畑	小田原市				
351	11-26	城山 2丁目	477-2	畑	個人	521	11-26	城山 2丁目	477-2	畑	小田原市				
352	11-27	城山 2丁目	477-5	畑	民間 企業	522	11-27	城山 2丁目	477-5	畑	小田原市				

3. 史跡小田原城跡指定地番変遷

指定	指定時地番						現況地番								
	筆数		町村	字名	地番	地目	所有者	筆数		市町村	字名	地番	地目	所有者	備考
	No.	指定別						No.	指定別						
1 1次指定	353	11-28	神奈川県小田原市	城山 2丁目	477-6	畑	民間企業	523	11-28	神奈川県小田原市	城山 2丁目	477-6	畑	小田原市	
	354	11-29		城山 2丁目	477-7	畑	民間企業	524	11-29		城山 2丁目	477-7	畑	小田原市	
	355	11-30		城山 2丁目	478-2	畑	個人	525	11-30		城山 2丁目	478-2	畑	小田原市	
	356	11-31		城山 2丁目	479-2	畑	個人	526	11-31		城山 2丁目	479-2	畑	小田原市	
	357	11-32		城山 2丁目	479-3	畑	個人	527	11-32		城山 2丁目	479-3	畑	小田原市	
	358	11-33		城山 2丁目	479-4	畑	個人	528	11-33		城山 2丁目	479-4	畑	小田原市	
	359	11-34		城山 2丁目	479-5	畑	個人	529	11-34		城山 2丁目	479-5	畑	小田原市	
	360	11-35		城山 2丁目	1035	畑	小田原市 土地開発 公社	530	11-35		城山 3丁目	1035	畑	小田原市	
	361	11-36		城山 2丁目	1035-2	畑	小田原市 土地開発 公社	531	11-36		城山 3丁目	1035-2	畑	小田原市	
	362	11-37		城山 2丁目	1036-1	畑	個人	532	11-37		城山 3丁目	1036-1	畑	小田原市	
	363	11-38		城山 2丁目	1036-2	畑	個人	533	11-38		城山 3丁目	1036-2	畑	小田原市	
	364	11-39		城山 2丁目	1036-3	畑	個人	534	11-39		城山 3丁目	1036-3	畑	小田原市	
365	11-40	城山 2丁目	1036-4	原野	小田原市	535	11-40	城山 3丁目	1036-4	原野	小田原市				
1 2次指定	366	12-1	神奈川県小田原市	城山 2丁目	1034-1	宅地	民間企業	536	12-1	神奈川県小田原市	城山 3丁目	1034-1	宅地	小田原市	
	367	12-2		城山 2丁目	1034-2	宅地	民間企業	537	12-2		城山 3丁目	1034-2	宅地	小田原市	
	368	12-3		城山 2丁目	1034-3	宅地	民間企業	538	12-3		城山 3丁目	1034-3	宅地	小田原市	

## 4. 史跡小田原城跡指定現況地番

No.	指定	地名	地番	備考	No.	指定	地名	地番	備考
1	1次	城内	54-1		43	1次	城内	54-52	
2	1次	城内	54-2		44	1次	城内	54-53	
3	1次	城内	54-4		45	1次	城内	54-54	
4	1次	城内	54-5		46	1次	城内	54-55	
5	1次	城内	54-6		47	1次	城内	54-56	
6	1次	城内	54-7		48	1次	城内	54-57	
7	1次	城内	54-8		49	1次	城内	54-58	
8	1次	城内	54-9		50	1次	城内	54-59	
9	1次	城内	54-12		51	1次	城内	54-60	
10	1次	城内	54-13		52	1次	城内	54-61	
11	1次	城内	54-14		53	1次	城内	54-62	
12	1次	城内	54-15		54	1次	城内	54-63	
13	1次	城内	54-16		55	1次	城内	58-1	
14	1次	城内	54-17		56	1次	城内	58-3	
15	1次	城内	54-18		57	1次	城内	58-4	
16	1次	城内	54-23		58	1次	城内	58-8	
17	1次	城内	54-24		59	1次	城内	58-9	
18	1次	城内	54-25		60	1次	城内	58-10	
19	1次	城内	54-26		61	1次	城内	58-12	
20	1次	城内	54-27		62	1次	城内	58-13	
21	1次	城内	54-28		63	1次	城内	58-14	
22	1次	城内	54-29		64	1次	城内	58-15	
23	1次	城内	54-30		65	1次	城内	58-18	
24	1次	城内	54-31		66	1次	城内	58-23	
25	1次	城内	54-32		67	1次	城内	62	
26	1次	城内	54-33		68	1次	城内	63-2	
27	1次	城内	54-36		69	1次	城内	66-2	
28	1次	城内	54-37		70	1次	城内	75-2	
29	1次	城内	54-38		71	1次	城内	76-3	
30	1次	城内	54-39		72	1次	城内	76-7	
31	1次	城内	54-40		73	1次	城内	725-1	
32	1次	城内	54-41		74	1次	城内	725-6	
33	1次	城内	54-42		75	1次	城内	725-7	
34	1次	城内	54-43		76	1次	城内	725-8	
35	1次	城内	54-44		77	1次	城内	725-9	
36	1次	城内	54-45		78	1次	城内	725-10	
37	1次	城内	54-46		79	1次	城内	725-11	
38	1次	城内	54-47		80	1次	城内	725-12	
39	1次	城内	54-48		81	1次	城内	725-13	
40	1次	城内	54-49		82	1次	城内	731-1	
41	1次	城内	54-50		83	1次	城内	731-4	
42	1次	城内	54-51		84	1次	城内	731-5	

4. 史跡小田原城跡指定現況地番

No.	指定	地名	地番	備考	No.	指定	地名	地番	備考
85	1次	城内	731-6		128	1次	城内	853-35	
86	1次	城内	736-2		129	1次	城内	853-38	
87	1次	城内	736-3		130	1次	城内	853-43	
88	1次	城内	736-4		131	1次	城内	853-63	
89	1次	城内	736-5		132	1次	城内	853-65-1	
90	1次	城内	736-6		133	1次	城内	853-68	
91	1次	城内	736-7		134	1次	城内	853-69	
92	1次	城内	736-12		135	1次	城内	853-70	
93	1次	城内	736-13		136	1次	城内	853-71	
94	1次	城内	736-14		137	1次	城内	853-72	
95	1次	城内	736-16		138	1次	城内	853-76	
96	1次	城内	736-17		139	1次	城内	853-77	
97	1次	城内	738-1		140	1次	城内	853-78	
98	2次	城内	738-2		141	1次	城内	853-79	
99	1次	城内	738-3		142	1次	城内	853-82	
100	1次	城内	738-5		143	1次	城内	853-83 -1	
101	1次	城内	738-6		144	1次	城内	853-246	
102	1次	城内	738-7		145	1次	城内	853-247	
103	1次	城内	738-9		146	1次	城内	853-248	
104	1次	城内	738-10		147	2次	城内	853-252	
105	1次	城内	738-11		148	2次	城内	853-253	
106	1次	城内	738-12		149	2次	城内	853-254	
107	1次	城内	738-13		150	2次	城内	853-256	
108	1次	城内	738-15		151	1次	城内	853-258	
109	1次	城内	738-16		152	1次	城内	853-277	
110	1次	城内	738-17		153	1次	城内	853-278	
111	1次	城内	738-18		154	1次	城内	853-279	
112	1次	城内	739-2		155	1次	城内	853-280	
113	1次	城内	739-6		156	1次	城内	853-281	
114	1次	城内	739-7		157	1次	城内	853-282	
115	1次	城内	739-8		158	1次	城内	853-287	
116	1次	城内	739-9		159	2次	城内	900-1	
117	1次	城内	741-9		160	1次	城内	900-2	
118	1次	城内	741-10		161	2次	城内	900-3	
119	1次	城内	741-12		162	1次	城内	900-6	
120	1次	城内	741-14		163	2次	城内	900-7	
121	2次	城内	743		164	2次	城内	900-8	
122	1次	城内	745-7		165	2次	城内	900-9	
123	2次	城内	745-8		166	2次	城内	900-10	
124	1次	城内	745-9		167	2次	城内	900-11	
125	2次	城内	812		168	2次	城内	967-2	
126	1次	城内	853-33		169	1次	本町1丁目	125-4	
127	1次	城内	853-34		170	1次	本町1丁目	853-15	

## 4. 史跡小田原城跡指定現況地番

No.	指定	地名	地番	備考	No.	指定	地名	地番	備考
171	1次	栄町1丁目	91-27		213	6次	十字4丁目	1043	
172	1次	浜町2丁目	125-3		214	1次	十字4丁目	1046	
173	2次	浜町2丁目	355		215	1次	十字4丁目	1050-2	
174	1次	浜町4丁目	20-4		216	6次	十字4丁目	1051-1	
175	8次	南町1丁目	130-24		217	6次	十字4丁目	1051-5	
176	8次	南町1丁目	130-39		218	1次	十字4丁目	1055-1	一部が指定地
177	1次	南町1丁目	853-1	一部が指定地	219	1次	十字4丁目	1055-5	
178	3次	南町4丁目	412		220	1次	十字4丁目	1056-3	
179	3次	南町4丁目	412の西 側に接する 道路敷		221	1次	十字4丁目	1056-4	
180	3次	南町4丁目	415-4		222	1次	十字4丁目	1056-5	
181	4次	南町1丁目	872-12		223	1次	十字4丁目	1056-7	一部が指定地
182	4次	南町1丁目	873-6		224	1次	十字4丁目	1056-9	大部分が指定地
183	4次	南町1丁目	873-7		225	1次	十字4丁目	1056-10	
184	4次	南町1丁目	874-2		226	6次	十字4丁目	1059-1	
185	4次	南町1丁目	874-3		227	6次	十字4丁目	1059-2	
186	4次	南町1丁目	874-ハ		228	1次	十字4丁目	1073-1	一部が指定地
187	6次	緑4丁目	750		229	1次	十字4丁目	1073-3	一部が指定地
188	6次	緑4丁目	751		230	1次	十字4丁目	1073-4	一部が指定地
189	6次	緑4丁目	752-1		231	1次	十字4丁目	1073-5	一部が指定地
190	6次	緑4丁目	752-2		232	1次	十字4丁目	1073-6	一部が指定地
191	6次	緑4丁目	753-1		233	1次	十字4丁目	1073-7	一部が指定地
192	1次	緑4丁目	753-2		234	1次	十字4丁目	1073-8	一部が指定地
193	1次	緑4丁目	753-9		235	1次	十字4丁目	1073-9	一部が指定地
194	1次	緑4丁目	753-10		236	1次	十字4丁目	1073-10	一部が指定地
195	6次	緑4丁目	756-ホ		237	1次 7次	十字4丁目	1073-12	
196	1次	十字4丁目	1016-1	一部が指定地	238	1次	十字4丁目	1073-13	一部が指定地
197	1次	十字4丁目	1016-2	一部が指定地	239	1次	十字4丁目	1073-16	一部が指定地
198	1次	十字4丁目	1016-3	一部が指定地	240	1次	十字4丁目	1073-17	一部が指定地
199	1次	十字4丁目	1016-11	一部が指定地	241	1次	十字4丁目	1073-18	一部が指定地
200	1次	十字4丁目	1016-12	一部が指定地	242	1次	十字4丁目	1073-19	一部が指定地
201	1次	十字4丁目	1016-13	一部が指定地	243	1次	十字4丁目	1073-20	一部が指定地
202	1次	十字4丁目	1016-14	一部が指定地	244	1次	十字4丁目	1073-21	一部が指定地
203	1次	十字4丁目	1016-16	一部が指定地	245	1次	十字4丁目	1073-23	一部が指定地
204	1次	十字4丁目	1016-15	一部が指定地	246	1次	十字4丁目	1073-24	一部が指定地
205	1次	十字4丁目	1016-25	一部が指定地	247	1次 10次	十字4丁目	1073-26	
206	1次	十字4丁目	1016-17	一部が指定地	248	1次	十字4丁目	1083-1	
207	1次	十字4丁目	1016-18	一部が指定地	249	1次	十字4丁目	1083-2	
208	1次	十字4丁目	1016-21	一部が指定地	250	1次	十字4丁目	1083-3	
209	1次	十字4丁目	1032-2	一部が指定地	251	1次	十字4丁目	1086	
210	1次	十字4丁目	1032-3	一部が指定地	252	1次	十字4丁目	1087-2	
211	7次	十字4丁目	1033-3						
212	7次	十字4丁目	1033-8						

4. 史跡小田原城跡指定現況地番

No.	指定	地名	地番	備考	No.	指定	地名	地番	備考
253	1次	十字4丁目	1087-3		296	8次	十字4丁目	1101-6	
254	1次	十字4丁目	1087-5		297	8次	十字4丁目	1101-7	
255	1次	十字4丁目	1087-8		298	1次	城山1丁目	64-2	
256	1次	十字4丁目	1087-9		299	1次	城山1丁目	64-3	一部が指定地
257	8次	十字4丁目	1100-4		300	1次	城山1丁目	64-23	一部が指定地
258	8次	十字4丁目	1100-5		301	1次	城山1丁目	81-3	
259	8次	十字4丁目	1100-6		302	1次	城山1丁目	81-4	
260	1次	十字4丁目	1100-7		303	1次	城山1丁目	81-5	
261	1次	十字4丁目	1100-8		304	1次	城山1丁目	81-6	
262	1次	十字4丁目	1100-9		305	1次	城山1丁目	81-7	
263	1次	十字4丁目	1100-10		306	1次	城山1丁目	81-8	
264	1次	十字4丁目	1100-11		307	1次	城山1丁目	81-9	
265	1次	十字4丁目	1100-12		308	1次	城山1丁目	81-10	
266	1次	十字4丁目	1100-13		309	8次	城山1丁目	102-1	
267	1次	十字4丁目	1100-14		310	8次	城山1丁目	102-2	
268	1次	十字4丁目	1100-15		311	8次	城山1丁目	103-1	
269	1次	十字4丁目	1100-16		312	8次	城山1丁目	103-2	
270	1次	十字4丁目	1100-17		313	1次	城山1丁目	119-1	
271	1次	十字4丁目	1100-19		314	1次	城山1丁目	119-2	
272	1次	十字4丁目	1100-20		315	1次	城山1丁目	119-3	
273	1次	十字4丁目	1100-21		316	1次	城山1丁目	119-4	
274	1次	十字4丁目	1100-22		317	1次	城山1丁目	119-5	
275	1次	十字4丁目	1100-23		318	1次	城山1丁目	119-6	
276	1次	十字4丁目	1100-24		319	1次	城山1丁目	227-1	
277	1次	十字4丁目	1100-25		320	1次	城山1丁目	227-3	
278	1次	十字4丁目	1100-26		321	1次	城山2丁目	227-4	
279	1次	十字4丁目	1100-27		322	1次	城山2丁目	227-5	
280	1次	十字4丁目	1100-28		323	1次	城山2丁目	227-6	
281	1次	十字4丁目	1100-29		324	1次	城山2丁目	227-32	
282	1次	十字4丁目	1100-31		325	1次	城山2丁目	227-33	
283	1次	十字4丁目	1100-32		326	1次	城山1丁目	227-34	
284	8次	十字4丁目	1100-33		327	1次	城山1丁目	227-38	
285	1次	十字4丁目	1100-34		328	1次	城山2丁目	227-41	
286	1次	十字4丁目	1100-35		329	1次	城山2丁目	227-43	西半が指定地
287	1次	十字4丁目	1100-36		330	1次	城山2丁目	316	
288	1次	十字4丁目	1100-37		331	1次	城山2丁目	318	
289	1次	十字4丁目	1100-38		332	1次	城山2丁目	473-1	
290	1次	十字4丁目	1100-39		333	1次	城山2丁目	473-2	
291	8次	十字4丁目	1101-1		334	1次	城山2丁目	473-4	
292	8次	十字4丁目	1101-2		335	1次	城山2丁目	473-5	
293	8次	十字4丁目	1101-3		336	1次	城山2丁目	473-7	
294	8次	十字4丁目	1101-4		337	1次	城山2丁目	473-8	
295	8次	十字4丁目	1101-5		338	1次	城山2丁目	473-9	

## 4. 史跡小田原城跡指定現況地番

No.	指定	地名	地番	備考	No.	指定	地名	地番	備考
339	1 1 次	城山 2 丁目	473-11		372	1 0 次	城山 3 丁目	797-8	
340	1 1 次	城山 2 丁目	473-13		373	1 0 次	城山 3 丁目	797-9	
341	1 1 次	城山 2 丁目	474-1		374	9 次	城山 3 丁目	803-37	
342	1 1 次	城山 2 丁目	474-2		375	9 次	城山 3 丁目	803-38	
343	1 1 次	城山 2 丁目	474-3		376	9 次	城山 3 丁目	803-54	
344	1 1 次	城山 2 丁目	474-5		377	9 次	城山 3 丁目	803-55	
345	1 1 次	城山 2 丁目	474-7		378	9 次	城山 3 丁目	803-63	
346	1 1 次	城山 2 丁目	474-9		379	4 次	城山 3 丁目	803-92	
347	1 1 次	城山 2 丁目	475-3		380	9 次	城山 3 丁目	803-130	
348	1 1 次	城山 2 丁目	475-6		381	1 0 次	城山 3 丁目	818-5	
349	1 1 次	城山 2 丁目	475-7		382	1 0 次	城山 3 丁目	818-11	
350	1 1 次	城山 2 丁目	476-2		383	1 0 次	城山 3 丁目	818-12	
351	1 1 次	城山 2 丁目	476-3		384	1 0 次	城山 3 丁目	819	
352	1 1 次	城山 2 丁目	476-5		385	4 次	城山 3 丁目	963-4	
353	1 1 次	城山 2 丁目	476-6		386	4 次	城山 3 丁目	963-11	
354	1 1 次	城山 2 丁目	477-1		387	4 次	城山 3 丁目	963-15	
355	1 1 次	城山 2 丁目	477-2		388	4 次	城山 3 丁目	963-17	
356	1 1 次	城山 2 丁目	477-5		389	4 次	城山 3 丁目	963-19	
357	1 1 次	城山 2 丁目	477-6		390	1 0 次	城山 3 丁目	963-20	
358	1 1 次	城山 2 丁目	477-7					963-20 と 同 1112-1 と 同 1113 に挟まれ る道路敷	
359	1 1 次	城山 2 丁目	478-2		391	1 0 次	城山 3 丁目		
360	1 1 次	城山 2 丁目	479-2						
361	1 1 次	城山 2 丁目	479-3		392	4 次	城山 3 丁目	963-95	
362	1 1 次	城山 2 丁目	479-4		393	4 次	城山 3 丁目	963-96	
363	1 1 次	城山 2 丁目	479-5					963-95・96、 右の地域 に接する 道路敷	
364	1 0 次	城山 3 丁目	793		394	4 次	城山 3 丁目	967-11 と 963-4・37・ 111・118 の 間	
365	1 0 次	城山 3 丁目	793 と同 796-1 に挟 まれる道路 敷		395	7 次	城山 3 丁目	963-106	
366	1 0 次	城山 3 丁目	795-6		396	4 次	城山 3 丁目	963-111	
367	1 0 次	城山 3 丁目	795-7		397	4 次	城山 3 丁目	963-117	
368	1 0 次	城山 3 丁目	796-1		398	4 次	城山 3 丁目	963-118	
369	1 0 次	城山 3 丁目	796-1 と同 967 に挟ま れ同 819 と 同 1113 に挟 まれる道路 敷		399	4 次	城山 3 丁目	967-11	
370	1 0 次	城山 3 丁目	797-3		400	1 0 次	城山 3 丁目	967-25	
371	1 0 次	城山 3 丁目	797-6		401	1 0 次	城山 3 丁目	967-27	
					402	4 次	城山 3 丁目	967-37	
					403	4 次	城山 3 丁目	967-42	

4. 史跡小田原城跡指定現況地番

No.	指定	地名	地番	備考	No.	指定	地名	地番	備考
404	4次	城山3丁目	967-57		443	1次	城山4丁目	999-6	
405	4次	城山3丁目	967-58		444	1次	城山4丁目	999-7	
406	1次	城山3丁目	999-1		445	1次	城山4丁目	1002-3	一部が指定地
407	3次	城山3丁目	999-4		446	6次	城山4丁目	1002-9	
408	3次	城山3丁目	1049		447	1次 5次	城山4丁目	1002-26	
409	10次	城山3丁目	1107		448	1次	城山4丁目	1004-6	
410	10次	城山3丁目	1108		449	5次	城山4丁目	1007	
411	3次	城山3丁目	1001-1		450	5次	城山4丁目	1008-1	
412	3次	城山3丁目	1001-7		451	1次	谷津字城下	227-8	
413	12次	城山3丁目	1034-1		452	1次	谷津字城下	227-9	
414	12次	城山3丁目	1034-2		453	1次	谷津字城下	227-10	
415	12次	城山3丁目	1034-3		454	1次	谷津字城下	227-11	
416	11次	城山3丁目	1035		455	1次	谷津字城下	227-12	
417	11次	城山3丁目	1035-2		456	1次	谷津字城下	227-13	
418	11次	城山3丁目	1036-1		457	1次	谷津字城下	227-14	
419	11次	城山3丁目	1036-2		458	1次	谷津字城下	227-15	
420	11次	城山3丁目	1036-3		459	1次	谷津字城下	227-16	
421	11次	城山3丁目	1036-4		460	1次	谷津字城下	227-17	
422	3次	城山3丁目	1042-1		461	1次	谷津字城下	227-18	
423	3次	城山3丁目	1042-2		462	1次	谷津字城下	227-19	
424	3次	城山3丁目	1047-1		463	1次	谷津字城下	227-20	
425	3次	城山3丁目	1050-1		464	1次	谷津字城下	227-21	
426	10次	城山3丁目	1107-2		465	1次	谷津字城下	227-22	
427	10次	城山3丁目	1107-3		466	1次	谷津字城下	227-23	
428	10次	城山3丁目	1108-2		467	1次	谷津字城下	227-24	
429	10次	城山3丁目	1108-3		468	1次	谷津字城下	227-25	
430	10次	城山3丁目	1108-4		469	1次	谷津字城下	227-26	
431	3次	城山3丁目	1110-3	一部が指定地	470	1次	谷津字城下	227-27	
432	10次	城山3丁目	1112-1		471	1次	谷津字城下	227-29	
433	6次	城山4丁目	250-11		472	1次	谷津字城下	227-30	
434	1次	城山4丁目	340-5	一部が指定地	473	1次	谷津字城下	227-31	
435	5次	城山4丁目	775-12		474	1次	谷津字城下	227-35	
436	5次	城山4丁目	785		475	1次	谷津字城下	227-36	
437	5次	城山4丁目	786		476	1次	谷津字城下	227-37	
438	5次	城山4丁目	878-1		477	1次	谷津字城下	227-38	
439	5次	城山4丁目	878-16		478	1次	谷津字城下	227-39	
440	5次	城山4丁目	967-12		479	1次	谷津字城下	227-40	
441	5次	城山4丁目	967-42		480	1次	谷津字城下	227-42	
442	1次	城山4丁目	999-5						

## 4. 史跡小田原城跡指定現況地番

No.	指定	地名	地番	備考	No.	指定	地名	地番	備考
481	1次	谷津字城下	227-43		520	1次	谷津字山神	259-14	
482	1次	谷津字城下	227-44		521	1次	谷津字山神	259-15	
483	1次	谷津字城下	227-45		522	1次	谷津字山神	259-16	
484	1次	谷津字城下	227-46		523	1次	谷津字山神	259-17	
485	1次	谷津字城下	227-47		524	1次	谷津字山神	259-18	
486	1次	谷津字城下	227-48		525	1次	谷津字山神	259-20	
487	1次	谷津字城下	227-49		526	1次	谷津字山神	259-21	
488	1次	谷津字城下	227-50		527	1次	谷津字山神	259-22	
489	1次	谷津字城下	227-51		528	1次	谷津字山神	259-23	
490	1次	谷津字城下	227-52		529	1次	谷津字山神	259-24	
491	1次	谷津字城下	227-53		530	5次	荻窪字市屋敷	478-ホ	
492	1次	谷津字城下	227-54		531	5次	荻窪字市屋敷	486-3	
493	1次	谷津字城下	227-55		532	5次	荻窪字市屋敷	486-5	
494	1次	谷津字城下	227-56		533	7次	板橋字香林寺山	881-1	
495	1次	谷津字城下	227-57		534	7次	板橋字香林寺山	881-4	
496	1次	谷津字城下	227-58		535	7次	板橋字香林寺山	881-20	
497	1次	谷津字城下	227-59						
498	1次	谷津字城下	227-60						
499	1次	谷津字城下	227-61						
500	1次	谷津字城下	227-62						
501	1次	谷津字城下	227-63						
502	1次	谷津字城下	227-64						
503	1次	谷津字城下	227-65						
504	1次	谷津字城下	227-66						
505	1次	谷津字城下	227-67						
506	1次	谷津字城下	227-68						
507	1次	谷津字山神	259-1						
508	1次	谷津字山神	259-2						
509	1次	谷津字山神	259-3						
510	1次	谷津字山神	259-4						
511	1次	谷津字山神	259-5						
512	1次	谷津字山神	259-6						
513	1次	谷津字山神	259-7						
514	1次	谷津字山神	259-8						
515	1次	谷津字山神	259-9						
516	1次	谷津字山神	259-10						
517	1次	谷津字山神	259-11						
518	1次	谷津字山神	259-12						
519	1次	谷津字山神	259-13						

5. 史跡指定地の地目・所有者

5. 史跡指定地の地目・所有者

地目別指定地

地目	第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	合計
宅地	163	7		6	3	5		3	5	1	12	3	208
山林	86 (85)	2	7	10	9	7	#5	5	1	1	2		135 (134)
田	6												6
田・用悪水路	3												3
畑	45							10			25		80
原野	22 (21)		2	5	#1						1		31 (30)
雑種地	5		2				2			4			13
池沼	5												5
墓地	1 (0)									#1			2 (1)
境内地	1												1
学校用地	6									17			23
水道用地	1												1
鉄道用地	1												1
公衆用道路	8		1	1						3			13
廃道路				1									1
宮内省用地	1	3											4
白地	*6	*5											11
合計	360 (357)	17	12	23	13	12	7	18	6	27	40	3	538 (535)

所有者別指定地

所有者	第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	合計	
公有地	国有地	13	8										21	
	県有地	6	2							23			31	
	市有地	161 (160)	5	11	23	#13	7	#7	12	6	#4	40	3	294 (291)
	市公社	3					5							8
民有地	175	2	1					6					184	
合計	360 (357)	17	12	23	13	12	7	18	6	27	40	3	538 (535)	

#1次指定と5次指定（原野1筆・市有地）、1次指定と7次指定（山林1筆・市有地）、1次指定と10次指定（墓地1筆・市有地）で、同一地番内の異なる部分が指定されている。  
\*国有地のうち11筆（1次指定6筆、2次指定5筆）は地番表示のみあり登記のない白地扱いの土地となっている。

## 6. 史跡小田原城跡関係詳細年表

1/23

## 【年表凡例】

・以下の年表は、『小田原市史 通史編』、『小田原市史 史料編』、『小田原市史 別編 城郭』、『小田原市史 別編 年表』、『新編相模国風土記稿』等に基づき作成した。

西暦	和暦	要記	事項	備考・史料補記
1279	弘安 2	湯坂路・酒匂	10.28 訴訟のため鎌倉へ赴く阿仏尼、湯坂路を越え酒匂に宿す	この頃酒匂宿が将軍や武将らの二所（箱根・伊豆山）権現参詣の休憩宿所地となる
1305	嘉元 3	小田原初見	この頃、二所参詣の人々が「をだわら」に留まる	
1335	建武 2	小田原上山	8.17 足利尊氏、北条時行討伐で鎌倉へ下向、箱根水呑、湯本で合戦後「小田原上山」に宿陣	小田原上山は小峯・八幡山か
1339	延元 4	安国寺・愛宕社	足利尊氏、谷津に安国祈願の安国寺・愛宕社を建立	
1361	康安 1	小田原宿	11. 南朝方畠山国清ら 300 余騎、鎌倉を逃れ、小田原宿に寄宿。	
1416	応永 23	大森氏箱根別当	10.7 上杉禅秀の乱、鎌倉を追われた関東公方足利持氏を、箱根別当証実（大森出自）が大森館（静岡県駿東裾野市）に保護、反攻に転ずる	大森氏、箱根別当 36 代証実、37 代實雄、38 代海實を輩出
1417	応永 24	大森氏小田原進出	1 末～3. 大森氏上杉禅秀の乱鎮圧の戦功により、小田原、足柄に領地を得て拠点化	
1429	永享元	天守台出土宝篋印塔	4.12 小田原城天守台出土の宝篋印塔造立年	
1432	永享 4	大森氏頼の小田原関所	10. 関東公方持氏、松岡八幡宮修理のため、大森氏頼に小田原関所で 3 年間関賃を徴収させる	
1440	永享 12	早川海蔵寺創建	(永享年間) 大森氏、安叟宗 楞を開山とし、小田原早川に海蔵寺を創建	
1445	文安 2	久野総世寺	大森氏頼開基の、小田原久野総世寺創建	
1454	享徳 3	享徳の乱	12.27 関東公方足利成氏、管領上杉憲忠を殺害。鎌倉府崩壊	鎌倉府の統制喪失
1456	康正 2	小田原築城	大森氏、小田原に築城という/翌年大田道灌が河越、岩付、江戸に築城	大乱後関東諸領の各地で築城急増
1478	文明 10	小田原城攻略	大森憲頼の小田原城を太田道灌が攻略	長尾景春の乱に連動
1483	文明 15	伊勢新九郎盛時将軍申次衆	11. 伊勢新九郎盛時（のち宗瑞・早雲庵、以下早雲と表記）、室町将軍義尚の申次衆となる	
1486	文明 18	太田道灌謀殺/道興小田原遊覧	7.26 扇谷上杉定正、太田道灌を糟屋で謀殺/10. 聖護院道興、小田原・早川浦・風祭他を遊覧	山内・扇谷両上杉対立へ
1487	長享元	長享の乱/早雲駿河下向/大森氏頼小田原城	4.～11. 早雲、今川家支援のため駿河下向/大森式部少輔（大森氏頼）、扇谷上杉方として小田原城を守る ※	※両上杉の抗争「長享の乱」
1493	明応 2	早雲伊豆進攻	4. 早雲、伊豆国堀越御所に足利茶々丸を攻める	室町将軍義澄内意という
1494	明応 3	大森寄栖庵氏頼没	8.26 大森寄栖庵氏頼、岩原城に没する	
1495	明応 4	早雲蕪山城	4.～8. 早雲、茶々丸を伊豆から追放、この頃蕪山城へ本拠地を移す	

6. 史跡小田原城跡関係詳細年表

2/23

1500	明応 9	早雲の小田原進出	早雲、小田原城を攻め取り相模に進出（「北条氏茂入道宗（早）雲、小田原城ヲ攻取テ入城ス」、「明応九歳庚申藤頼公代、為小田原城主北条氏茂落城、此節岩原・川（河）村・内山等一時落城」）	『異本塔寺長帳』（内閣文庫蔵）、岩原村『古城略記』（『新編相模国風土記稿』所収）
1504	永正元	ういろう小田原へ	この年、京都の宇野藤右衛門定治（ういろう）早雲に招かれて小田原に下るといふ	
1506	永正 3	西郡検地	宗瑞、西郡の宮地で検地	
1510	永正 7	小田原城攻城	10. 扇谷上杉朝良、早雲の抛る小田原城をせめる	
1516	永正 13	早雲相模掌握	7. 11 早雲、三崎新井城に三浦氏を滅ぼし、相模を支配	
1518	永正 15	氏綱家督継承	2. ～9. 氏綱、宗瑞より家督継承/虎朱印状の初見文書	
1519	永正 16	早雲没	4. 28 早雲、菊寿丸（北条幻庵）に箱根別当領付与/早雲、葦山城に没す	
1520	永正 17	幻庵所領検地	氏綱、西郡幻庵所領他を検地	
1521	大永元	早雲寺建立	12. 23 以天宗清を開山として箱根湯本に早雲寺を建立	
1522	大永 2	城内弁財天	氏綱、蓮上院法院をして小田原城に弁財天を祀らせる	※当時の蓮上院は後の大工町のあたりに所在
1523	大永 3	伊勢→北条	6. ～9. 氏綱、相模一宮（寒川神社）を再建、棟札に北条氏綱銘、北条姓初見	
1531	享禄 4	氏綱文化交流/宗長小田原旅宿	3. ～6. 氏綱の使者宇野定治（ういろう）、京都三条西実隆に『源氏物語』『酒吞童子絵巻』への書写奥書の依頼を取持つ/9. 頃連歌師宗長、招かれて小田原に滞在、「門ぢかなる旅宿の草庵云々」と日記に記す	
1532	天文元	鶴岡八幡宮	5. 氏綱、鶴岡八幡宮造営事業を開始、同 13 年完了	
1534	天文 3	大窪の石切/氏綱亭和歌会/幻庵箱根別当職	3. 1 大窪の石切 5 人、鎌倉へ召し寄せられる/12. 12 氏綱亭和歌会、冷泉為和参加/これ以前北条幻庵箱根別当職/この年鋳物師山田治郎左衛門、河内から小田原へ下向といふ	
1535	天文 4	奈良大工招致	5. 28、12. 8 奈良大工を小田原に招致	
1536	天文 5	氏綱亭和歌会/快元僧都	2. 5 氏綱亭和歌会、今川氏輝、冷泉為和参加/2. 13 小田原城為昌興行和歌会/9. 9 快元僧都、氏綱の館を訪問	
1537	天文 6	河東一乱	2. 26 氏綱、駿河富士川以東の河東に進出（河東一乱）。	
1538	天文 7	第一次国府台合戦/氏綱関東管領	10. 7 氏綱、下総出陣、小弓公方足利義明を破る。第一次国府台合戦/この頃足利晴氏が氏綱を関東管領に補任	
1539	天文 8	松原明神・伊羅窪	7. 氏綱、松原明神に谷津地区伊羅窪 20 貫文の地を与える	
1541	天文 10	氏綱没	7. 17 氏綱没。氏康が家督継承	
1545	天文 14	連歌師宗牧	4. 25 連歌師宗牧小田原を訪れ、氏康亭で歌会を催す。庭のやり水が芦ノ湖の水と聞き驚く（小田原用水の初見資料とされる）4. 26 北条幻庵宗牧を自らの屋敷に招き朝風呂を供するとともに茶屋に案内する	
1546	天文 15	扇谷上杉滅亡	4. 20 氏康、山内・扇谷両上杉と古河公方足利連合軍を河越で撃破（河越合戦）、扇谷上杉滅亡	

1549	天文 18	飛鳥井雅綱蹴鞠伝授	10.7 飛鳥井雅綱蹴鞠の作法を北条氏親、氏政に伝授し、八境・両分・対縮図を与える。10.13 同じく北条氏康に作法を伝授し葛袴・鴨沓を与える。11.5 同じく北条氏康に作法を伝授し続いて扇蹴鞠（次第）を与える	
1551	天文 20	三方大池の小田原城	4. 京都南禅寺の僧東嶺智旺が、三方を大池に囲まれた小田原城の様子を京に書き送る	大池は現在の二の丸東南北の堀の位置か
1552	天文 21	山上上杉没落	4. 氏康、関東管領山上上杉憲政を破り、越後に追う	
1554	天文 23	相甲駿三国同盟	12. 氏康、甲斐武田、駿河今川と「甲相駿三国同盟」締結	
1558	永禄 1	足利公方を招く	4.28 北条氏康、関東公方就任の足利義氏を小田原の氏康私邸に招き饗応	
1559	永禄 2	北条家所領役帳	2.12 『北条家所領役帳』成立/12.23 氏政が家督継承	
1560	永禄 3	今川義元、小田原城へ（年不詳）	今川義元、小田原城を訪れた際、消息を駿府の北条氏規に伝える（この年義元、「桶狭間の戦い」で敗死）	
1561	永禄 4	上杉謙信の小田原攻め	3. 下旬長尾景虎（上杉謙信）小田原城を攻め、城下に放火	帰路謙信、鶴岡八幡宮で関東管領を名乗る
1566	永禄 9	小田原柳小路/小田原城大蔵	6.11 氏政、人足1225人を小田原柳小路に集め、作業をさせる/9.22 氏政、田名百姓中に穀物段銭を小田原城大蔵で納入させる	
1567	永禄 10	小田原本城架橋/明船唐人村	5.16 氏政、小田原本城の橋構築で番匠を招集/この頃50余人を乗せた明船が小田原に漂着、10余人が住み着き唐人村ができる※	※小田原唐人町伝説
1568	永禄 11	三国同盟破綻	12.12 武田信玄が今川領へ侵攻、「甲相駿三国同盟」崩壊/氏康、武田と断交、上杉と和睦を進める	
1569	永禄 12	氏直駿河国継承/越相一和/信玄小田原城攻め	閏5. 氏直、今川氏真の養子となり、駿河国を継承/6.9 氏康・氏政、上杉謙信と「越相同盟（越相一和）」/10. 武田信玄が小田原城を攻撃。蓮池に攻め込み、城下に放火	
1570	元亀 1	小田原城大普請/越相同盟/相州石切	2.6 小田原城大普請のため、相模、伊豆、武蔵に人足を課す/4.25、氏康の子（幻庵養子）三郎が春日山城で謙信と養子縁組上杉景虎を名のる/この年までに、北条氏、相州石切に対し武蔵諸城の切石普請を命ずる	
1571	元亀 2	酒匂に陣屋/北条稻荷/氏康没/越相破棄、相甲同盟へ	氏政、千葉衆のために酒匂に陣屋を準備させる/氏康、この年以前に北条稻荷（稻荷五社明神）を勧請※/10.3 氏康没/12. 氏政、「越相同盟」を破棄し「甲相同盟」を復活	※北条稻荷は総構山王口付近に小祠伝存
1574	天正 2	小田原城大普請	6.7 小田原城大普請、氏政、公郷寺方（横須賀）の百姓を招集	
1576	天正 4	飛鳥井重雅玉伝寺に蹴鞠伝授	飛鳥井重雅蹴鞠を玉伝寺（外郎家か）に伝授し、懸植様（次第）を与える	
1578	天正 6	小田原城大普請/御館の乱	1.14 小田原城大普請、氏政、千津島百姓に人足を課す/5.17 上杉家の家督争い「御館の乱」	
1579	天正 7	上杉景虎敗死/甲相不和/小田原城修理普請/宝金剛寺の樹木を所望	3.17 上杉景虎、前年の「御館の乱」後上杉景勝に追われ敗死、北条・武田不和/5.24 氏政、相模田原、鎌倉の番匠を城郭修理のため小田原に招集/6.3 氏政、大普請人足を小田原に召集/12.1 氏政、宝金剛寺に寺内の樹木を所望する	

6. 史跡小田原城跡関係詳細年表

4/23

1580	天正 8	氏政信長接近/氏直の家督継承	3. 氏政、織田信長へ婚姻要請の使者を送る/8. 氏直、家督を継ぐ	
1582	天正 10	武田氏滅亡/本能寺の変	3. 11 武田氏滅亡/6. 2 「本能寺の変」、織田信長死没/6. 19 氏直、「神流川合戦」で織田勢を排撃	
1583	天正 11	小田原城普請/氏直・督姫婚姻	3. 1～翌年、小田原城普請/8. 15 氏直、徳川家康の娘(督姫)と婚姻し同盟	豊臣秀吉、大坂築城着手
1584	天正 12	氏照屋敷普請	3. 3 奥州(氏照)屋敷を要害化するため隣接する伝肇寺、常勝寺敷地の一部の提供を求める	
1585	天正 13	乙酉大普請	3. 7 小田原城「乙酉大普請」、怒田の百姓に人足を出させる	
1586	天正 14	小田原城大普請/新宿の鋳物師/屋敷作事	1. 10 氏直、武蔵本郷の百姓中に大普請人足を課し、小田原へ招集/7. 25 氏直、新宿※の山田二郎左衛門尉を鋳物師の棟梁に任ずる/10. 1 相模田原番匠惣左衛門を座敷作事のため小田原に召し寄せる	秀吉東国出陣を計画/聚楽第築造に着手/※「新宿」は総構三王口内、現浜町四丁目
1587	天正 15	相府大普請/新堀/鉄砲鋳造/小田原参陣命令	1. 小田原城の大普請が始まり、総構(大構)が構築される(「相府大普請」)/6. 北条家家臣朝倉氏、伝肇寺に大窪の土地を売り渡す/9. 27 氏直鉄砲鋳造のため大磯より小田原までの伝馬宿中に大磯土を運ばせる/12. 氏直、翌年 1 月の惣国軍勢の小田原参陣の陣触れを出す	「新堀」(天神山尾根上)の初見
1588	天正 16	鉄砲玉鋳造/山中城普請/城内用材調達/氏規、秀吉伺候/町屋板葺き	1. 12 氏直、大磯より小田原までの宿中に鉄砲玉鋳造の土を運ばせる/1. 14 氏直、伊豆(箱根)山中城の普請を命ずる/7. 13 北条氏、城内の「三間梁百間之蔵」用の材木を愛甲郡煤ヶ谷村から運ばせる/8. 22 北条氏規上洛、聚楽第で秀吉に謁見従属を表明/氏規帰国後、氏直は京に倣い東海道沿いの町屋を板葺きに改めるといふ	
1589	天正 17	山上宗二「山上宗二記」を板部岡に贈る/小田原城大普請/名胡桃城/秀吉宣戦布告/大規模人足徴発/大筒製造	2. 山上宗二茶道の秘伝書「山上宗二記」を板部岡江雪齋に贈る/夏以降北条氏照小田原在府、大普請に従事/11. 3 以前北条氏、秀吉の裁定を破り上野名胡桃城を奪取/11. 24 豊臣秀吉、氏直に宣戦布告/北条氏、前年秋から翌年正月にかけて大規模な人足徴発を行う/12. 30 氏直、大筒の製造を命ずる	
1590	天正 18	寅年大普請/小田原合戦/石垣山城/小田原開城/大久保忠世	北条氏が小田原城大普請、自ら「寅年大普請」と呼ぶ/4. 5 秀吉早雲寺を本陣とし、軍勢が小田原城を包囲(小田原合戦)/6. 秀吉石垣山城へ本陣を移す/7. 6 北条氏、秀吉に降伏、小田原城開城/7. 11 氏政・氏照は自刃/7. 12 氏直は高野山高室院へ追放(後 1 万石の処遇受けるも病没)/7. 13 徳川家康の将大久保忠世が小田原城主となる(約 4 万 5000 石)	周囲 9km 余の総構完成、ほぼ全面に障子堀(天正 16 年から構築の箱根山中城遺構参照)
1593	文禄 2	家康小田原城泊/大久保忠隣年寄就任	10. 23 家康、京都から江戸への帰路小田原城泊/12. 大久保忠隣、秀忠付年寄り就任	
1594	文禄 3	城主忠隣	9. 15 大久保忠世没、忠隣が城主となる(6 万 5000 石)	伏見城完成
1596	慶長 元	板橋宿秋葉山	この年、山伏香案院が秋葉寺を開山	板橋に秋葉山現存
1600	慶長 5	関ヶ原の戦い	9. 3 関ヶ原に向う家康、小田原泊/9. 15 関ヶ原の戦い、徳川家康勝利	
1601	慶長 6	小田原伝馬設置	1. 家康、東海道に伝馬制を整備、小田原宿には伝馬 36 匹常備義務	

1603	慶長 8	江戸幕府成立	徳川家康、征夷大將軍となる（「江戸幕府」の成立）	
1604	慶長 9	稲葉お福/根府川石江戸城へ	7. 17 稲葉お福（春日局）※、家光の乳母に採用/この頃江戸城石垣用に根府川で採石開始	※子息が後に小田原城主となる
1605	慶長 10	徳川秀忠上洛/將軍秀忠/家康、小田原城泊	2. 26 徳川秀忠、上洛の途上小田原泊/4. 16 秀忠、第二代將軍へ/10. 25 家康、伏見より下向途次小田原城泊	
1610	慶長 15	將軍忠隣屋敷へ/家康放鷹	10. 6 將軍秀忠、忠隣の屋敷に御成、点茶献上/10. 20 家康、放鷹の途次、小田原に宿泊	
1614	慶長 19	忠隣改易/小田原城破却/番城時代へ	1. 忠隣が改易となる。2. 16 忠隣、八幡社に※1「ご願書」を奉納。幕府は小田原城の外郭石塁を破却※2。以後小田原城は、元和 5 年から 9 年までの阿部正次時代を除き幕府直轄の番城となる（城代安藤重信、藤田信吉、松下重綱、戸田康長、牧野忠成、北条氏重、戸沢政盛、近藤秀用、高木正成）	※1 北条家の書に「本丸ノ八幡」の添書き、「谷津口御門」は「新御宮御勸請ノ時」移設、「新御宮御勸請八幡ヨリ西」は「此辺都テ御旗竿出御林也」、※2 破却の外郭は二・三の丸/破却後の小田原城下絵図「加藤図」は番城期に成立
1615	元和元	本丸御番	大坂夏の陣中、西郷正員が本丸の御番を勤める	本丸に將軍旅宿御殿か
1617	元和 3	家康棺小田原城泊/今井家康陣場に祠	2. 18～19 前年没の家康の棺が小田原城泊/4. 22 八幡山西麓谷津に居住する北条氏康妹香沼姫没、屋敷地に墓碑祠堂が遺存/この年今井村の柳川忠兵衛が、小田原合戦時の家康陣所跡に祠を祀る	今井陣場の祠はその後東照神社となる
1620	元和 6	江戸城石垣普請に小田原の石工	6. 21 幕府、江戸城の石垣普請につき、石屋善左衛門に石工 10 人の提出を命ずる	
1622	元和 8	今井東照社	この年今井村家康陣場跡に東照社建立	
1625	寛永 2	秀忠隠居城案	小田原城を二代將軍徳川秀忠の隠居城とする計画出るも沙汰済み	
1630	寛永 7	天守台石垣切替	6. 2 今井村家康陣場跡東照社地 20 石余が除地となる/10. 13 天守台石垣の石を切り替える	
1632	寛永 9	稲葉正勝藩主へ	11. 23 春日局の子稲葉正勝が 8 万 5000 石で藩主となり、「相州小田原古絵図」「加藤図」を受け取る	
1633	寛永 10	寛永大地震/近世城郭へ変貌	1. 11 小田原城の近世城郭への改修工事開始※/1. 21 寛永小田原大地震、修築中の城と城下町が壊滅的被害/11. 26 小田原城修築終了	※天守・本丸は公儀普請、二の丸・お花畑は藩普請
1634	寛永 11	藩主稲葉正則/將軍家光止宿	1. 25 稲葉正勝没、正則が藩主を継ぐ/8. 22～23 將軍徳川家光、上洛の際完成間もない天守に登り、本丸御殿に止宿。御花畑でも饗応	
1635	寛永 12	紹太寺建立	稲葉氏、菩提寺紹太寺を山角町に建立	
1643	寛永 20	大手櫓、二の丸堀端の二重櫓	12. 26 幕府から、大手渡櫓門と馬屋曲輪南東角、二の丸北東角、南西角（鷹部屋曲輪とみられる）の櫓台に二重櫓の築造許可	
1644	正保 1	正保図	12. 25 幕府、諸藩に郷帳、国絵図、城絵図の調進を命ずる/これに応じ、翌年国絵図を作成、その後小田原城下絵図「正保図」作成	

6. 史跡小田原城跡関係詳細年表

6/23

1645	正保 2	城米曲輪の鉄砲 稽古/大久寺境内 に足軽長屋	7.28 正則、城米曲輪の瓦葺鉄砲場で足軽の弓・鉄砲 稽古を視察、自らも撃つ/この年大久寺境内に足軽長 屋を設置	
1646	正保 3	和歌山藩主御花 畑饗応	4. 和歌山藩主参勤につき御花畑で饗応する	
1649	慶安 2	新馬場で馬揃え	7.23 正則、城下新馬場にて家中の馬揃えを閲覧	
1651	慶安 4	三の丸御馬御覧 所設置/根府川関 所・御用石切場/ 台ヶ嶽御留山/渋 取地区	7. 三の丸に御馬御覧所を設置する/9.20 正則、根府 川関所、御用石切出し現場を視察/この年台ヶ嶽が箱 根・仙石原両関所付き御要害として御留山となる/慶 安年中、城下渋取の侍屋敷地化により、旧家笹井与 助が荻窪村に引き移る	
1653	承応 2	欄干口御門・宮 之前御門新番所 設置/城詰米転用	閏 6. 欄干口御門・宮之前御門の外に新番所を設置す る/7. 家中への扶持米不足のため城詰米を充てる	
1654	承応 3	本丸井戸石垣/早 川より二の丸に 上水引水/町大 工・木挽の御城 御用	10.20 小田原城本丸井戸の石垣構築につき老中松平 信綱より内諾/11. 正則、早川より二の丸への上水引 込みを命ず/12.25 小田原藩、町大工・木挽の御城御 用につき規定を定める	
1655	明暦元	城下時の鐘	12.10 城下の時の鐘、夜間に限らず日昼もつく/山角 町実相寺が高円寺と改称	
1659	万治 2	紹太寺	4.4 慧覚（鉄牛道機）紹太寺（稲葉家、春日局菩提 寺）に進山	
1660	万治 3	万治凶	7.16~17 大雨により小田原城の石垣、土塁 70 箇所余 に被害、幕府に修復許可願いを出す	
1661	寛文 1	二の丸土蔵	9.21 新造の公儀城詰銭 5 千貫文が小田原着、二の丸 御土蔵に収蔵	
1666	寛文 6	御用米曲輪米蔵	6.11 御用米曲輪の米蔵 2 棟を位置替え移築、元の位 置に 1 棟の新築計画が幕府より認可/10.25 正則、紹 太寺、小田原城、御花畑の修築を命ずる	
1669	寛文 9	紹太寺移転	12.18 入生田村に紹太寺が移転	
1672	寛文 12	小田原城の大幅 改修	小田原城の改修普請伺いを幕府に提出。馬屋曲輪、 馬出門、箱根口門、四ツ門（幸田口門）の形態を改 め、二の丸南東、鷹部屋曲輪南東、三の丸北東に櫓 を建てるほか、堀の形状の変更、石垣の積足しなど を計画、幕府の許可を得て普請に着手。延宝 3 年完 了	図面に普請作事の変 更前後の貼り紙を添 付
1673	延宝元	小田原城詰米/城 普請認可/城普請 で儉約令	2.5 家中への扶持米不足につき、小田原城詰米を例 年より遅く 3 月詰め替えとする/2. 初旬幕府より小田 原城の修復新規普請認可/3.30 小田原藩、小田原城 普請につき江戸詰家中に儉約と役人提出を命ずる	
1677	延宝 5	天守修復	3.15 小田原城天守の修復工事に着手	
1680	延宝 8	土塁修復認可	10.21 小田原城城米曲輪北、雷曲輪南角、箱根口櫓 門脇の土手修復、幕府より認可	
1682	天和 2	日向屋敷/八幡山 鍛冶	6.13 城下揚土に酒井忠能室の屋敷（日向屋敷）完成 /8.26 正則、八幡山の御抱え鍛冶辻村清平作の刀 2 腰、脇差 3 腰を将軍に献上	
1683	天和 3	藩主稲葉正通	稲葉正通が藩主となる（約 10 万 2000 石）	

1685	貞享 2	大久保貞享図	寛文 12 年以降の城内普請・作事変更を描いた小田原城下絵図「大久保貞享図」成立/12.11 稲葉正通、越後高田へ転封	成立は稲葉時代、図名の大久保は伝存者名
1686	貞享 3	大久保家、小田原に再入封	1.21 幕府老中大久保忠朝、上総佐倉より小田原藩に転封(約 10 万 3000 石)	
1689	元禄 2	城詰米八千石/元禄図	この年小田原城の城詰米千石公収、八千石となる/この頃、元禄 10 年曲輪名改称以前の小田原城下絵図「大久保元禄図」※「岩瀬元禄図」成立か	※年代は大久保家伝
1697	元禄 10	曲輪名改称/宮内庁図	4.28 城内曲輪名改称、雷曲輪→小峰曲輪、鷹部屋曲輪→南曲輪、弁財天曲輪→評定所曲輪、四ツ門→幸田口門、捨曲輪→お茶壺曲輪等/これを反映しこの頃小田原城絵図「宮内庁図」元禄 15 年までに成立。本丸の將軍旅宿御殿、二の丸の藩主屋敷の詳細図ほか、後期大久保時代最盛期の城内姿を精緻に描く	
1698	元禄 11	藩主大久保忠増	忠朝隠居、忠増が藩主となる(約 11 万 3000 石余)	
1703	元禄 16	元禄大地震	11.22 元禄小田原大地震。天守崩壊、小田原城と城下町は全域が倒壊焼失で壊滅的な被害/11.25～箱根口にて町人に粥を施工/12.6 忠増、小田原帰城。元御蔵に小屋掛け居住、城内城下を視察	
1706	宝永 3	城内復興/宝永再建天守	この年、天守修築用材を富士山麓の御林から切り出す/12.小田原城天守再建、棟札作成/前年 4 月天守台、二の丸、三の丸石垣等城内主要部復旧、天守石垣に復興記念碑文。(本丸御殿は不再建)	
1707	宝永 4	富士宝永噴火	11.23～富士山宝永噴火、藩領に甚大な被害。翌年被災地(約 5 万 6000 石)が天領となり、替地を拝領	
1713	正徳 3	藩主忠方	9.12 忠増病没、忠英(のち忠方)が藩主継承	
1719	享保 4	御留山処罰	4.御留山に無断で植樹した根府川村徳左衛門追放処分	
1720	享保 5	石垣山城絵図	この年、藩主忠方の命による石垣山城調査図『太閤御陣城石垣山城古城図』成立	
1721	享保 6	地震被害の小田原城修築完了	11.26 元禄 16 年大地震後の小田原城修築完了を幕府に届け出	
1730	享保 15	享保図	災害時の城内被害届普請伺候の小田原城絵図「享保図」成立、嘉永年間まで同図の模写利用が続く/幕府通達で「城米曲輪」を「用米曲輪」と改称	
1732	享保 17	藩主忠興	11.19 忠方死去、藩主忠興(約 11 万 3000 石)	
1733	享保 18	今井陣場由緒書	3.今井村源右衛門、家康陣場由緒書きを作成	
1734	享保 19	小田原城下大火/城内の破損	2.30 小田原城下大火、武家屋敷 118・町屋 990・寺社 23 を焼失、小田原宿、藩より千両拝借/12.小田原城の破損 42 箇所を修復を幕府に申請	
1740	元文 5	浜畑の反別調査	この年筋違橋町～古新宿町の裏通り浜畑の反別を調査	
1760	宝暦 10	銅門馬揃え/根府川村絵図	6.11 藩主忠興、小田原城銅門番所で家中の馬揃えを見物/この頃、「氏直の構」や「御要害不入場所堀切」の位置も図化した「根府川村絵図」成立か	
1763	宝暦 13	藩主忠由	9.10 大久保忠興が隠居、藩主忠由(11 万 3 千石)	
1769	明和 6	藩主忠頭	11.4 大久保忠由が病没、藩主忠頭(11 万 3 千石)	
1782	天明 2	地震で天守傾斜	7.15 天明大地震、天守が傾斜	
1783	天明 3	箱根要害山の小屋掛け	3.23 御要害の箱根権現護摩壇の森の背後の小屋掛けが問題となる	

6. 史跡小田原城跡関係詳細年表

8/23

1785	天明 5	天守引き起こし	1. ~4. 小田原藩、領内の村に人足を出させ、傾いた天守を引き起こして修復	
1796	寛政 8	藩主忠真	1. 18 大久保忠頭が病氣隠居。藩主忠真 (11 万三千石)	
1801	享和元	要害山の炭焼き	8. 鍛冶屋村が要害山での 5 カ年間の炭焼きを藩に届け出る	
1805	文化 2	火砲稽古	6. 小田原藩家中の火砲稽古について、20 町以上の遠町稽古は小田原浦では禁止、飯泉村の酒匂河原での実地とする	
1808	文化 5	大筒台場検分	4. 5 幕府が相模、伊豆、安房、上総各国の大筒台場の検分者派遣	
1817	文化 14	三の丸・城下大火/三の丸堀端新道開削	城下と三の丸大火。住吉橋にも延焼という/大火後箱根口から鐘つき堂までの三の丸堀沿に新道を開削	
1821	文政 4	天守の修理	天守修理のため領内より人足の冥加金を取り立てる	
1822	文政 5	箱根口諸稽古所	1. 小田原藩、三の丸箱根口門東側に「諸稽古所」を開設	
1823	文政 6	文政図	小田原城下絵図「文政図」成立	年代は同図紙背文書
1830	天保 1	新宿町鋳物師	8. 新宿町鋳物師山田次郎左衛門が、京都本所より鋳物師職を安堵される	
1837	天保 8	藩主忠愨	5. 6 大久保忠真病没により、孫の仙丸、後忠愨が藩主を継ぐ (11 万 3000 石)	
1839	天保 10	天保図/『相中襍志』	この頃、城下町の情報を多く含む、フリーハンド筆致の城下絵図板倉本「天保図」作成される/この年福原高峯著・長谷川雪提画の図会形式の地誌『相中留恩記畧』成稿/この頃小田原藩士三浦義方、小田原・箱根・相模の歴史文化地誌『相中襍志 (智・仁・勇)』を著す	※『相中留恩記畧』に番城期小田原城に家康・秀忠止宿記録、谷津香沼姫 (山本家)・石屋善左衛門伝承
1841	天保 12	『新編相模国風土記稿』	この頃『新編相模国風土記稿』成立	当時の小田原府内は 19 町 (宿) 1 村で構成
1845	弘化 2	カノン砲訓練/海岸で銃土操練	3. 3 小田原藩五百匁カノン砲で大筒訓練/5. 7 葦山塾に入門中の家中が、城下海岸で藩士小銃土組討を指導	
1848	嘉永元	藩兵諸組の練兵	5. 21 藩主上覧の下、網一色海岸で藩兵の諸組練兵を実施	
1850	嘉永 3	鋳造砲試射	4. 24 小田原藩、新規鋳造のモルチール砲の試射を実施/6. 天守修築・大砲鋳造等につき家中に儉約を命じる	
1852	嘉永 5	大砲鋳造/小田原海岸 3 台場築造	4. 小田原藩の新鋳造大砲 28 門を小田原で鋳造/12. 16 幕府代官江川英龍の指導により小田原海岸に 3 台場 (荒久・代官町・万町) を築く	
1853	嘉永 6	嘉永大地震/宮内庁嘉永図	2. 2 嘉永小田原大地震。天守等の建造物が大破、石垣も崩落箇所多数/8. 25 地震被害の石垣、土塁等の修復を幕府に願い出る	
1854	安政 1	安政大地震	11. 4 安政大地震	
1855	安政 2	小田原新蔵	8. 小田原新蔵への年貢米の御厨領からの納入問題	
1856	安政 3	小峯訓練場	12. 小田原藩、小峯に訓練場を造営	後の小峯公園・競輪場

1859	安政 6	海岸台場絵図/藩主忠礼	4. 26 海岸台場前で軍事訓練を実施、その陣立てを描いた「当浦御台場并浜畑町間看取絵図」が伝存 /11. 30 大久保忠愨没、養子忠礼が藩主を継ぐ (11 万 3 千石)	訓練は同図の図中傍記参照
1861	文久 1	文久図	この頃小田原城下絵図の集大成的な意味合いを持つ大幅絵図「文久図」成立。「御留山」とされた八幡山・小峰の管理者「山番」3 名と共に小峰訓練場・海岸防備の 3 台場など幕末施設の情報も含む	
1862	文久 2	二の丸藩主屋形	この頃将軍家茂、上洛予定、二の丸藩主居館を旅宿とするため増改築、当時の関連図面が伝存	
1863	文久 3	将軍家茂小田原城宿泊	2. 16 上洛途次の将軍家茂、小田原城二の丸の藩主屋敷に宿泊	
1865	慶応元	将軍家茂小田原城宿泊	5. 20 将軍家茂、長州征討で上洛。途次小田原城二の丸の御屋形に宿泊	
1868	慶応 4 明治元	戊辰戦争/小田原藩農兵編成/官軍小田原城接收/明治維新/明治天皇宿泊	2. 12 小田原藩、領内に農民の大隊編成を申し渡す /4. 11 江戸に向かう大総督有栖川宮が小田原に宿泊 /5. 6 小田原着陣の豆相軍監が、城下江戸口・上方口・井細田口に番兵を配置/6. 29 長州藩兵ら官軍が小田原城を接收/10. 2 荻野山中藩主大久保忠義長男岩丸 (忠良)、蟄居中の忠礼の養子となり、藩主を継ぐ (7 万 5 千石) /10. 14 小田原城が大久保家に引き渡される/12. 9 明治天皇京都還御の途次、小田原に宿泊	1. 鳥羽・伏見の戦い、戊辰戦争へ/9. 8 明治改元
1869	明治 2	文武館/藩知事	2. 11 小田原藩、藩役人を大量罷免/3. 21 版籍奉還/3. 25 明治天皇、東京行幸の途次小田原宿泊/6. 11 藩校諸稽古所を文武館と改称/6. 19 小田原藩主大久保忠良、藩知事に就任/10. 20 東京行啓の皇后が旧本陣清水金左衛門宅に宿泊	
1870	明治 3	蓮池弁財天開張/府内木戸口廃止/海岸台場廃止/小田原廃城・天守解体/城堀水田化	6. 2 城内蓮池弁財天大開張/6. 20 藩知事忠良、旧家老杉浦邸に移住/6. 24 府内山王口、板橋口、井細田口、早川口、唐人町。箱根口門外の諸町木戸口廃止/閏 10. 17 小田原藩、海岸台場の廃棄を申請、のち許可/閏 10. 24 小田原宿等で大名宿舎本陣・脇本陣の名称廃止/11. 10 小田原藩、小田原廃城の許可を受け、天守・門櫓等は町人に売却、解体される/この年二の丸・三の丸堀は民間に分割貸与され、水田として開発、翌年小作税納入	
1871	明治 4	廃藩置県/藩主は華族に	7. 14 廃藩置県で「小田原県」を設置 (忠良は藩知事を免ぜられ、東京原籍の華族となって転出)、11. 14 小田原県廃止、新設の「足柄県」へ統合、県庁は二の丸屋形に	
1872	明治 5	陸海軍省/日新館・御浜御殿/裁判所/城門櫓売却/隅屋敷管轄/大区制採用	2. 28 兵部省を陸海軍省に再編/4. 13 文武館閉校、日新館 (小学校) とし、御浜御殿に小田原英学校 (中判所) 設立/8. 県庁内足柄裁判所を設置/9. 足柄県が小田原城城門・櫓を売却/11. 20 小田原城三の丸隅屋敷が陸軍省管轄となる/11. 24 足柄県大区小区制導入	
1873	明治 6	天皇・皇后宿泊・御幸の浜/城跡陸軍省管轄	8. 4 天皇・皇后、旧本陣大清水へ宿泊、海岸で地引網を見物 (「御幸の浜」の由来)、8. 28 帰途の際も宿泊/12. 小田原城跡も本丸・二の丸一帯が陸軍省の所管となる	
1874	明治 7	日新館・旧本陣	4. 日新館校舎、旧本陣清水へ移転	

6. 史跡小田原城跡関係詳細年表

10/23

1875	明治 8	小田原箱根湯本 間道路改修/小田 原駅五町	7. 福住正兄、小田原～箱根湯本間の車道拡幅改修工 事開始/7.28 小区を統合し、府内北西部谷津村を除 き、新玉、万年、緑、十字、幸の五町とする※/9. 日 新館を幸学校、啓蒙館を新玉学校と改称	※小田原駅五町設定 により「明治初期小 田原町図」描かれ る。
1876	明治 9	神奈川県/藩主居 館・平櫓売却/ 『皇国地誌』	4.18 足柄県廃止、小田原は神奈川県に帰属/5.25 神 奈川県小田原支庁が、旧足柄県庁に開庁/10. 陸軍省 が旧藩主屋形と平櫓を売却/足柄県が『皇国地誌』編 纂に着手するも、廃県で中断	
1877	明治 10	皇太后片岡本陣 泊	1.9 英照皇太后、京都へ向かう途上旧片岡本陣に宿 泊、帰途の際も同様	
1878	明治 11	足柄下郡役所/宮 の前高札場	11.18 県郡区編成、足柄下郡役所開庁（30. 小田原支 庁廃止）/この年宮の前高札場撤去、道路敷に編入	
1879	明治 12	有信会/国道・県 道指定/片岡本陣 /小田原区裁判所 /小田原中学校開 校	5. 小田原藩士族有志が保護社（後の有信会）設立 /6.11 東海道川崎～箱根間を国道に、小田原～関本 間を県道とする/8. 来日中のグラント前米国大統領 が、箱根行きの途中、旧本陣片岡で休憩/9.1 小田原 区裁判所が新築開庁/11.10 元小田原師範学校校舎 に、足柄上下など六郡共立の小田原中学校開校	
1880	明治 13	熱海新道開削/大 久保屋敷が戸長 役場/今井東照神 社	4. 小田原～熱海間道路（熱海新道）開削工事開始/7. 幸町の大久保屋敷（現市民会館所在地）を 5 か町連 合戸長役場として購入/11.26 今井村旧徳川家康陣場 跡の東照神社社殿が焼失	
1883	明治 16	小田原城地形測 量図	陸軍省『小田原旧城及市街』五千分の一測量地形図 を作成。三の丸範囲と八幡山地域の一部を含む	
1886	明治 19	小田原の迅速測 図	参謀本部迅速測図 2 万分の一『小田原』成立	
1887	明治 20	国府津駅開業	横浜～国府津間を結ぶ東海道鉄道が開通	
1888	明治 21	鷗盟館/馬車鉄道 開業	9.2 海岸リゾート旅館鷗盟館が御幸の浜に開業/10. 湯本～国府津間を結ぶ馬車鉄道が開業	
1889	明治 22	市町村制施行	2.1 東海道線、国府津駅～静岡駅間開通/2.11 大日本 帝国憲法発布、松原神社で朗読式/4.1 市町村制施行 により、現在の小田原市域に小田原町・大窪村・芦 子村・二川村・富水村・酒匂村・下府中村・桜井 村・豊川村・上府中村・下曾我村・早川村・石橋 村・米神村・根府川村・江ノ浦村・国府津村・田島 村・曾我村・前羽村・下中村が成立、小田原駅五町 は小田原町の字となる。公式地名として従来の歴史 地名は消滅/8. 夕刻御幸の浜で海水浴場「開業式」 （福住家資料）/10.29 『函東会報告誌』第 1 号発刊 /12.28 伊藤博文、横須賀夏島の別荘の一部を緑 1 丁 目に移設、父の居宅とする/12. 平成輔の石碑建立 （南町）	
1890	明治 23	城跡払下げ/御幸 の浜滄浪閣/町役 場/啓蒙学校	1.16 町会、上司払い下げ臨時委員に、林盛安、吉田 義方、片岡栄左衛門、今井広之助を選出/2.21 陸軍 省、大久保忠礼に城址の一部を払下げ、翌年大久保 家から小田原町と報徳二宮神社に払下げ/10. 御幸の 浜西方に伊藤博文の洋館風滄浪閣落成/11.1 三の丸 の町役場が幸町 1-125 に移転、旧庁舎は啓蒙学校と なる	
1891	明治 24	小田原町の城址 の取得、借用	12.24 小田原町、大久保家から城址 12 町歩余を購 入、6 町歩世を借地	

1892	明治 25	二宮神社に城址の一部売却	1. 18 小田原町、報徳二宮神社に境内地として南曲輪の2反歩を売却決定(9.12 設立許可)/10.11 啓蒙学校、名称を尋常高等小田原小学校(後の本町小学校、現三の丸小学校)	
1893	明治 26	滄浪閣に明治天皇息女/尋常高等小田原小学校/天守台大久保神社	1. 20~伊藤博文の滄浪閣に、明治天皇息女常宮、周宮が滞在/2.7 『小餘綾城市街略図』刊行/2.4 前年啓蒙学校から改称した尋常高等小田原小学校(後の本町小学校、現三の丸小学校)校舎落成し、常宮・周宮が臨席/10.24 天守台跡に大久保神社社殿落成	
1894	明治 27	報徳二宮神社	4. 14 小峯曲輪に報徳二宮神社社殿落成、参道は南曲輪を經由	
1896	明治 29	小餘綾城市街略図/人車鉄道/時鐘堂移転/本丸小由留木亭	2.7 『小餘綾城趾概略図』刊行/3.12 小田原~熱海間を結ぶ人車鉄道開通/12. 三の丸東堀端(旧浜手口門前)の時鐘堂を大手門渡櫓石垣上に移設/この年本丸跡に「小由留木亭」開設	
1897	明治 30	滄浪閣大磯へ	この年伊藤博文、大磯滄浪閣に転出	
1899	明治 32	御用邸小田原城測量/町会城址売却/板橋用水改修	2. 「御用邸」建設のため、内務省が小田原城を測量/7. 板橋高円寺脇の水道を改修/10.8 小田原町会、城址を御用邸用地として売却、大久保家からの無償借用地も御用邸へ編入のため返還を決定	
1900	明治 33	小田原電気鉄道/人車鉄道早川口/大久保神社小峯へ移転	4. 3 小田原電気鉄道、湯本~国府津駅間開業/6. 20 豆相人車鉄道の小田原駅、早川河口から十字町(現在の国道早川口)に延長移転/11. 28 天守台の大久保神社が、小峯八幡山に移転、遷宮式	
1901	明治 34	御用邸/県立第二中学/皇太子滞在大手三の丸堀埋立/小峰競馬場	1. 「御用邸」落成、常宮・周宮がしばらく滞在/3. 1 小峯里道拡張/4. 1 旧小田原城下の新蔵跡(緑4丁目、現小田原駅)に、県立第2 中学校が開校/5. 6 皇太子(大正天皇)御用邸に滞在/5. 幸1丁目3の新道拡張工事落成(大手側三の丸堀を埋立て水路とする)/12. 15 小峰町有地(旧調練場)を競馬場に貸与	
1902	明治 35	小田原大海嘯	8. 箱根口に修養館(後の文武館)を設置/9. 7 台風に伴う「小田原大海嘯」で海岸一帯に甚大な被害、沿岸の総構土塁も損壊	
1904	明治 37	郵便局/保勝会/掃雲台	5. 13 大手口門南、幸1丁目160番地に郵便局開局/小田原保勝会設立/益田孝、大久保村総構内に別荘「掃雲台」を造営	
1906	明治 39	益田孝/横浜監獄小田原分署/清閑亭/閑院宮別邸	3. 益田孝(鈍翁)総構二重外張から大窪村にかけての一角を取得、大正3年より別荘掃雲台を営む/3. 4 横浜監獄小田原分署幼年監開庁(小田原少年院前身・総構小松原隣接)/10. 黒田長成侯爵が天神山の一角を別荘用地として取得、大正初年頃清閑亭を建築/12. 24 閑院宮別邸、小峯から天神山尾根派生部(戦国期小田原城二重戸張遺構・後のアジアセンター)の高台景勝地に完成	
1907	明治 40	古稀庵落成/高等女学校/人車鉄道が軽便鉄道へ	9. 大久保村板橋に、山県有朋の別荘「古稀庵」落成/10. 28 小田原町立小田高等女学校開校(後の小田原城内高等学校)/12. 25 人車鉄道に代わり小田原~熱海館を結ぶ「軽便鉄道」が開通	
1909	明治 42	日本地理学会/二の丸隅櫓修築	8. 1 日本歴史地理学会第2回講演会を、小田原中学校において8日間開催/8. 30 御用邸内二の丸南東隅(元治年中焼失後の再建)の平櫓の修築が完成、下部に通風孔が付く	

6. 史跡小田原城跡関係詳細年表

12/23

1910	明治 43	報徳二宮神社社殿移設	4. 報徳二宮神社社殿を小峯曲輪西域に移設、南曲輪の参道を廃し、堀外小峯道からの導入に変更
1911	明治 44	郵便局三の丸堀へ/御用邸南側里道拡張	4.1 郵便局、幸1丁目25番地（三の丸堀の東北角・現在地）に新築開業/11.30 小田原町会、御用邸南側より西へ四十間、里道拡張決議
1913	大正 2	箱根口門撤去問題/元家老加藤邸四脚門	3.9 小田原町、道路改修計画で箱根口門撤去を予定、保勝会が反対し、紛糾/8.10 お花畑の元家老加藤邸の四脚門を唐人町の鈴木英雄（戦後の市長）邸に移築
1914	大正 3	小田原中学八幡山校舎/箱根口門枳形半壊	6.19 小田原中学校、所在地が小田原駅予定地となり八幡山の新校舎に移転/6.20 小田原町が箱根口門枳形の一部を残し、道路改修を決定
1915	大正 4	小峰公園/紹太寺の山門/小田原町の二の丸堀へ蓮	8.6 小田原町、小峯公園（旧調練場）の拡張整備と梅の増殖を計画/10.9 入生田の紹太寺の山門焼失全図/12.20 平井平八発行『小田原町全図』/この年小田原保勝会城址外堀（二の丸堀）に蓮根を植える
1916	大正 5	小峰曲輪南堀埋立/下郡図書館/小田原農園/熱海線工事	3.2 報徳二宮神社南縁の小峯公園に至る堀が道路拡張のため埋立/5.21 足柄下郡図書館開館/8.29 御用邸北側裏門脇に小田原農園開園/11.5 小田原保証会、平成輔墳墓（南町）を修理、墓前祭を行う/12.1 熱海線工事、国府津・熱海間を五区に分けて着工
1917	大正 6	箱根口門に忠魂碑/御用邸裏、天守台裏発掘/小峯貯水池	3.5 御用邸裏の古戦場跡を発掘調査/3.30 小峯公園に梅苗千本を植えつけ/4.14 天守台裏の熱海線工事現場の空堀から、建武時代の板碑（東京国立博物館蔵）と五輪塔を発掘/5.27 箱根口門跡の日露戦役忠魂碑が除幕/6.29 小田原町、水道貯水池候補地として県に小峯御料地払い下げを出願
1918	大正 7	堀端にツツジ数千本/御用邸裏門道路	2. 小田原保勝会、お堀端にツツジ数千本を植える/12.11 小田原臨時町会で、御用邸裏門道路開削問題につき協議
1919	大正 8	新玉小学校移転/堀端に雪洞/閑院宮邸火災	3. 尋常小田原第3（新玉）小学校、新玉2丁目（現在地）に移転/小田原保勝会、お堀端観桜（辻村寄贈）のため雪洞を設置/4.25 天神山の閑院宮別邸火災で全焼
1920	大正 9	白秋山荘/鉄道線路開削写真に堀跡/東海道熱海線開通/駅前老松/閑院宮邸再建	6. 北原白秋、傳肇寺「木兔の家」に隣接して洋館「白秋山荘」建てる/湯本桜木写真館が「白秋山荘」と八幡山尾根を開削した熱海線全景をパノラマ撮影、尾根切断壁面に本城と八幡山古郭を結ぶ城道虎口の堀断面が露出/10.21 国府津～小田原間を結ぶ東海道鉄道熱海線開通、小田原駅開業/12. 保勝会が小田原駅前に老松を移植/この年、焼失した閑院宮別邸跡に、新たに豪壮な2階建て洋館の宮邸再建
1922	大正 11	御感の藤移植	3.18 保勝会「御感の藤」を、唐人町からお茶壺端脇へ牛車で運び移植/7.19 保勝会が町役場裏大手土塁の老松保存を陳情/8. 八幡山小田原ホテル用地買収/9. 入谷津～小田原駅間道路開削/12.21 熱海線、小田原～真鶴駅間開通

1923	大正 12	御用邸の一部開放請願/町役場改築/関東大震災	4. 2 盛興会が御用邸の一部開放を請願/8. 12 町役場改築、旧庁舎と二の丸土塁の老松を伐採払い下げ/9. 1 「関東大震災」小田原全体に甚大な被害。二の丸の御用邸、天神山の閑院宮邸倒壊。本丸天守台や堀の石垣、二の丸平櫓(隅櫓)が崩壊、城跡・城下の様相が一変	
1924	大正 13	見附の松	9. 16 小田原駅前前の「見付けの松」を移植	
1925	大正 14	熱海線復旧/時鐘堂復活/小田原ホテル計画	3. 25 震災被害の東海道熱海線が全線復旧開通/5. 25 震災で倒壊した旧大手門上の「時の鐘」が復活/11. 15 八幡山への小田原ホテル建設計画 (F. ライト設計)、創立総会	
1926	大正 15 昭和 1	郡役所廃止/谷津競馬/御用米曲輪回想スケッチ	7. 1 足柄上下郡役所廃止/10. 23 谷津地区の花岳競馬場 <sup>はながたけ</sup> で競馬開催、大盛況となる/藤澤清治画「大正 15 年頃の城米曲輪付近覚書図」「(同年頃)南曲輪付近覚書図」(1983. 9. 10『城と緑』創刊号所収。備考欄情報参照)	※震災後御用米曲輪には小学校仮校舎と南縁に堀埋め立てのための土運びのトラックを設置。南曲輪の石垣は被害軽微とする証言。
1927	昭和 2	幸田口門石垣取壊し/小田急電鉄/箱根口商業学校/御用邸敷地払下げ要請/城址保存申請書	1. 幸田口門石垣、道路拡幅のため取り壊される/箱根口門一部石垣、忠魂碑建設で取り壊される/4. 1 小田原急行鉄道(小田急)小田原～新宿間開通/5. 19 東海道見付けの松が、山王原の国道拡幅のため伐採/5. 25 私立小田原商業学校開校(箱根口入堀跡地)/10. 3 御用邸敷地を町立第二小学校、町立高等女学校用地として小田原町に払い下げる要請案を町会が可決/11. 19 小田原保勝会、城内の学校建設を危惧し「小田原城址保存申請書」を県知事に提出	
1928	昭和 3	御用邸敷地学校建設反対運動/神奈川県知事裁定案で収拾	1. 保勝会、御用邸跡地につき、帝室林野局・内務省に保存を陳情/4. 20 保勝会中心に小田原城址壊滅反対同盟結成/8. 10 反対同盟町民大会開催、翌日町会が、二の丸堀保存・城内二校建設の神奈川県知事裁定案決行を声明、反対同盟解散	
1929	昭和 4	二の丸に小学校と女学校を建設/幸田口門跡石碑	3. 10 二の丸に小田原第二尋常高等小学校(城内小学校)校舎・二の丸学橋竣工/7. 10 幸田口門跡記念碑落成/9. 1 二の丸銅門内一帯を敷地とする町立小田原高等女学校を県へ移管	
1930	昭和 5	外郭老松保存/有信会『史跡調査報告』/郵便局竣工/小峯球場/御用邸廃止	2. 4 小田原保勝会、小田原城外郭の老松保存を県に陳情/3. 30 小田原郵便局竣工/5. 小田原有信会が『史跡調査報告』を敢行/12. 9 小田原町営小峯球場建設着工/11. 御用邸敷地、一部払い下げ、城址公園敷地となる/12. 19 小田原御用邸廃止、敷地は県に有償譲渡	
1931	昭和 6	小峰公園運動場/文部省小田原城調査/水の公園整備朱塗り住吉橋/公園管理規定	4. 12 小田原町、城(二の丸)の外縁は水の公園として整備公開計画を発表/5. 17 小峯公園(旧調練場)の運動場開場/5. 20 文部省古谷調査官が小田原城を調査、町会元助役で郷土史家の片岡永左衛門が案内/6. 1 小田原町、城郭遊歩道設置、隅櫓脇に朱塗りの太鼓橋を架け、住吉橋と命名、水の公園として完成/6. 4 小田原町公園管理規定を設定	
1932	昭和 7	御堀端遊園地化/松原神社復興/二の丸石垣復旧	2. 13 小田原町、御堀端一帯を遊園地化/5. 15 松原神社、社殿復興/10. 9 井細田の疎水埋立は小田原・足柄の両町村で協議/二の丸堀の石垣復旧工事完了	

6. 史跡小田原城跡関係詳細年表

1933	昭和 8	帝室林野局石垣修復/城内に図書館/小田原城の史跡指定内定	1. 12 帝室林野局、震災崩壊の堀石垣の一部を修復/4. 1 小田原町図書館を城内に開館/6. 22 小田原城外郭南側の一部を払い下げ/8. 15 文部省、小田原城を含む神奈川県下の 5 遺跡を指定史跡に内定	
1934	昭和 9	外郭土塁査定/有信会写真帳/隅櫓再建/小峰貯水池/東海道線本線開通	3. 25 小田原城外郭土手の地域査定実施/3. 小田原有信会『小田原史蹟名勝写真誌』刊行/6. 5 震災で倒壊した二の丸隅櫓再建/9. 30 小峯御料地を上水道貯水池として払い下げ/11. 7 小田原城外郭土手の境界設定実施/12. 1 丹名トンネル開通、東海道本線小田原経由となる	
1935	昭和 10	小峰公園忠魂碑/大雄山鉄道/保勝会、振興会と合併/本丸発掘/外郭占拠/箱根登山鉄道	5. 27 小峯公園忠魂碑前で招魂祭を催行/6. 14 大雄山線鉄道が小田原駅に連絡/6. 18 小田原保勝会が小田原振興会と合併して、振興会保勝部となる/8. 17 本丸空堀発掘調査/10. 1 大正 8 年開業の箱根登山鉄道、小田原～湯本間接続通運/10. 25 小田原城外郭の不当占拠に処分	
1936	昭和 11	商業高校/小田原城復旧計画/小嶺山大公園計画	2. 10 小田原商業学校落成式/3. 小峰坂道路公園を整備し、小峯公園・森林公園の入り口とする/8. 13 小田原観光の看板として、小田原城復旧計画が上がる/9. 1 小田原町で小峯山の公園化とランド整備案/11. 18 小田原町で、天守閣を中心とした大公園計画案/12. 県工芸指導所庁舎竣工	
1937	昭和 12	城跡大量植樹/二の丸堀貸しボート/片岡永左衛門資料寄贈	2. 21 城跡に鑑賞樹 500 本植樹/3. 27 明治天皇聖蹟小田原町保存会設立/4. 小峰森林公園の開発に着手、県立公園認定運動開始/5. 28 小田原町、天守閣復活案出る/6. 24 小田原城跡の県立公園指定を陳情/7. 14 二の丸堀で町営貸しボート開業/11. 17 片岡永左衛門氏収集郷土史料を図書館に寄贈	
1938	昭和 13	住吉橋・学橋/天守閣復興運動/南曲輪石垣復旧/第 1 次国指定史跡	3. 3 陸軍参謀本部築城史編纂委員来原、小田原城は全国第 2 位と折り紙/3. 9 二の丸堀住吉橋、学橋改修工事/6. 25 小田原町民の間に天守閣復興運動起こる/7. ~11. 震災で一部崩壊した南曲輪石垣の復旧工実施。/8. 8 史跡小田原城跡 125, 972 m <sup>2</sup> が国の史跡に指定 (第 1 次)	
1939	昭和 14	天守閣広場/風致地区/軍人見学/ハイク指導標/城址緑地帯	2. 25 天守閣広場で青少年バンドコンクール開催/5. 21 小田原城址付近を風致地区に申請 (8. 3 第 1 回指定) /6. 25 城址より御幸の浜一帯の風致地区の測量が終了/8. 1 城址へ護国神社を招致する運動起こる (未遂) /8. 17 第一師団将校、下士官が小田原城址を見学 (職員中野敬次郎が案内) /10. 7 小田原城址より石垣山一夜城をつなぐハイキングコースに指導標建設/12. 21 城址公園に緑地帯を設置	
1940	昭和 15	文部省調査/北条氏政 400 年祭/小田原市制施行/小峯御鐘ノ台西端曲輪発見	6. 11 文部省史蹟調査委員会員が中野敬次郎氏の案内で史跡を調査/7. 15 天守閣広場にて“北条氏政 400 年祭”講演会開催/12. 20 小田原市制施行。小田原町・足柄町・大窪村・早川村を廃し、その区域および酒匂村の一部 (山王原、網一色) を合併。/12. 27 小田原城小峯御鐘ノ台西端曲輪二重戸張発見/この年、県への市制報告の一部として、小田原市が『現勢写真帳』 (市勢要覧的内容の写真アルバム・私立図書館蔵) を作成	

1941	昭和 16	本丸市制祝賀/文武館/滄浪閣址碑	1. 28 天守閣広場で市制祝賀行事開催/4. 1 文武館を市に移管/5. 26 小田原滄浪閣跡に伊藤博文胸像と「滄浪閣旧址碑」建設、除幕式	
1942	昭和 17	二の丸堀養魚場/時鐘供出	9. 19 城址公園のお堀（二の丸堀）が養魚場となる/11. 戦時の武器用金属供出指導により「時の鐘」も供出	
1943	昭和 18	本丸跡を畑に	7. 2 城内国民学校、小田原城本丸跡を開墾、耕地とする	
1945	昭和 20	連上院土塁被弾	8. 13 空襲により連上院土塁が爆弾被害を受け変形	
1946	昭和 21	小峯公園競馬/城址運動場案	10. 11 小峯公園で競馬開催/10. 11 小田原城址を総合運動場にする大計画案/10. 17 八幡山の官有地払い下げ許可	
1948	昭和 23	城址都市計画公園/南曲輪職業訓練所	3. 31 城址公園が都市計画公園となる/この頃、南曲輪に神奈川県職業訓練所施設	
1949	昭和 24	城内野球場/競輪場	7. 14 城内野球場、第一期工事完了/8. 23 競輪場開業、第 1 回競輪開催。	
1950	昭和 25	石垣復旧/子供文化博/遊園地/動物園/象ウメ子	7. 12 小田原城址石垣復旧石積み工事/10. 1 市制 10 周年記念で本丸を中心に「小田原こども文化博覧会」開催、日印親善のためインドから贈られた象のウメ子が人気となる。その後「こども遊園地」「動物園」を開設。	
1951	昭和 26	八幡山小田原中学校舎/二の丸堀で流灯祭	3. 12 八幡山の小田原第二中学校新築校舎落成式/8. 13 城址公園二の丸堀で流灯広告祭開催	
1952	昭和 27	教育委員会	11. 1 小田原市教育委員会設置	
1953	昭和 28	天守台石垣復旧	12. 8 天守台石垣復旧工事完了	
1954	昭和 29	新名女子校移転/文化財保護条例	1. 新名女子（現旭丘）高等学校、幸 1 丁目から城内弁財天曲輪（現在地）に移転/4. 1 小田原市文化財保護条例を制定	
1955	昭和 30	郷土文化館/城山庭球場/城山陸上競技場	1. 20 城内南曲輪に小田原市郷土文化館開館（旧神奈川県職業訓練所施設）/8. 25 八幡山鍛冶曲輪に「城山庭球場」が完成/10. 5 御前曲輪に「城山陸上競技場」が竣工	
1956	昭和 31	市観光協会/天守閣復興期成会	6. 小田原市観光協会設立/8. 27 小田原城天守閣復興期成会を商工会議所に設立	
1957	昭和 32	戦没者慰霊塔	5. 8 小田原市戦没者慰霊塔建設委員会設立	
1959	昭和 34	福田正夫「民衆碑」/史跡石垣山/第 2 次指定/南曲輪に図書館/「かわら一積み運動」	1. 26 城址公園二の丸跡に、福田正夫「民衆碑」/5. 13 石垣山が国指定史跡となる/5. 29 史跡小田原城跡第 2 次指定/11. 7 星崎記念館（図書館）が城内南曲輪に竣工/12. 1 天守閣復興期成会「かわら一積み運動」を開始	
1960	昭和 35	常盤木門石垣復旧/天守閣復興/お城祭り	2. 24 常盤木門の石垣復旧工事に着手（63. 3. 31 完成）/5. 25 小田原城天守閣復興/5. 29 第 1 回小田原お城祭り	
1961	昭和 36	家康陣所跡が市史跡/新幹線小峰トンネル	3. 30 今井陣場の「徳川家康陣地跡之石碑」、市の指定史跡となる/10. 新幹線小峰トンネル開削開始。総構鉄砲矢場～板橋見附間を貫通	

6. 史跡小田原城跡関係詳細年表

1962	昭和 37	城内高校天神山へ移転/市民会館/アジアセンター開所/市役所二の丸へ移転/城南中移転	6.12 県立城内高校天神山新校舎竣工、二の丸より移転/7.28 市民会館が旧大手門脇に開館/10.22 アジアセンターが旧閑院宮邸跡に竣工、開所/11.26 市役所が三の丸旧庁舎より、二の丸旧城内高校校舎に移転/10.27 市立城南中学校が小峯御鐘ノ台の新校地に移転	
1963	昭和 38	天守雛形市の文化財指定	3.5 神奈川県、小田原城天守閣雛形2点を文化財に指定	
1964	昭和 39	城址公園樹木/大久保家墓地/新幹線小田原駅/本丸石垣工事	2.16 小田原生物懇話会、城址公園の樹木に名札を取り付け/5.27 大久保一族の墓所(大久寺)が市の指定史跡となる/10.1 新幹線小田原駅開業/12.9 天守閣北側本丸石垣積み替え工事開始	
1965	昭和 40	弓道場設営/常盤木橋再建	3. 御用米曲輪北東堀跡に弓道場を設営/5.3 常盤木橋再建、開通	
1966	昭和 41	住居表示変更	4.1 第1次住居表示制度(S.37年制定)を実施、市内が現在の町名「栄町」「本町」「浜町」「南町」「城山」に改称	
1969	昭和 44	県立青少年会館	5.8. 神奈川県立青少年会館が御用米曲輪東南に竣工	
1970	昭和 45	文化庁・市長史跡保護協議/西湘の緑を守る会	3.30 中井市長、文部省と市庁舎予定地問題と二の丸の史跡保護につき協議/12.12 「西湘の緑を守る会」発足	
1971	昭和 46	史跡内市庁舎増築不可/遺跡分布地図搭載/常盤木門完成/松枯れ伐採/本丸・二の丸試掘	1.22 文化庁、史跡指定地内の市庁舎増改築不許可の内示/3.31 小峯御鐘ノ台周辺がNo.62 遺跡として遺跡分布地図に登載/4.6 小田原城常盤木門完成(市制30周年記念事業)/7.22 城址公園二の丸の「姿見の松」が虫害松枯れで伐採/小田原市、本丸二の丸の遺構調査を根津美術館奥田直栄 <small>おくだなおしげ</small> に依頼、小田原城跡における初の発掘調査※	※市教委による初の小田原城跡発掘調査報告書『第一次小田原城址発掘調査について』刊行
1972	昭和 47	西湘バイパス開通/本丸二の丸試掘継続/映画『私の城下町』/小田原城郭研究会	1.27 海岸線に高架式西湘バイパス開通、海岸景観一変。/前年に続き本丸二の丸の発掘調査。本丸鉄門跡などの遺構を確認。/5. 都市計画課、PR 映画『私の城下町～小田原の再開発』公開/「小田原城郭研究会」発足	
1973	昭和 48	郷土文化館移転	7.1 郷土文化館、常盤木門から南曲輪の旧県職業訓練所施設に再利用移転	
1974	昭和 49	城址公園整備計画プロジェクト	6. 市職員による小田原城址公園整備計画策定プロジェクト結成/この年中村静夫編『現代地形図に合わせた城下町 宿場町小田原』1/3000 地図刊行※	※付：小田原教育委員会の補足説明冊子
1975	昭和 50	城址公園整備計画	3. 小田原市、市役所移転後の城址公園整備計画発表/11.28 小田原城址公園整備計画協議会(市民代表41人)発足	
1976	昭和 51	『史跡小田原城跡保存管理計画策定報告書(総構)』/市役所史跡から転出	7.7 小田原城址公園整備計画協議会、市長に意見書提出/7. 『史跡小田原城址保存管理計画策定報告書』刊行(小田原城郭研究会の調査執筆協力)/7.20 荻窪に小田原新市庁舎竣工、26日より業務開始/8.3 二の丸の旧庁舎解体始まる	
1977	昭和 52	八幡山古郭で障子堀初検出/古城絵図集/第3次指定	3. 八幡山古郭鍛冶曲輪北堀の労住協マンション建設予定地から、小田原城として障子堀を初検出/3.31 小田原郷土文化館『小田原城古城絵図集』(編著田代道彌)刊行/5.4 史跡小田原城跡「早川口遺構二重外張」「小峯御鐘ノ台大堀切」第3次国史跡指定/7.21 銅門遺構調査開始	

1978	昭和 53	二の丸がスポーツ広場へ/箱根口入堀調査	1. 二の丸の一部を広場として開放/5. 箱根口入堀上のスポーツ会館建設計画反対問題で紛糾/10. 13 文化庁が「箱根口入堀」の調査を指示	
1979	昭和 54	箱根口入堀にスポーツ会館/史跡内動物園・遊園地・野球場等の転出計画	1. 6 「早川口二重遺構」を史跡公園として整備公開/2. 26 障子堀検出の「箱根口入堀」は記録保存としスポーツ会館建設認可/8. 29 小田原市が文化庁の指導により史跡内動物園、遊園地、野球場等の転出計画を主眼とするプロジェクトチームを発足/9. 16 天守閣入場者が一千万人突破/旭丘高校発掘調査で、評定所曲輪遺構を確認	小田原市、初めて学芸員を採用
1980	昭和 55	八幡山古郭調査報告/お堀浄化/遺跡分布地図	3. 31 『史跡小田原城跡保存管理計画策定報告書(二) 小田原城八幡山遺構群』/7. 城址公園のお堀浄化作業開始	『日本城郭体系 千葉・神奈川』神奈川編は小笠原清・田代道彌共編著
1981	昭和 56	城絵図市文化財指定/市史編纂事業着手/城跡整備諮問/字八幡枝堀調査/愛宕山調査/三の丸南堀跡の発掘調査で乱杭検出	3. 30 小田原城・城下絵図 11 点を、市文化財に指定/4. 1 小田原市企画部が市史編纂事業に着手/10. 26 小田原市が城跡の整備方針につき市文化財保護委員会に諮問/八幡山古郭字八幡枝堀の発掘調査で障子堀を検出、好例として埋蔵保存。/城下愛宕山で市道新設に伴い城郭遺構と井戸跡を調査。井戸出土の幕末期陶磁器は小田原編年VI期の基準となる。/12. 1 三の丸南堀の発掘調査で堀底に乱杭を検出/小田原の城と緑を考える会(会長篠原猛)発足	
1982	昭和 57	新堀に障子堀/城跡整備の理念と『現代図に複用米曲輪トレンチ調査/城跡調査・整備委設置/本町小体育館跡発掘	2. 新堀初の発掘調査で障子堀を確認/4. 小田原市が『史跡小田原城跡整備の理念と方針』を策定/市教委方針/現代図に複用米曲輪トレンチ調査/7. 31 御用米曲輪の野球場を閉場、城内小学校の移転先候補地として発掘調査開始(市教委による初の史跡内直営調査)/9. 7 史跡小田原城跡調査・整備委員会設置/市立本町小学校体育館跡を発掘調査	※この頃より、三の丸、城下での発掘調査が漸増
1983	昭和 58	北条幻庵屋敷調査/総構谷津御鐘ノ台下の発掘で遺構初検出/住吉堀調査/小峯御鐘ノ台西端曲輪(一枚島)で空堀の断面露出	5. 24 北条幻庵屋敷跡で初の発掘調査。土塁検出、池ノ台下の発掘で周辺測量を実施。/総構谷津御鐘ノ台下の発掘調査で遺構(堀法面)を初検出/史跡整備を目的とした二の丸住吉堀の本格的な発掘調査開始(～'93)/小峯御鐘ノ台西端曲輪(一枚島)西端部の切崩し工事で空堀のV字断面が露出	
1984	昭和 59	城内野球場をスポーツ広場へ/住吉堀障子堀検出	9. 1 御用米曲輪の城内野球場をスポーツ広場として開放/住吉堀で江戸期の堀の下層から戦国期の障子堀を検出。11. 25 開催の見学会では約 400 名が参加	市教委の直営調査による初の報告書『史跡小田原城跡城米曲輪』刊行
1985	昭和 60	住吉堀古期石垣	住吉堀で江戸期の堀と戦国期の障子堀の中間の時期に位置する石垣や堀を確認。のちに江戸時代初期(前期大久保時代)の遺構群と判明。	杉山博久(幾一)『埋もれた小田原城-その中世遺構を掘る』刊行

6. 史跡小田原城跡関係詳細年表

1986	昭和 61	歴史と文化の香るまち/ふるさと基金条例/総構障子堀検出/三の丸障子堀初検出/箱根口江江戸初期の堀重複確認/住吉堀発掘見学会	1. 21 小田原市、将来都市像「歴史と文化の香る都市」提唱/3. 「ふるさとみどり基金」「ふるさと文化基金」条例設置/9. 総構で初の障子堀を竜洞院裏で発掘/10. 三の丸山本内蔵邸跡で障子堀とかわらけ廃棄層を検出/11. 箱根口で戦国期から江戸初期にかけての重複する 3 条の堀を検出。江戸期以前に大規模な変更が行われたことを確認（出土遺物のうち 1 号堀は小田原編年Ⅱ期の、2 号堀はⅢ期の基準資料となる）/11. 3 住吉堀は住吉橋から東側を発掘、8. 9 から 11. 3 にかけて見学会を断続的に 5 回開催、参加者のべ 612 名。	
1987	昭和 62	北條五代まつり/住吉堀石垣復元開始/城下町屋で初の本格的発掘調査/石垣山公有地化	5. 3 「小田原お城まつり」を「小田原北條五代まつり」に改称/7. 二の丸住吉堀（中堀）石垣の復元整備に着手/石垣山公有地化/歴史的町名保存検討委員会を設置/9. 城下欄干橋町で初の本格的町屋調査。（大量出土の陶磁器が、小田原編年のⅢ期、Ⅳ期、Ⅴ期の基準資料となる。小田原編年の確立は小田原城や城下の変遷を年代的にとらえるうえで重要な成果となる）	小田原城郭研究会編『箱根をめぐる古城30選』刊行
1988	昭和 63	歴史的町名碑/煙硝曲輪かわらけ廃棄層検出/三の丸北堀大森期遺構検出	3. 30 歴史的町名の碑の建設を開始/4. 焰硝曲輪の発掘調査で戦国期のかかわらけの型式的変遷を層位的に確認/11. 三の丸北堀で大森期の溝やかかわらけを確認	小笠原清「障子堀・堀障子および堀底特殊構造について」上下（『おだわらー歴史と文化ー』2・3）
1989	昭和 64 平成 1	石垣山調査報告書/幸田口門櫓形石垣と暗渠水路/総構稲荷森ほか取得/関東学院起工式/歴史的町名調査地図	三の丸幸田口跡で幸田口門櫓形石垣の一部、二の丸堀の排水を三の丸堀に導水するための石組暗渠水路を検出/総構稲荷森入堀、山ノ神台堀切を土地開発公社が取得/御用米曲輪がイベント開催に併せ臨時駐車場となる/11. 24 関東学院小田原キャンパス起工式/小田原市教育委員会が『歴史的町名調査結果報告書』と付録『城下町・宿場町おだわらの町名・地名』（現代図に複合させた複合図<1>江戸時代末期、同複合図<2>明治 8 年～昭和 41 年・44 年の 2 点セット）を刊行	5. 31 小田原城郭研究会編小田原市郷土文化館調査報告 25『石垣山一夜城現況遺構調査報告書』/現代図に複合した『城下町・宿場町おだわらの町名・地名』
1990	平成 2	箱根口門櫓形確認整備/天守閣再建 30 年/住吉橋渡り初め式/石垣山城大茶会/三の丸長屋跡古道/荻窪仕寄遺構/本町・城内両小学校統合問題/薪能『北条』初演/富士山陣場試掘で石積み/小峯御金鐘ノ台東堀の土橋	1. 史跡整備調査で、箱根口門の櫓形遺構を確認/箱根口門櫓形の東半部を整備し一般開放/3. 4 小田原城天守閣、再建 30 年、入場者 1500 万人達成/4. 19 復元住吉橋、渡り初め式/4. 29 「太閤一夜城跡大茶会」行事を開催/5. 三の丸御長屋跡で江戸時代初頭の石組水路を伴う道路を検出。「加藤図」との関連性に注目/関東学院大学内で天正 18 年小田原合戦時と見られる「荻窪仕寄遺構」を検出/6. 25 城内小学校、城外移転の報告書が提出される/6. 25 小田原城薪能で『北条』初演/11. 10 「城内」「本町」両小学校統合問題・「本町小学校の将来に関する検討委員会」発足/12. 小峯御鐘ノ台大堀切東堀の発掘で堀障子・土橋跡を確認	小田原合戦四百年記念『ときめきおだわら夢まつり』を城址公園で開催/市教委これまでの調査成果や考察をまとめた概説書『小田原城とその城下』3. 31 刊行/12. 小笠原清編著写真集『一枚の古い写真－小田原近代史の光と影－（城跡古写真収録）』小田原市立図書館

1991	平成 3	三の丸山本内蔵邸障子堀/総構上二重戸張障子堀/三の丸東堀石垣堀底/慈眼寺旧境内/三の丸東堀慶長期石垣/八幡山古郭本曲輪発掘/城下張出	3. 20 小田原城三の丸山本内蔵邸跡の調査で障子堀鍵折れ部を検出/総構上二重戸張の調査で位置・形態を確認、障子堀検出/三の丸東堀の石垣と共に初めて堀底を確認/慈眼寺旧境内跡で寺院関連の石組暗渠等検出/三の丸東堀で慶長期の玉石積石垣が検出され「加藤図」を検証する成果となる※/八幡山古郭本曲輪で曲輪内を区画する北条期の堀や掘立柱建物跡を検出/総構城下張出の遺構の一部を初の公有地化	※遺構埋蔵地の地権者東京電力により 20 分の 1 の石垣模型が製作され、後に小田原市郷土文化館に寄贈される
1992	平成 4	三の丸小学校設立/小峯御鐘ノ台西端曲輪南/富士山陣場実測調査	4. 1 本町小・城内小を統合し、三の丸小学校設置が決まる/総構小峯御鐘ノ台西端曲輪南の空堀と直交する 2 条の堀を検出 (山地部総構では遺構の重複は希少) /11. 小田原城郭研究会が富士山陣場実測調査	
1993	平成 5	藩校集成館跡発掘調査/本丸・二の丸基本構想/中宿町で戦国期町割/ふじやま砦保存要望	1. 校舎建替のため藩校集成館跡を大規模調査し江戸時代初頭の堀などを検出/3. 「史跡小田原城本丸・二の丸整備基本構想」策定/9. 城下中宿町遺跡で戦国期町割が江戸期と異なり正方位であることを確認/11. 地元住民団体、自治会、一部地権者、市内文化団体が連名で、要望書『北条時代ふじやま砦(細川忠興陣所跡)の史跡公園と整備に関する要望書の件』を市長に提出。	
1994	平成 6	欄干橋町遺跡/小峯曲輪盛土層/郵便局裏三の丸土塁散策路/集成館跡発掘/銅門石垣崩落/御組長屋遺跡	1. 東海道筋欄干橋町旧家うしろ敷地の調査で、戦国初頭～幕末期の陶磁器他生活遺品など良好な一括資料が多数出土/2. 小峯曲輪(報徳二宮神社境内)のトレンチ調査、曲輪面で 3m 以上の盛土層を確認/5. 11 幸田口門跡東側(郵便局裏手)土塁上を散策路として整備/5. 28 三の丸藩校集成館跡発掘調査、平安～江戸期の遺跡確認、色鍋島磁器県内初出土/11. 19 二の丸住吉堀、銅門脇石垣が復元直後に崩壊/箱根口門外御組長屋遺跡で 14 世紀井戸を検出(城下では中世最古期の遺構)	
1995	平成 7	八幡山鍛冶曲輪障子堀/総構城下張出調査/市史別編城郭/景観形成地区	4. 1 城址公園二の丸お休み処オープン/5. 八幡山鍛冶曲輪北堀で障子堀を発掘/城下張出発掘調査で総構堀を確認/10. 1 学習研究社ムック本「名城シリーズ⑧『小田原城』刊/10. 15 『小田原市史別編城郭』刊行(備考欄参照)/12. 27 小田原市が幸田・三の丸(御堀端)地区を景観形成区に指定	※別編『城郭』の編著は小田原城郭研究会、第二章発掘調査の成果は市教委文化財保護課が担当
1996	平成 8	三の丸小学校開校/観覧車・飛行塔撤去/本丸動物舎の撤去	1. 8 本町・城内両小学校統合の三の丸小学校、新築校舎で授業開始/城址公園天守閣裏屏風岩の観覧車と飛行塔を撤去/2. 本丸の動物舎撤去を含む旧施設整理の現状変更許可	
1997	平成 9	三の丸元蔵堀で障子堀/伊羅窪で障子堀/三の丸東堀で寛文拡幅/藩主居館元禄地震の痕跡/酒井陣場の堀	1. 三の丸元蔵堀で堀障子を検出/3. 城下伊羅窪遺跡で居館に伴うと見られる障子堀を検出/7. 三の丸東堀で寛文改修工事による堀の拡幅の痕跡を確認/10. 二の丸発掘調査で元禄地震にて焼失した藩主館跡を確認/12. 小田原市町田地区で小田原合戦時の徳川配下の武将酒井陣場の堀跡を発掘	小田原市が特例市となる
1998	平成 10	復元銅門公開/歴史見聞館/県立青少年会館	4. 1 二の丸の復元銅門を一般公開/旧城内小学校講堂再利用の「歴史見聞館」開館/県立青少年会館が廃止に伴い撤去	

6. 史跡小田原城跡関係詳細年表

1999	平成 11	本丸ライオン舎撤去/天神社東側で障子堀検出	4. 本丸ライオン舎撤去/5.6 天神社東側の発掘調査で走向の異なる障子堀の接続部分を検出	
2000	平成 12	馬屋曲輪・馬出門発掘調査開始	8. 平成 18 年までの史跡整備のための発掘調査で馬出門櫓形、馬屋・大腰掛跡、二重櫓の櫓台石垣等を検出する	
2001	平成 13	三の丸御長屋跡に戦国初期の堀/八幡山古郭の史跡化要望/総構伝肇寺西で障子堀	5. 三の丸御長屋跡で 16 世紀前半以前の堀を検出/6.21 小田原城郭研究会・小田原の城と緑を守る会・西湘緑の緑を守る会 3 団体が、八幡山古郭の県立小田原高等学校敷地の史跡指定と回遊路設定を神奈川県に要望/9.17 「八幡山に『北条早雲公園』を創る市民協議会」発足、同公園の八幡山への設置を要望/10. 総構伝肇寺西で総構初の障子堀・土塁を一体で調査	小田原高等学校敷地内八幡山古郭の史跡指定問題
2002	平成 14	筋違橋町に戦国初期東海道/八幡山古郭藤原平で入堀/八幡山古郭西曲輪から巨大障子堀	3. 筋違橋町で戦国期東海道とみられる石積みの側溝を伴う砂利敷き道路遺構を検出/4. 八幡山古郭発掘調査で藤原平入堀等を確認（発掘調査で北条期虎口の全容が解明された唯一の例）/4.19 八幡山古郭西曲輪の県立小田原高校の、運動場整備予定地の発掘調査で、幅 20m に及ぶ巨大障子堀を検出※、市民見学会が盛況/（この年東海道南側に埋蔵文化財包蔵地の範囲を拡大）	※『かながわ考古学財団調査報告 161 小田原城跡八幡山遺構群Ⅱ』（第 2 次調査）2004
2003	平成 15	法雲寺旧境内に戦国前期の堀状遺構/城下本陣跡に障子堀	3. 城下法雲寺旧境内遺跡で戦国前期の堀状遺構検出/8. 馬屋曲輪の公衆便所が浮浪者の火の不始末で焼失/12. 城下町本町地区旧「片岡本陣」跡発掘調査で、最古期の大型障子堀を検出	
2004	平成 16	新堀で障子堀/弓道場建替/城山競技場の障子堀	3. 天神山囲郭西隣新堀（元心字ヶ池付近）で障子堀確認/御用米曲輪北東堀跡設置の弓道場（1965.3 完成）が建替え/7. 小峰城山競技場（御前曲輪）の観覧席の拡張整備に伴う発掘調査で、北条期の大型障子堀を検出	小田原市が全国史跡整備市町村協議会の会長市となる（平成 20 年まで）
2005	平成 17	城山高層マンション問題/三の丸元蔵障子堀/八幡山古郭東曲輪に竪穴状遺構/山角町に石製品生産遺構/総構ツアーツアーコース/動物舎撤去	2.15 「八幡山に『北条早雲公園』を創る市民協議会」等 5 団体が、八幡山古郭東曲輪前に建設予定の高層城山マンション用地の公有地化を陳情/2. 三の丸元蔵堀北端部の医療福祉大学建設予定地より障子堀が広範に検出/3. 八幡山古郭東曲輪の調査で方形竪穴状遺構等検出/6. 城下山角町遺跡で戦国期から江戸期にかけての大規模な石製品生産遺構を検出/11. 20 城下町おだわらツアーツアーに「小田原城総構コース」（10 km）が新設される/本丸の動物舎の撤去が 2008 年度にかけて進む	文化財保護課が文化財課に名称変更。課長補佐が総構整備調査担当を兼任
2006	平成 18	第 4 次指定/山本内蔵邸跡で三の丸土塁下層から障子堀検出/三の丸久保弥六郎邸跡で戦国期道路を検出/愛宕山遺跡で中世の堀、掘立柱建物跡等を検出/馬出門の復元整備計画に基づき、馬出門と二の丸隅櫓間にかかる、観光用の隅櫓橋（名称「住吉橋」〔戦前「水の公園」整備時に設置〕）が撤去される	1. 26 史跡小田原城跡第 4 次指定/2. 三の丸山本内蔵邸跡で三の丸土塁下層から障子堀検出（付近に方形居館が存在する可能性）/4. 三の丸久保弥六郎邸跡で戦国期の東西方向に走る石積み側溝付きの道路を検出/4. 愛宕山遺跡で中世の堀、掘立柱建物跡等を検出/馬出門の復元整備計画に基づき、馬出門と二の丸隅櫓間にかかる、観光用の隅櫓橋（名称「住吉橋」〔戦前「水の公園」整備時に設置〕）が撤去される	文化財課に総構整備担当が新設される
2007	平成 19	第 5 次指定	7. 26 史跡小田原城跡第 5 次指定	

2008	平成 20	本丸で石組み水路/アジアセンター跡新堀二重戸張土塁取得/城跡調査・整備委員会が「史跡小田原城跡本丸・二の丸植栽管理指針」策定を提言/7.28 史跡小田原城跡第6次指定/5.19 八幡山古郭西曲輪西堀の発掘調査で小田原城では初の複列の障子堀を確認/10.1 広報「お定提言/第6次指針」にて馬出門整備につき植栽整理の方針を掲載/12.11 馬出門の松伐採処理に市民から反対意見が上がり、文化財課長が地元御堀端商店街会合にて説明/12.15 筋違橋町遺跡で近世の小田原用水分水施設と両側に石積水路を伴う江戸期以前の砂利敷道路状遺構検出。戦国期の東海道か/12.25 馬出門復元整備にあたり、堀端の桜1本を除き、枅形内の高木松全てを伐採除去、枅形平場を復活/12.15 馬出門枅形復元工事最後の見学会。平成15年から通算9回開催された見学会で総計1600名が参加。/総構城下張出東半部と隣接する空堀部分を公有地化	
2009	平成 21	城址公園連携管理体制模索/石垣山雑草木刈払い/復元馬出門開通/久野幻庵屋敷の堀/植栽管理策定/小峯御鐘ノ台/南西障子堀/稲荷森他標識/象ウメ子の死/馬屋曲輪見学会/植栽管理策定	2.9 市長以下庁内関係部署職員が城址公園の連携管理体制につき協議/2.13 前月中旬からの石垣山の雑草木大幅整理伐採作業終了、石垣をはじめ城内外の展望が飛躍的に向上/3.29 復元整備した馬出門開通式。多くの市民も参加/4.7 久野沢尻遺跡で戦国期の堀、幻庵屋敷に関連か/4.15 総構小峯御鐘ノ台南西堀(香林寺山西)で障子堀を検出。丘陵部の総構堀はすべて障子堀である可能性高まる/総構城下張出の公有地化部分、山ノ神堀切、稲荷森に標識を設置し一般公開/9.17 城址公園内動物園の象ウメ子死亡/11.28 馬屋曲輪発掘調査の最後の見学会開催。平成12年から通算6回、参加者約2200名/12.22 「史跡小田原城跡本丸・二の丸植栽管理計画策定委員会」発足。城址公園の植栽分布調査と概要図の作成
2010	平成 22	戦国期の堀から弓/第7次指定/天守閣西壁樹木整理/八幡山東曲輪公園化/清閑亭土塁/城跡植栽管理計画/本丸南麓高木整理/植栽管理計画市民説明会/御用米曲輪整備/縦畝堀障子/植栽管理計画反対の陳情/瓦胎土分析/象舎撤去/城跡植栽専門部会発足	1.26 三の丸幸田口跡で戦国期の堀から弓が出土/2.22 史跡小田原城跡第7次指定/3.1 八幡山古郭東曲輪で側壁に石積みを伴う戦国期の道路状遺構/3.天守閣の西側樹木整理/3.29 八幡山東曲輪東半部の公園整備完了、開園式/4.公有地化した旧黒田侯邸園「清閑亭」と北条期土塁遺構を整備、一般公開/6.29 清閑亭南隣の山下亀三郎別邸対潮閣跡の発掘調査で石積み擁壁を伴う園路を検出/7.5 教育委員会が「史跡小田原城跡本丸・二の丸植栽管理計画」を制定/本丸南麓の密集危険高木整理/8.1 広報小田原に『史跡小田原城跡八幡山古郭・総構保存管理計画策定報告書』と『史跡小田原城跡本丸・二の丸植栽管理計画』の概要を掲載/9.26 植栽管理計画の市民説明会を開催。市民、議員、報道併せて117名が参加。/御用米曲輪修景整備事業開始/10.4 城下本町遺跡で戦国期の縦畝堀障子を検出/10.31 植栽管理計画に市民団体が反対、白紙撤回の陳情書を議会に提出。その活動をテレビ局が放送/11.27 遺跡発表会で石垣山と近世小田原城出土瓦の胎土分析結果報告/11 本丸の象舎撤去の現状変更許可/12.27 植栽管理計画反対の市民代表を含む「史跡小田原城跡調査・整備委員会植栽専門部会」発足、以後5年余、計画の是非をめぐる協議始まる

6. 史跡小田原城跡関係詳細年表

2011	平成 23	御用米曲輪駐車場廃止/第 8 次指定/城址公園毎木調査/天守閣耐震改修検討委/暴風雨で公園倒木被害多数/八幡山東曲輪北堀/御用米曲輪野球場観覧席撤去/幸田口で障子堀	1. 御用米曲輪の臨時駐車場廃止/2. 7 史跡小田原城跡第 8 次指定/3. 植栽専門部会提言による城址公園の毎木調査開始/8. 観光課が「小田原城天守閣耐震改修検討委員会」を設置、耐震化対策と木造天守再建問題の審議に入る/9. 21 暴風雨により城址公園で 40 本余の倒木、枝折れの被害が出る/10. 17 八幡山古郭東曲輪北堀の試掘調査で障子堀を検出/10. 20 御用米曲輪の野球場観覧席撤去/11. 2 三の丸幸田口跡で近世初頭の堀、戦国期の複列の障子堀を重複検出（以後周辺に類例複数）	教育委員会生涯学習部は市長部局の文化財課に統合、文化財課は教育委員会事務を補助執行/8. 峰岸純夫・齋藤慎一編『関東の名城を歩く 南関東編』吉川弘文館
2012	平成 24	新堀二重戸張遺構公開/石丁場跡回遊路/清閑亭隣接の虎口土塁/木造天守閣建設の会/天守閣耐震検討報告/銅門・天守の眺望回復/第 9 次指定/久野北窪山で薬研堀	3. 24 旧閑院宮邸・旧アジアセンターの新堀土塁の暫定整備完了、一般公開へ/3. 25 早川石丁場跡回遊路整備終了、公開へ/3. 30 清閑亭東隣追加取得の虎口土塁を暫定整備/4. 7 三の丸小講堂で木造天守閣建設の会が伝統建造物の専門家を招き促進集会、参加者 270 余名/4. 18 「小田原城天守閣耐震改修検討委員会（委員長榎谷栄次関東学院大学名誉教授）」が、震度 7 対応の耐震改修（強度 25% 向上）は 2015 年に着手等と答申/7. 30 久野北窪山遺跡で久野丘陵尾根筋上に並行する薬研堀を検出（S. 58 年調査で一部確認済）/9. 19 史跡小田原城跡第 9 次指定/11. 本丸常盤木門・銅門間の視界遮蔽樹木を整理、銅門からの天守景観復活	
2013	平成 25	御用米曲輪に庭園遺構/小田原高校回遊路開設/元蔵の障子堀	4. 9 御用米曲輪発掘調査で、他に例のない戦国時代の庭園跡等確認/4. 小田原高校回遊路開設、一般公開/11. 1 三の丸元蔵跡で西側法面のみ後世に石垣積みに改修された障子堀、及び元蔵堀で船底型の障子堀と、田の字型堀障子を持つ箱堀の接合部を検出	
2014	平成 26	百姓曲輪で堀検出/第 10 次指定/御用米曲輪見学会	9. 16 百姓曲輪の試掘調査で最頂部をめぐる堀を検出。保存に向け調整を開始/10. 6 史跡小田原城跡第 10 次指定/11. 15 平成 22 年度からの御用米曲輪発掘調査最後の見学会開催。通算 11 回の参加者総計 6081 人	
2015	平成 27	天守台石垣関東大震災後に改修確認/百姓曲輪の堅堀 2 条で堀障子/旧 JT 跡地及び小峯御鐘ノ台大堀切西堀公有地化	6. 17 本丸天守台石垣周辺の試掘調査で、関東大震災後の石垣大幅改修を確認/9. 14 百姓曲輪で 2 条の堅堀。西側の堅堀で障子堀検出。（2018 年の調査では西堅堀南端部で堀の鍵折れ部を確認）/11. 弁財天曲輪（蓮池）の旧 JT 跡地を公有地化/12. 10 小峯御鐘ノ台大堀切西堀を公有地化	
2016	平成 28	石丁場跡跡指定/天守閣前松整理/天守閣リニューアルオープン/城山陸上競技場の堀/小峯御鐘ノ台大堀切西堀一般公開/三の丸元蔵堀で障子堀/第 11 次指定	3. 1 史跡江戸城石垣石丁場跡（早川石丁場群関白沢支群）国史跡に指定/4. 2 天守閣前の松整理/5. 1 小田原城天守閣が耐震改修等工事を終え、リニューアルオープン/7. 城山陸上競技場（御前曲輪）の観覧席の拡張整備に伴う発掘調査で、北条期の大型（障子）堀を検出/7. 5 小峯御鐘ノ台大堀切西堀を一般に公開/7. 7 三の丸元蔵堀で普請途中与みられる階段施設等が残る近世初頭の障子堀検出/10. 3 史跡小田原城跡第 11 次指定/この年から「大外郭の会」が小峯御鐘ノ台周辺の堀土塁の草刈り開始	

2017	平成 29	総構早川口遺構二重外張発掘調査/植栽専門部会終結/小田原城址公園植栽整理調査/常盤木門枳形植栽整理	3.3 総構早川口遺構二重外張発掘調査開始（土塁構築に際し礫を集積、堀とされていた部分に砂利敷の硬化面を確認）/3.6 植栽専門部会の 20 回に及ぶ会議、部会長提言の総括をもって終了/4.3 観光課小田原城址公園係が「小田原城総合管理事務所」（略称：城総管）へ昇格、史跡公園管理を管轄/7.10 城総管にて植栽専門家と共に城址公園の植栽整理の当面課題につき現地を調査/12.10 天守閣をスクリーンに冬桜イルミネーションイベント/12.18 常盤木門枳形内の植栽整理	
2018	平成 30	天守閣北側樹木整理/住吉橋保存修理/百姓曲輪中核部公有地化	1. 10～修景のため天守北側の樹木整理/3.4 住吉橋保存修理、渡り初め/百姓曲輪一帯を公有地化/9.10 八幡山古郭東曲輪南堀の発掘調査で堀を初検出/10.15 史跡小田原城跡第12次指定/11.15 小田原少年院閉庁式、2019 年春に閉鎖	8. 山口博『人をおるく 北条氏五代と小田原城』吉川弘文館/10. 下重清『シリーズ藩物語小田原藩』現代書館
2019	平成 31 令和 1	常盤木門坂等樹木整理/服部孝太郎邸跡に敷石遺構	1. 常盤木門坂樹木整理、大手道の景観向上/12. 小峯畑下段服部孝太郎邸跡発掘調査で戦国時代の敷石遺構検出/12.26 常盤木門周辺樹木整理、門前景観改善	12. 城総管編『戦国大名北条氏の歴史 小田原開府五百年のあゆみ』吉川弘文館
2020	令和 2	樹木整理/隅屋敷で居館堀/「復興小田原城天守閣展」	3. 本丸常盤木門斜面樹木整理、御堀端から天守閣への眺望・景観向上/4. 三の丸大久保弥六郎邸跡（隅屋敷）で戦国初期居館の堀検出（第IX地点の堀と接続か）/11.21～天守閣「復興小田原城天守閣-昭和から平成・令和-」展開催	
2021	令和 3	御用米曲輪土塁整備/天守裏に本丸トイレ整備/『保存活用計画』刊行	3. 本丸天守裏の旧熊舎跡にトイレを新設/御用米曲輪北東土塁整備（途中）/『史跡小田原城跡保存活用計画』刊行	



## 7. 改正文化財保護法に係わる規定等

### 7-1 史蹟名勝天然紀念物保存法

[大正8年4月10日 法律第44号]

第一條 本法ヲ適用スヘキ史蹟名勝天然紀念物ハ内務大臣之ヲ指定ス

前項ノ指定以前ニ於テ必要アルトキハ地方長官ハ假ニ之ヲ指定スルコトヲ得

第二條 史蹟名勝天然紀念物ノ調査ニ關シ必要アルトキハ指定ノ前後ヲ問ハス當該吏員ハ其ノ土地又ハ隣接地ニ立入り土地ノ發掘障礙物ノ撤去其ノ他調査ニ必要ナル行爲ヲ爲スコトヲ得

第三條 史蹟名勝天然紀念物ニ關シ其現狀ヲ變更シ又ハ其ノ保存ニ影響ヲ及ホスヘキ行爲ヲ爲サムトスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クヘシ

第四條 内務大臣ハ史蹟名勝天然紀念物ノ保存ニ關シ地域ヲ定メテ一定ノ行爲ヲ禁止若ハ制限シ又ハ必要ナル施設ヲ命スルコトヲ得

前項ノ命令若ハ處分又ハ第二條ノ規定ニ依ル行爲ノ爲損害ヲ被リタル私人ニ對シテハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府之ヲ補償ス

第五條 内務大臣ハ地方公共團體ヲ指定シテ史蹟名勝天然紀念物ノ管理ヲ爲サシムルコトヲ得

前項ノ管理ニ要スル費用ハ當該公共團體ノ負擔トス

国庫ハ前項ノ費用ニ對シ其ノ一部ヲ補助スルコトヲ得

第六條 第三條ノ規定ニ違反シ又ハ第四條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者ハ六月以下ノ禁錮若ハ拘留又ハ百圓以下ノ罰金若ハ科料ニ處ス

#### 附 則

本法施行ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ期日ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

古社寺保存法第十九條ハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

(備考ノ一) 本法ハ大正八年勅令第二百六十一號ヲ以テ同年六月一日ヨリ施行

(備考ノ二) 本法中内務大臣トアルノハ史蹟名勝天然紀念物保存ニ關スル事務ノ移管ニ因リ昭和三年

十二月一日以降ニ於テハ文部大臣之ガ主管大臣トナル

### 7-2 史蹟名勝天然紀念物保存法施行令

[大正8年12月29日 勅令第499号]

[改正 大正13年第285号 昭3年第269号 昭和6年第240号]

第一條 當該吏員史蹟名勝天然紀念物保存法第二條ノ規定ニ依ル行爲ヲ爲サムトスルトキハ少クトモ三日前ニ關係土地物件ノ所有者及占有者ニ其ノ旨ヲ通知スヘシ

史蹟名勝天然紀念物保存法第二條ノ規定ニ依ル行爲ヲ爲ス當該吏員ハ其ノ證票ヲ携帯シ關係者ノ請求アリタルトハ之ヲ示スヘシ

日出前又ハ日没後ニ於テハ占有者ノ承諾アルニ非サレハ史蹟名勝天然紀念物保護法第二條ノ規定ニ依リ部内ニ立入ルコトヲ得ス

第二條 行政廳史蹟名勝天然紀念物保存法第三條ニ規定スル行爲ヲ爲サムトスルトキハ地方長官ノ承認ヲ受クヘシ

第三條 史蹟名勝天然紀念物保存法第二條ノ規定ニ依リ古墳ヲ發掘スル場合ニ於テハ當該吏員ハ地方長官ヲ經由シ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

史蹟名勝天然紀念物保存法第三條又ハ前條ノ規定ニ依リ古墳ヲ發掘セムスル場合ニ於テ地方長官許可又ハ承認ヲ與フルトキハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

前二項ノ規定ニ依リ文部大臣認可ヲ爲ス場合ニ於テハ豫メ宮内大臣ニ協議スヘシ

第四條 史蹟名勝天然紀念物保存法第四條第二項ノ規定ニ依ル補償ハ通常生スヘキ損害ニ限り之ヲ爲ス

前項ノ補償ノ額ハ地方長官ト損害ヲ被リタル私人トノ協議ニ依リ之ヲ定ム協議調ハサルトキハ文部大臣鑑定人ノ意見ヲ徴シ之ヲ決定スヘシ

前項ノ規定ニ依ル決定ニ不服アル者ハ文部大臣ニ訴願スルコトヲ得

第五條 史蹟名勝天然紀念物ニシテ國有地ニ屬スルモノハ文部大臣之ヲ管理ス但シ官用地又ハ國有林ニ屬スルモノニ付テハ主管ノ大臣ト文部大臣ト協議シ

## 7. 改正文化財保護法に係わる規定等

テ其ノ管理大臣ヲ定ム

第六條 文部大臣ハ史蹟名勝天然紀念物ニシテ國有ニ屬スルモノヨリ生スル収益ヲ管理ノ費用ヲ負擔スル地方公共團體ノ所得ト爲スコトヲ得

第七條 史蹟名勝天然紀念物ノ管理ノ費用ヲ負擔スル地方公共團體ハ其ノ管理スル史蹟名勝天然紀念物ニ付觀覽料ヲ徴取スルコトヲ得

附 則

本令ハ大正九年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

### 7-3 史蹟名勝天然紀念物保存法施行規則

[大正8年12月29日 内務省令第27号]

[改正 昭和3年文部省令第17号]

第一條 文部大臣史蹟名勝天然紀念物ノ指定ヲ爲シ又ハ其ノ指定ヲ解除シタルトキハ官報ヲ以テ之ヲ告示ス地方長官假指定ヲ爲シ又ハ其ノ假指定ヲ解除シタルトキ亦同シ但シ指定セラレタル物ノ保存上必要ト認メタルトキハ告示セサルコトヲ得

第二條 史蹟名勝天然紀念物保存法第四條第一項ノ禁止若ハ制限ヲ爲シタルトキハ官報ヲ以テ之ヲ告示ス但シ指定セラレタル物ノ保存上必要ト認メタルトキハ告示セサルコトヲ得

第三條 史蹟名勝天然紀念物ノ所有者、管理者又ハ占有者ニ變更アリタルトキハ十日以内ニ新ナル所有者、管理者又ハ占有者ヨリ地方長官ニ申告スヘシ

史蹟名勝天然紀念物ノ所有者、管理者又ハ占有者其ノ住所氏名ヲ變更シタルトキハ十日以内ニ地方長官ニ申告スヘシ

第四條 土地ノ所有者、管理者又ハ占有者古墳又ハ舊蹟ト認ムヘキモノヲ發見シタルトキハ其ノ現状ヲ變更スルコトナク發見ノ日ヨリ十日以内ニ左ノ事項ヲ具シテ地方長官ニ申告スヘシ

一 發見ノ年月日

二 所在地

三 現 状

第五條 文部省ニ史蹟名勝天然紀念物ノ臺帳ヲ備フ

第六條 第三條及第四條ノ規定ニ違反シタル者ハ二十圓以下ノ科料ニ處ス

附 則

本則ハ大正九年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

### 7-4 史蹟名勝天然紀念物保存要目(抄)

[大正9(1920)年1月28日]

史 蹟

一、都城跡、宮跡、行宮跡其の他皇室に關係深き史跡

二、社寺の跡及祭祀信仰に關する史跡にして重要なもの

三、古墳及著名なる人物の墓並碑

四、古城跡、城砦、防塁、古戰場、国郡庁跡其の他政治軍事に關係深き史跡

五、聖廟、郷学、藩学、文庫又は是等の跡其の他教育学芸に關係深き史跡

六、菜園跡、悲田院跡其の他社会事業に關係ある史跡

七、古関跡、一里塚、窯跡、市場跡其の他産業交通土木等に關する重要な史跡

八、由緒ある旧宅、苑池、井泉、樹石の類

九、貝塚、遺物包含地、神籠石其の他人類学及考古学上重要な遺跡

十、外国及外国人に關係ある重要な史跡

十一、重要な伝説地

\* 史跡小田原城跡は、「史蹟名勝天然紀念物保存要目」のうち「史蹟 四」に該当するというこ  
とで、昭和13年(1938)年8月8日に史蹟(史  
跡)指定された(文部省告示第292号)。なお、  
その際に記載されている名称は「小田原城跡  
(おだわらじょうあと)」であるが、昭和34年  
(1959)5月29日の第二次指定以後は、「小田原  
城跡」の字があてられている。

## 7-5 文化財保護法(抜粋)

昭和二十五年法律第二百十四号

## 第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

(文化財の定義)

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

(中略)

四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁りよう、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。))及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。))で我が国にとって学術上価値の高いもの(以下「記念物」という。))

(中略)

2 この法律の規定(第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第一百五十三条第一項第一号、第六十五条、第七十一条及び附則第三条の規定を除く。)中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。

3 この法律の規定(第九十九条、第一百条、第一百十二条、第二百二十二条、第三百三十一条第一項第四号、第一百五十三条第一項第七号及び第八号、第六十五条並びに第七十一条の規定を除く。)中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

(政府及び地方公共団体の任務)

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

(国民、所有者等の心構)

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当って関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

## 第三章 有形文化財

## 第一節 重要文化財

## 第一款 指定

(指定)

第二十七条 文部科学大臣は、有形文化財のうち重要なものを重要文化財に指定することができる。

2 文部科学大臣は、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいなき国民の宝たるものを国宝に指定することができる。

(告示、通知及び指定書の交付)

第二十八条 前条の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該国宝又は重要文化財の所有者に通知してする。

2 前条の規定による指定は、前項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。但し、当該国宝又は重要文化財の所有者に対しては、同項の規定による通知が当該所有者に到達した時からその効力を生ずる。

3 前条の規定による指定をしたときは、文部科学大臣は、当該国宝又は重要文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

4 指定書に記載すべき事項その他指定書に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

5 第三項の規定により国宝の指定書の交付を受けたときは、所有者は、三十日以内に国宝に指定された重要文化財の指定書を文部科学大臣に返付しなければならない。

(解除)

第二十九条 国宝又は重要文化財が国宝又は重要文化財としての価値を失つた場合その他特殊の事由

## 7. 改正文化財保護法に係わる規定等

があるときは、文部科学大臣は、国宝又は重要文化財の指定を解除することができる。

- 2 前項の規定による指定の解除は、その旨を官報で告示するとともに、当該国宝又は重要文化財の所有者に通知してする。
- 3 第一項の規定による指定の解除には、前条第二項の規定を準用する。
- 4 第二項の通知を受けたときは、所有者は、三十日以内に指定書を文部科学大臣に返付しなければならない。
- 5 第一項の規定により国宝の指定を解除した場合において当該有形文化財につき重要文化財の指定を解除しないときは、文部科学大臣は、直ちに重要文化財の指定書を所有者に交付しなければならない。

### 第二款 管理

(管理方法の指示)

第三十条 文化庁長官は、重要文化財の所有者に対し、重要文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第三十一条 重要文化財の所有者は、この法律並びにこれに基づいて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い、重要文化財を管理しなければならない。

- 2 重要文化財の所有者は、当該重要文化財の適切な管理のため必要があるときは、第百九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該重要文化財の管理の責に任ずべき者（以下この節及び第百八十七条第一項第一号において「管理責任者」という。）に選任することができる。
- 3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、重要文化財の所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、当該管理責任者と連署の上二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。
- 4 管理責任者には、前条及び第一項の規定を準用する。  
(所有者又は管理責任者の変更)

第三十二条 重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、且つ、旧所有者に対し交付された指定書を添えて、二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

- 2 重要文化財の所有者は、管理責任者を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、新管理責任者と連署の上二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。この場合には、前条第三項の規定は、適用しない。
- 3 重要文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。氏名若しくは名称又は住所の変更が重要文化財の所有者に係るときは、届出の際指定書を添えなければならない。

(管理団体による管理)

第三十二条の二 重要文化財につき、所有者が判明しない場合又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不相当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該重要文化財の保存のため必要な管理（当該重要文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該重要文化財の所有者の所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行わせることができる。

- 2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、当該重要文化財の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。
- 3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、前項に規定する所有者、占有者及び地方公共団体その他の法人に通知してする。
- 4 第一項の規定による指定には、第二十八条第二項の規定を準用する。
- 5 重要文化財の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この節及び第百八十七条第一項第一号において「管理団体」という。）が行う管理又はその管理のため必要な措

置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

6 管理団体には、第三十条及び第三十一条第一項の規定を準用する。

第三十二条の三 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第三項及び第二十八条第二項の規定を準用する。

第三十二条の四 管理団体が行う管理に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理により所有者の受ける利益の限度において、管理に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

(滅失、き損等)

第三十三条 重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、その事実を知った日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

(所在の変更)

第三十四条 重要文化財の所在の場所を変更しようとするときは、重要文化財の所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、且つ、指定書を添えて、所在の場所を変更しようとする日の二十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。但し、文部科学省令の定める場合には、届出を要せず、若しくは届出の際指定書の添付を要せず、又は文部科学省令の定めるところにより所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りる。

### 第三款 保護

(修理)

第三十四条の二 重要文化財の修理は、所有者が行うものとする。但し、管理団体がある場合は、管理団体が行うものとする。

(管理団体による修理)

第三十四条の三 管理団体が修理を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その修理の方法及び時期について当該重要文化財の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基く占有者の意見を聞かなければならない。

2 管理団体が修理を行う場合には、第三十二条の二第五項及び第三十二条の四の規定を準用する。

(管理又は修理の補助)

第三十五条 重要文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、重要文化財の所有者又は管理団体がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、政府は、その経費の一部に充てさせるため、重要文化財の所有者又は管理団体に対し補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、文化庁長官は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示することができる。

3 文化庁長官は、必要があると認めるときは、第一項の補助金を交付する重要文化財の管理又は修理について指揮監督することができる。

(管理に関する命令又は勧告)

第三十六条 重要文化財を管理する者が不適任なため又は管理が適当でないため重要文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られる虞があると認めるときは、文化庁長官は、所有者、管理責任者又は管理団体に対し、重要文化財の管理をする者の選任又は変更、管理方法の改善、防火施設その他の保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の規定による命令又は勧告に基いてする措置のために要する費用は、文部科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。

3 前項の規定により国庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、前条第三項の規定を準用する。

(修理に関する命令又は勧告)

第三十七条 文化庁長官は、国宝がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な命令又は勧告をすることができる。

## 7. 改正文化財保護法に係わる規定等

2 文化庁長官は、国宝以外の重要文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

3 前二項の規定による命令又は勧告に基いてする修理のために要する費用は、文部科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。

4 前項の規定により国庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、第三十五条第三項の規定を準用する。

第四十条 第三十八条第一項の規定による修理又は措置のために要する費用は、国庫の負担とする。

2 文化庁長官は、文部科学省令の定めるところにより、第三十八条第一項の規定による修理又は措置のために要した費用の一部を所有者（管理団体がある場合は、その者）から徴収することができる。但し、同条第一項第二号の場合には、修理又は措置を要するに至った事由が所有者、管理責任者若しくは管理団体の責に帰すべきとき、又は所有者若しくは管理団体がその費用の一部を負担する能力があるときに限る。

3 前項の規定による徴収については、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）第五条及び第六条の規定を準用する。

第四十一条 第三十八条第一項の規定による修理又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

2 前項の補償の額は、文化庁長官が決定する。

3 前項の規定による補償額に不服のある者は、訴えをもつてその増額を請求することができる。ただし、前項の補償の決定の通知を受けた日から六箇月を経過したときは、この限りでない。

4 前項の訴えにおいては、国を被告とする。

（補助等に係る重要文化財譲渡の場合の納付金）

第四十二条 国が修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置（以下この条において、「修理等」という。）につき第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第三十六条第二項、第三十七条第三項若しくは第四十条第一項の規定により費用を負担した重要文化財のその当時における所有者又はその相続人、受遺者若しくは受贈者

（第二次以下の相続人、受遺者又は受贈者を含む。以下この条において同じ。）（以下この条において、「所有者等」という。）は、補助又は費用負担に係る修理等が行われた後当該重要文化財を有償で譲り渡した場合においては、当該補助金又は負担金の額（第四十条第一項の規定による負担金については、同条第二項の規定により所有者から徴収した部分を控除した額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から当該修理等が行われた後重要文化財の修理等のため自己の費した金額を控除して得た金額（以下この条において、「納付金額」という。）を、文部科学省令の定めるところにより国庫に納付しなければならない。

2 前項に規定する「補助金又は負担金の額」とは、補助金又は負担金の額を、補助又は費用負担に係る修理等を施した重要文化財又はその部分につき文化庁長官が個別的に定める耐用年数で除して得た金額に、更に当該耐用年数から修理等を行った時以後重要文化財の譲渡の時までの年数を控除した残余の年数（一年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た金額に相当する金額とする。

3 補助又は費用負担に係る修理等が行われた後、当該重要文化財が所有者等の責に帰することのできない事由により著しくその価値を減じた場合又は当該重要文化財を国に譲り渡した場合には、文化庁長官は、納付金額の全部又は一部の納付を免除することができる。

4 文化庁長官の指定する期限までに納付金額を完納しないときは、国税滞納処分の例により、これを徴収することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

5 納付金額を納付する者が相続人、受遺者又は受贈者であるときは、第一号に定める相続税額又は贈与税額と第二号に定める額との差額に相当する金額を第三号に定める年数で除して得た金額に第四号に定める年数を乗じて得た金額をその者が納付すべき納付金額から控除するものとする。

一 当該重要文化財の取得につきその者が納付した、又は納付すべき相続税額又は贈与税額

二 前号の相続税額又は贈与税額の計算の基礎と

## 7. 改正文化財保護法に係わる規定等

なつた課税価格に算入された当該重要文化財又はその部分につき当該相続、遺贈又は贈与の時までにを行った修理等に係る第一項の補助金又は負担金の額の合計額を当該課税価格から控除して得た金額を課税価格として計算した場合に当該重要文化財又はその部分につき納付すべきこととなる相続税額又は贈与税額に相当する額

三 第二項の規定により当該重要文化財又はその部分につき文化庁長官が定めた耐用年数から当該重要文化財又はその部分の修理等を行った時以後当該重要文化財の相続、遺贈又は贈与の時までの年数を控除した残余の年数（一年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）

四 第二項に規定する当該重要文化財又はその部分についての残余の耐用年数

6 前項第二号に掲げる第一項の補助金又は負担金の額については、第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「譲渡の時」とあるのは、「相続、遺贈又は贈与の時」と読み替えるものとする。

7 第一項の規定により納付金額を納付する者の同項に規定する譲渡に係る所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十三条第一項に規定する譲渡所得の金額の計算については、第一項の規定により納付する金額は、同条第三項に規定する資産の譲渡に要した費用とする。

（現状変更等の制限）

第四十三条 重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項但書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 文化庁長官は、第一項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

4 第一項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかつたときは、文化庁長官は、許可に係る

現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

（修理の届出等）

第四十三条の二 重要文化財を修理しようとするときは、所有者又は管理団体は、修理に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。但し、前条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 重要文化財の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る重要文化財の修理に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

（中略）

（環境保全）

第四十五条 文化庁長官は、重要文化財の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

（国に対する売渡しの申出）

第四十六条 重要文化財を有償で譲り渡そうとする者は、譲渡の相手方、予定対価の額（予定対価が金銭以外のものであるときは、これを時価を基準として金銭に見積つた額。以下同じ。）その他文部科学省令で定める事項を記載した書面をもつて、まず文化庁長官に国に対する売渡しの申出をしなければならない。

2 前項の書面においては、当該相手方に対して譲り渡したい事情を記載することができる。

3 文化庁長官は、前項の規定により記載された事

## 7. 改正文化財保護法に係わる規定等

情を相当と認めるときは、当該申出のあつた後三十日以内に当該重要文化財を買い取らない旨の通知をするものとする。

4 第一項の規定による売渡しの申出のあつた後三十日以内に文化庁長官が当該重要文化財を国において買い取るべき旨の通知をしたときは、第一項の規定による申出書に記載された予定対価の額に相当する代金で、売買が成立したものとみなす。

5 第一項に規定する者は、前項の期間（その期間内に文化庁長官が当該重要文化財を買い取らない旨の通知をしたときは、その時までの期間）内は、当該重要文化財を譲り渡してはならない。

（管理団体による買取りの補助）

第四十六条の二 国は、管理団体である地方公共団体その他の法人が、その管理に係る重要文化財（建造物その他の土地の定着物及びこれと一体のものとして当該重要文化財に指定された土地に限る。）で、その保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

（中略）

### 第五款 重要文化財保存活用計画

（重要文化財保存活用計画の認定）

第五十三条の二 重要文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令で定めるところにより、重要文化財の保存及び活用に関する計画（以下「重要文化財保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 重要文化財保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 当該重要文化財の名称及び所在の場所
- 二 当該重要文化財の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
- 三 計画期間
- 四 その他文部科学省令で定める事項

3 前項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。

一 当該重要文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項

二 当該重要文化財の修理に関する事項

三 当該重要文化財（建造物であるものを除く。次項第六号において同じ。）の公開を目的とする寄託契約に関する事項

4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その重要文化財保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該重要文化財保存活用計画の実施が当該重要文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること。

二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 第百八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第百八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。

四 当該重要文化財保存活用計画に前項第一号に掲げる事項が記載されている場合には、その内容が重要文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

五 当該重要文化財保存活用計画に前項第二号に掲げる事項が記載されている場合には、その内容が重要文化財の修理を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

六 当該重要文化財保存活用計画に前項第三号に掲げる事項が記載されている場合には、当該寄託契約の内容が重要文化財の公開を適切かつ確実にを行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

（認定を受けた重要文化財保存活用計画の変更）

第五十三条の三 前条第四項の認定を受けた重要文化財の所有者又は管理団体は、当該認定を受けた

重要文化財保存活用計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

- 2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。

（現状変更等の許可の特例）

第五十三条の四 第五十三条の二第三項第一号に掲げる事項が記載された重要文化財保存活用計画が同条第四項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下この款及び第五十三条第二項第六号において同じ。）を受けた場合において、当該重要文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第四十三条第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもって足りる。

（修理の届出の特例）

第五十三条の五 第五十三条の二第三項第二号に掲げる事項が記載された重要文化財保存活用計画が同条第四項の認定を受けた場合において、当該重要文化財の修理をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第四十三条の二第一項の規定による届出を行わなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該修理が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもって足りる。

（認定重要文化財保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収）

第五十三条の六 文化庁長官は、第五十三条の二第四項の認定を受けた重要文化財の所有者又は管理団体に対し、当該認定を受けた重要文化財保存活用計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第五十三条の八において「認定重要文化財保存活用計画」という。）の実施の状況について報告を求めることができる。

（認定の取消し）

第五十三条の七 文化庁長官は、認定重要文化財保存活用計画が第五十三条の二第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定

を取り消すことができる。

- 2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

（所有者等への指導又は助言）

第五十三条の八 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあつては、その長。第四十三条第三項、第八十三條の八第四項、第九十条第一項及び第九十一条第一項を除き、以下同じ。）は、重要文化財の所有者又は管理団体の求めに応じ、重要文化財保存活用計画の作成及び認定重要文化財保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

- 2 文化庁長官は、重要文化財の所有者又は管理団体の求めに応じ、重要文化財保存活用計画の作成及び認定重要文化財保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

（中略）

#### 第七款 雑則

（所有者変更等に伴う権利義務の承継）

第五十六条 重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該重要文化財に関しこの法律に基いてする文化庁長官の命令、勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

- 2 前項の場合には、旧所有者は、当該重要文化財の引渡と同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならない。

- 3 管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第一項の規定を準用する。但し、管理団体が指定された場合には、もつぱら所有者に属すべき権利義務については、この限りでない。

#### 第二節 登録有形文化財

（有形文化財の登録）

第五十七条 文部科学大臣は、重要文化財以外の有

## 7. 改正文化財保護法に係わる規定等

形文化財（第百八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による登録をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴くものとする。ただし、当該登録をしようとする有形文化財が第百八十三条の五第一項の規定による登録の提案に係るものであるときは、この限りでない。

3 文化財登録原簿に記載すべき事項その他文化財登録原簿に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

(告示、通知及び登録証の交付)

第五十八条 前条第一項の規定による登録をしたときは、速やかに、その旨を官報で告示するとともに、当該登録をされた有形文化財（以下「登録有形文化財」という。）の所有者に通知する。

2 前条第一項の規定による登録は、前項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該登録有形文化財の所有者に対しては、同項の規定による通知が当該所有者に到達した時からその効力を生ずる。

3 文部科学大臣は、登録有形文化財についてその保存及び活用のための措置を講ずる必要がなくなった場合その他特殊の事由があるときは、その登録を抹消することができる。

4 前三項の規定により登録の抹消をしたときは、速やかに、その旨を官報で告示するとともに、当該登録有形文化財の所有者に通知する。

5 第一項から第三項までの規定による登録の抹消には、前条第二項の規定を準用する。

6 第四項の通知を受けたときは、所有者は、三十日以内に登録証を文部科学大臣に返付しなければならない。

(中略)

(登録有形文化財の管理)

第六十条 登録有形文化財の所有者は、この法律及びこれに基づく文部科学省令に従い、登録有形文化財を管理しなければならない。

2 登録有形文化財の所有者は、当該登録有形文

化財の適切な管理のため必要があるときは、第百九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該登録有形文化財の管理の責めに任ずべき者（以下この節において「管理責任者」という。）に選任することができる。

3 文化庁長官は、登録有形文化財について、所有者が判明せず、又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不相当であることが明らかである旨の関係地方公共団体の申出があつた場合には、関係地方公共団体の意見を聴いて、適当な地方公共団体その他の法人を、当該登録有形文化財の保存のため必要な管理（当該登録有形文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該登録有形文化財の所有者の所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行う団体（以下この節において「管理団体」という。）に指定することができる。

4 登録有形文化財の管理には、第三十一条第三項、第三十二条、第三十二条の二第二項から第五項まで、第三十二条の三及び第三十二条の四の規定を準用する。

5 登録有形文化財の管理責任者及び管理団体には、第一項の規定を準用する。

(登録有形文化財の滅失、き損等)

第六十一条 登録有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令で定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知つた日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

(登録有形文化財の所在の変更)

第六十二条 登録有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、登録有形文化財の所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、所在の場所を変更しようとする日の二十日前までに、登録証を添えて、文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令で定める場合には、届出を要せず、若しくは届出の際登録証の添付を要せず、又は文部科学省令で定め

るところにより所在の場所を変更した後届け出ることをもつて足りる。

(登録有形文化財の修理)

第六十三条 登録有形文化財の修理は、所有者が行うものとする。ただし、管理団体がある場合は、管理団体が行うものとする。

2 管理団体が修理を行う場合には、第三十二条の二第五項、第三十二条の四及び第三十四条の三第一項の規定を準用する。

(登録有形文化財の現状変更の届出等)

第六十四条 登録有形文化財に関しその現状を変更しようとする者は、現状を変更しようとする日の三十日前までに、文部科学省令で定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 登録有形文化財の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、第一項の届出に係る登録有形文化財の現状変更に関し必要な指導、助言又は勧告をすることができる。

(登録有形文化財の輸出の届出)

第六十五条 登録有形文化財を輸出しようとする者は、輸出しようとする日の三十日前までに、文部科学省令で定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

2 登録有形文化財の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る登録有形文化財の輸出に関し必要な指導、助言又は勧告をすることができる。

(登録有形文化財の管理又は修理に関する技術的指導)

第六十六条 登録有形文化財の所有者、管理責任者又は管理団体は、文部科学省令で定めるところにより、文化庁長官に登録有形文化財の管理又は修理に関し技術的指導を求めることができる。

(登録有形文化財の公開)

第六十七条 登録有形文化財の公開は、所有者が行うものとする。ただし、管理団体がある場合は、

管理団体が行うものとする。

2 前項の規定は、登録有形文化財の所有者及び管理団体以外の者が、所有者（管理団体がある場合は、その者）の同意を得て、登録有形文化財を公開の用に供することを妨げるものではない。

3 管理団体が行う登録有形文化財の公開には、第四十七条の二第三項の規定を準用する。

4 登録有形文化財の活用上必要があると認めるときは、文化庁長官は、登録有形文化財の所有者又は管理団体に対し、登録有形文化財の公開及び当該公開に係る登録有形文化財の管理に関し、必要な指導又は助言をすることができる。

(登録有形文化財保存活用計画の認定)

第六十七条の二 登録有形文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令で定めるところにより、登録有形文化財の保存及び活用に関する計画（以下「登録有形文化財保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 登録有形文化財保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 当該登録有形文化財の名称及び所在の場所
- 二 当該登録有形文化財の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
- 三 計画期間
- 四 その他文部科学省令で定める事項

3 前項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。

- 一 当該登録有形文化財の現状変更に関する事項
- 二 当該登録有形文化財（建造物であるものを除く。次項第五号において同じ。）のうち世界文化の見地から歴史上、芸術上又は学術上特に優れた価値を有するものの公開を目的とする寄託契約に関する事項

4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その登録有形文化財保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

(認定を受けた登録有形文化財保存活用計画の変更)

第六十七条の三 前条第四項の認定を受けた登録有

## 7. 改正文化財保護法に係わる規定等

形文化財の所有者又は管理団体は、当該認定を受けた登録有形文化財保存活用計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。

（現状変更の届出の特例）

第六十七条の四 第六十七条の二第三項第一号に掲げる事項が記載された登録有形文化財保存活用計画が同条第四項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下この節及び第百五十三条第二項第七号において同じ。）を受けた場合において、当該登録有形文化財の現状変更をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第六十四条第一項の規定による届出を行わなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもって足りる。

（中略）

（登録有形文化財の現状等の報告）

第六十八条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、登録有形文化財の所有者、管理責任者又は管理団体に対し、登録有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

（所有者変更に伴う登録証の引渡し）

第六十九条 登録有形文化財の所有者が変更したときは、旧所有者は、当該登録有形文化財の引渡しと同時にその登録証を新所有者に引き渡さなければならない。

### 第三節 重要文化財及び登録有形文化財以外の有形文化財

（技術的指導）

第七十条 重要文化財及び登録有形文化財以外の有形文化財の所有者は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官に有形文化財の管理又は修理に関し技術的指導を求めることができる。

（中略）

## 第六章 埋蔵文化財

（調査のための発掘に関する届出、指示及び命令）

第九十二条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）

第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

（国の機関等が行う発掘に関する特例）

第九十四条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たって、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計

画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。（埋蔵文化財包蔵地の周知）

第九十五条 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

（遺跡の発見に関する届出、停止命令等）

第九十六条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第九十二条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、三月を超えることができない。

3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かななければならない。

4 第二項の命令は、第一項の届出があつた日から起算して一月以内にななければならない。

5 第二項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、一回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して六月を超えることとなつてはならない。

6 第二項及び前項の期間を計算する場合においては、第一項の届出があつた日から起算して第二項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。

7 文化庁長官は、第一項の届出がなされなかつた場合においても、第二項及び第五項に規定する措置を執ることができる。

8 文化庁長官は、第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされなかつたときも、同様とする。

9 第二項の命令によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

10 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

（国の機関等の遺跡の発見に関する特例）

第九十七条 国の機関等が前条第一項に規定する発見をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第九十二条第一項又は第九十九条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、その調査、保存等について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。

## 7. 改正文化財保護法に係わる規定等

- 3 前項の通知を受けた国の機関等は、文化庁長官に協議しなければならない。
- 4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該遺跡の保護上必要な勧告をすることができる。
- 5 前各項の場合には、第九十四条第五項の規定を準用する。

(文化庁長官による発掘の施行)

第九十八条 文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため国において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の発掘を施行することができる。

- 2 前項の規定により発掘を施行しようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、当該土地の所有者及び権原に基づく占有者に対し、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付しなければならない。

- 3 第一項の場合には、第三十九条（同条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定を含む。）及び第四十一条の規定を準用する。

(地方公共団体による発掘の施行)

第九十九条 地方公共団体は、文化庁長官が前条第一項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

- 2 地方公共団体は、前項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。
- 3 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に関し必要な指導及び助言をすること
- 4 国は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

(返還又は通知等)

第一百条 第九十八条第一項の規定による発掘により文化財を発見した場合において、文化庁長官は、当該文化財の所有者が判明しているときはこれを所有者に返還し、所有者が判明しないときは、遺失物法（平成十八年法律第七十三号）第四条第一項の規定にかかわらず、警察署長にその旨を通知することをもつて足りる。

- 2 前項の規定は、前条第一項の規定による発掘に

より都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の教育委員会が文化財を発見した場合における当該教育委員会について準用する。

- 3 第一項（前項において準用する場合を含む。）の通知を受けたときは、警察署長は、直ちに当該文化財につき遺失物法第七条第一項の規定による公告をしなければならない。

(提出)

第一百一条 遺失物法第四条第一項の規定により、埋蔵物として提出された物件が文化財と認められるときは、警察署長は、直ちに当該物件を当該物件の発見された土地を管轄する都道府県の教育委員会（当該土地が指定都市等の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市等の教育委員会。次条において同じ。）に提出しなければならない。ただし、所有者の判明している場合は、この限りでない。

(鑑査)

第一百二条 前条の規定により物件が提出されたときは、都道府県の教育委員会は、当該物件が文化財であるかどうかを鑑査しなければならない。

- 2 都道府県の教育委員会は、前項の鑑査の結果当該物件を文化財と認めたときは、その旨を警察署長に通知し、文化財でないと認めたときは、当該物件を警察署長に差し戻さなければならない。

(引渡し)

第一百三条 第一百条第一項に規定する文化財又は同条第二項若しくは前条第二項に規定する文化財の所有者から、警察署長に対し、その文化財の返還の請求があつたときは、文化庁長官又は都道府県若しくは指定都市等の教育委員会は、当該警察署長にこれを引き渡さなければならない。

(国庫帰属及び報償金)

第一百四条 第一百条第一項に規定する文化財又は第一百二条第二項に規定する文化財（国の機関又は独立行政法人国立文化財機構が埋蔵文化財の調査のための土地の発掘により発見したものに限る。）で、その所有者が判明しないものの所有権は、国

庫に帰属する。この場合においては、文化庁長官は、当該文化財の発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格の二分の一に相当する額の報償金を支給する。

- 2 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(都道府県帰属及び報償金)

第百五条 第百条第二項に規定する文化財又は第百二条第二項に規定する文化財（前条第一項に規定するものを除く。）で、その所有者が判明しないものの所有権は、当該文化財の発見された土地を管轄する都道府県に帰属する。この場合においては、当該都道府県の教育委員会は、当該文化財の発見者及びその発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格に相当する額の報償金を支給する。

- 2 前項に規定する発見者と土地所有者とが異なるときは、前項の報償金は、折半して支給する。
- 3 第一項の報償金の額は、当該都道府県の教育委員会が決定する。
- 4 前項の規定による報償金の額については、第四十一条第三項の規定を準用する。
- 5 前項において準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、都道府県を被告とする。

(譲与等)

第百六条 政府は、第百四条第一項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。

- 2 前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金額は、第百四条に規定する報償金の額から控除するものとする。
- 3 政府は、第百四条第一項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、独立行政法人国立文化財機構又は当該文化財の発見された土地を管轄する地方公共団体に対し、その申請に基づき、当該文化財を譲与し、又は時価よりも低い対価で譲渡することができる。

第百七条 都道府県の教育委員会は、第百五条第一

項の規定により当該都道府県に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て当該都道府県が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見者又はその発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。

- 2 前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金額は、第百五条に規定する報償金の額から控除するものとする。

(遺失物法の適用)

第百八条 埋蔵文化財に関しては、この法律に特別の定めのある場合のほか、遺失物法の適用があるものとする。

## 第七章 史跡名勝天然記念物

(指定)

第百九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

- 2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

- 3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

- 4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に同項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

- 5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物

## 7. 改正文化財保護法に係わる規定等

又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

- 6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

(仮指定)

第一百十条 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会（当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第百三十三条を除き、以下この章において同じ。）は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

- 2 前項の規定により仮指定を行ったときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。
- 3 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

第百十一条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第百九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たっては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

- 2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。
- 3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べるすることができる。

(解除)

第百十二条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝

天然記念物はその価値を失った場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

- 2 第百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第百九条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。
- 3 第百十条第一項の規定による仮指定が適当でないとして認めるときは、文部科学大臣は、これを解除することができる。
- 4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第百九条第三項から第五項までの規定を準用する。

(管理団体による管理及び復旧)

第百十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

- 2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。
- 3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。
- 4 第一項の規定による指定には、第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十四条 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

- 2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十五条 第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章（第百三十三条の二第一項を除く。）及び第百八十七条第一項第三号及び第十二章において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

- 2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。
- 3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。
- 4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなく、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第百十六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

- 2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。
- 3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第百十七条 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

- 2 前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。
- 3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。
- 4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第百十八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

（所有者による管理及び復旧）

第百十九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

- 2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、当該史跡名勝天然記念物の適切な管理のため必要があるときは、第百九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第百八十七条第一項第三号において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

第百二十条 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第百十五条第一項及び第二項（同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第百十五条第二項の規定を準用する。

（管理に関する命令又は勧告）

第百二十一条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

- 2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

（中略）

（補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金）

## 7. 改正文化財保護法に係わる規定等

第二百二十四条 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第百十八条及び第百二十条で準用する第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第百二十一条第二項で準用する第三十六条第二項、第百二十二条第三項で準用する第三十七条第三項若しくは前条第二項で準用する第四十条第一項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第四十二条の規定を準用する。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第二百二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
- 3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。
- 4 第一項の規定による処分には、第百十一条第一項の規定を準用する。
- 5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。
- 7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(関係行政庁による通知)

第二百二十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつて

その行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官（第百八十四条第一項又は第百八十四条の二第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に対し、その旨を通知するものとする。

(復旧の届出等)

第二百二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第百二十五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

- 2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(環境保全)

第二百二十八条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

- 2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第百二十五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(管理団体による買取りの補助)

第二百二十九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合に

## 7. 改正文化財保護法に係わる規定等

- は、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。
- 2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。  
(史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定)
- 第二百二十九条の二 史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画（以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。
- 2 史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地
  - 二 当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
  - 三 計画期間
  - 四 その他文部科学省令で定める事項
- 3 前項第二号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。
- 4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その史跡名勝天然記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
- 一 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。
  - 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
  - 三 第八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。
  - 四 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

- 5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。  
(認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更)
- 第二百二十九条の三 前条第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。
- 2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。  
(現状変更等の許可の特例)
- 第二百二十九条の四 第二百二十九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第四項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下この章及び第五十三條第二項第二十三号において同じ。）を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第二百五条第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもって足りる。  
(認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収)
- 第二百二十九条の五 文化庁長官は、第二百二十九条の二第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者に対し、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第二百二十九条の七において「認定史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）の実施の状況について報告を求めることができる。  
(認定の取消し)
- 第二百二十九条の六 文化庁長官は、認定史跡名勝天然記念物保存活用計画が第二百二十九条の二第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

## 7. 改正文化財保護法に係わる規定等

2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

(管理団体等への指導又は助言)

第二百二十九条の七 都道府県及び市町村の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

2 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

(保存のための調査)

第三百十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第三百十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。

二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。

三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値

を調査する必要があるとき。

2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(登録記念物)

第三百三十二条 文部科学大臣は、史跡名勝天然記念物（第一百十条第一項に規定する仮指定を都道府県の教育委員会が行つたものを含む。）以外の記念物（第八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行つているものを除く。）のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。

2 前項の規定による登録には、第五十七条第二項及び第三項、第九十条第三項から第五項まで並びに第一百一十一条第一項の規定を準用する。

第三百三十三条 前条の規定により登録された記念物（以下「登録記念物」という。）については、第五十九条第一項から第五項まで、第六十四条、第六十八条、第一百一十一条第二項及び第三項並びに第十三条から第二十条までの規定を準用する。この場合において、第五十九条第一項中「第二十七条第一項の規定により重要文化財に指定したとき」とあるのは「第九十条第一項の規定により史跡名勝天然記念物に指定したとき（第一百十条第一項に規定する仮指定を都道府県の教育委員会（当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会）が行つたときを含む。）」と、同条第四項中「所有者に通知する」とあるのは「所有者及び権原に基づく占有者に通知する。ただし、通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、当該通知に代えて、その通知すべき事項を当該登録記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に当該通知が相手方に到達したものとみなす」と、同条第五項

中「抹消には、前条第二項の規定を準用する」とあるのは「抹消は、前項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該登録記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、前項の規定による通知が到達した時又は同項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる」と、第百十三条第一項中「不相当であると明らかに認められる場合には」とあるのは「不相当であることが明らかである旨の関係地方公共団体の申出があつた場合には、関係地方公共団体の意見を聴いて」と、第百十八条及び第百二十条中「第三十条、第三十一条第一項」とあるのは「第三十一条第一項」と、「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、第三十一条第一項中「並びにこれに基づいて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い」とあるのは「及びこれに基づく文部科学省令に従い」と読み替えるものとする」と、第百十八条中「第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項」とあるのは「第四十七条第四項」と、第百二十条中「第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項」とあるのは「第四十七条第四項」と読み替えるものとする。

(登録記念物保存活用計画の認定)

- 第百三十三条の二 登録記念物の管理団体（前条において準用する第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人をいう。）又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、登録記念物の保存及び活用に関する計画（以下「登録記念物保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。
- 2 登録記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 当該登録記念物の名称及び所在地
  - 二 当該登録記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
  - 三 計画期間
  - 四 その他文部科学省令で定める事項
- 3 前項第二号に掲げる事項には、当該登録記念物の現状変更に関する事項を記載することができ

る。

- 4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その登録記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
- 一 当該登録記念物保存活用計画の実施が当該登録記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。
  - 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
  - 三 第百八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第百八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。
  - 四 当該登録記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が登録記念物の現状変更を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。
- 5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

(現状変更の届出の特例)

第百三十三条の三 前条第三項に規定する事項が記載された登録記念物保存活用計画が同条第四項の認定（次条において準用する第六十七条の三第一項の変更の認定を含む。第百五十三条第二項第二十四号において同じ。）を受けた場合において、当該登録記念物の現状変更をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第百三十三条において準用する第六十四条第一項の規定による届出を行わなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもつて足りる。

(準用)

第百三十三条の四 登録記念物保存活用計画については、第六十七条の三及び第六十七条の五から第六十七条の七までの規定を準用する。この場合において、第六十七条の三第一項中「前条第四項」とあるのは「第百三十三条の二第四項」と、同条

## 7. 改正文化財保護法に係わる規定等

第二項中「前条第四項及び第五項」とあるのは「第百三十三条の二第四項及び第五項」と、第六十七条の五中「第六十七条の二第四項」とあるのは「第百三十三条の二第四項」と、第六十七条の六第一項中「第六十七条の二第四項各号」とあるのは「第百三十三条の二第四項各号」と読み替えるものとする。

(中略)

### 第十一章 文化審議会への諮問

第百五十三条 文部科学大臣は、次に掲げる事項については、あらかじめ、文化審議会に諮問しなければならない。

- 一 国宝又は重要文化財の指定及びその指定の解除
  - 二 登録有形文化財の登録及びその登録の抹消（第五十九条第一項又は第二項の規定による登録の抹消を除く。）
  - 三 重要無形文化財の指定及びその指定の解除
  - 四 重要無形文化財の保持者又は保持団体の認定及びその認定の解除
  - 五 重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財の指定及びその指定の解除
  - 六 登録有形民俗文化財の登録及びその登録の抹消（第九十条第三項で準用する第五十九条第一項又は第二項の規定による登録の抹消を除く。）
  - 七 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の指定及びその指定の解除
  - 八 史跡名勝天然記念物の仮指定の解除
  - 九 登録記念物の登録及びその登録の抹消（第百三十三条で準用する第五十九条第一項又は第二項の規定による登録の抹消を除く。）
  - 十 重要文化的景観の選定及びその選定の解除
  - 十一 重要伝統的建造物群保存地区の選定及びその選定の解除
  - 十二 選定保存技術の選定及びその選定の解除
  - 十三 選定保存技術の保持者又は保存団体の認定及びその認定の解除
- 2 文化庁長官は、次に掲げる事項については、あらかじめ、文化審議会に諮問しなければならない。
- 一 重要文化財の管理又は国宝の修理に関する命

令

- 二 文化庁長官による国宝の修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置の施行
- 三 重要文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可
- 四 重要文化財の環境保全のための制限若しくは禁止又は必要な施設の命令
- 五 国による重要文化財の買取り
- 六 重要文化財保存活用計画の第五十三条の二第四項の認定
- 七 登録有形文化財保存活用計画の第六十七条の二第四項の認定
- 八 重要無形文化財保存活用計画の第七十六条の二第三項の認定
- 九 重要無形文化財以外の無形文化財のうち文化庁長官が記録を作成すべきもの又は記録の作成等につき補助すべきものの選択
- 十 重要有形民俗文化財の管理に関する命令
- 十一 重要有形民俗文化財の買取り
- 十二 重要有形民俗文化財保存活用計画の第八十五条の二第四項の認定
- 十三 重要無形民俗文化財保存活用計画の第八十九条の二第三項の認定（第八十九条の三において準用する第七十六条の三第一項の変更の認定を含む。）
- 十四 登録有形民俗文化財保存活用計画の第九十条の二第四項の認定
- 十五 重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち文化庁長官が記録を作成すべきもの又は記録の作成等につき補助すべきものの選択
- 十六 遺跡の現状変更となる行為についての停止命令又は禁止命令の期間の延長
- 十七 文化庁長官による埋蔵文化財の調査のための発掘の施行
- 十八 史跡名勝天然記念物の管理又は特別史跡名勝天然記念物の復旧に関する命令
- 十九 文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行
- 二十 史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可
- 二十一 史跡名勝天然記念物の環境保全のための

## 7. 改正文化財保護法に係わる規定等

制限若しくは禁止又は必要な施設の命令

二十二 史跡名勝天然記念物の現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わない場合又は史跡名勝天然記念物の環境保全のための制限若しくは禁止に違反した場合の原状回復の命令

二十三 史跡名勝天然記念物保存活用計画の第二百二十九条の二第四項の認定

二十四 登録記念物保存活用計画の第三百三十三条の二第四項の認定

二十五 重要文化的景観の管理に関する命令

二十六 第八十三条の三第一項に規定する文化財保存活用地域計画の同条第五項の認定（第八十三条の四第一項の変更の認定を含む。）

二十七 第八十四条第一項の政令（同項第二号に掲げる事務に係るものに限る。）又は第八十四条の二第一項の政令（第八十四条第一項第二号に掲げる事務に係るものに限る。）の制定又は改廃の立案

## 第十二章 補則

### 第一節 聴聞、意見の聴取及び審査請求

（聴聞の特例）

第百五十四条 文化庁長官（第八十四条第一項の規定により文化庁長官の権限に属する事務を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会。次項及び次条において同じ。）は、次に掲げる処分を行おうとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

一 第四十五条第一項又は第二百二十八条第一項の規定による制限、禁止又は命令で特定の者に対して行われるもの

二 第五十一条第五項（第五十一条の二（第八十五条において準用する場合を含む。）、第八十四条第二項及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定による公開の中止命令

三 第九十二条第二項の規定による発掘の禁止又は中止命令

四 第九十六条第二項の規定による同項の調査の

ための停止命令若しくは禁止命令又は同条第五項の規定によるこれらの命令の期間の延長

五 第二百五条第七項（第二百二十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による原状回復の命令

2 文化庁長官（第八十四条第一項又は第八十四条の二第一項の規定により文化庁長官の権限に属する事務を都道府県又は市町村の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会。次条において同じ。）は、前項の聴聞又は第四十三条第四項（第二百五条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第五十三条第四項の規定による許可の取消しに係る聴聞をしようとするときは、当該聴聞の期日の十日前までに、行政手続法第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、当該処分の内容並びに当該聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 前項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

（意見の聴取）

第百五十五条 文化庁長官は、次に掲げる措置を行おうとするときは、関係者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。

一 第三十八条第一項又は第二百二十三条第一項の規定による修理若しくは復旧又は措置の施行

二 第五十五条第一項又は第三百十一条第一項の規定による立入調査又は調査のため必要な措置の施行

三 第九十八条第一項の規定による発掘の施行

2 文化庁長官は、前項の意見の聴取を行おうとするときは、その期日の十日前までに、同項各号に掲げる措置を行おうとする理由、その措置の内容並びに当該意見の聴取の期日及び場所を当該関係者に通告し、かつ、その措置の内容並びに当該意見の聴取の期日及び場所を公示しなければならない。

3 第一項の意見の聴取においては、当該関係者又はその代理人は、自己又は本人のために意見を述べ、又は釈明し、かつ、証拠を提出することができる。

4 当該関係者又はその代理人が正当な理由がなく

## 7. 改正文化財保護法に係わる規定等

て第一項の意見の聴取に応じなかつたときは、文化庁長官は、当該意見の聴取を行わないで同項各号に掲げる措置をすることができる。

(審査請求の手續における意見の聴取)

第百五十六条 第一号に掲げる処分若しくはその不作為又は第二号に掲げる処分についての審査請求に対する裁決は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、当該審査請求がされた日（同法第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、当該不備が補正された日）から三十日以内に、審査請求人及び参加人（同法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又はこれらの者の代理人の出頭を求めて、審理員（同法第十一条第二項に規定する審理員をいい、審査庁（同法第九条第一項に規定する審査庁をいう。以下この条において同じ。）が都道府県又は市町村の教育委員会である場合にあつては、審査庁とする。次項及び次条において同じ。）が公開による意見の聴取をした後でなければ、してはならない。

一 第四十三条第一項又は第二百二十五条第一項の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可又は不許可

二 第百十三条第一項（第百三十三条において準用する場合を含む。）の規定による地方公共団体その他の法人の指定

2 審理員は、前項の意見の聴取の期日及び場所をその期日の十日前までに全ての審理関係人（行政不服審査法第二十八条に規定する審理関係人をいい、審査庁が都道府県又は市町村の教育委員会である場合にあつては、審査請求人及び参加人とする。）に通告し、かつ、事案の要旨並びに当該意見の聴取の期日及び場所を公示しなければならない。

3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項まで（同法第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定を準用する。

(参加)

第百五十七条 審査請求人、参加人及び代理人のほ

か、当該処分について利害関係を有する者で前条第一項の意見の聴取に参加して意見を述べようとするものは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、審理員にその旨を申し出て、その許可を受けなければならない。

(証拠の提示等)

第百五十八条 第百五十六条第一項の意見の聴取においては、審査請求人、参加人及び前条の規定により意見の聴取に参加した者又はこれらの者の代理人に対して、当該事案について、証拠を提示し、かつ、意見を述べる機会を与えなければならない。

(裁決前の協議等)

第百五十九条 鉱業又は採石業との調整に関する事案に係る審査請求に対する裁決（却下の裁決を除く。）は、あらかじめ公害等調整委員会に協議した後にしなければならない。

2 関係各行政機関の長は、審査請求に係る事案について意見を述べることができる。

(手續)

第百六十条 第百五十六条から前条まで及び行政不服審査法に定めるもののほか、審査請求に関する手續は、文部科学省令で定める。

### 第二節 国に関する特例

(国に関する特例)

第百六十二条 国又は国の機関に対しこの法律の規定を適用する場合において、この節に特別の規定のあるときは、その規定による。

(重要文化財等についての国に関する特例)

第百六十三条 重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観が国有財産法に規定する国有財産であるときは、そのものは、文部科学大臣が管理する。ただし、そのものが文部科学大臣以外の者が管理している同法第三条第二項に規定する行政財産であるときその他文部科学大臣以外の者が管理すべき特別の必要のあるものであるときは、そのものを関係各省各庁の長が管理するか、又は文部科学大臣が管理するかは、文部科学大臣、関係各省各庁の長及び財務大臣が協議して定める。

第百六十四条 前条の規定により重要文化財、重要

有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観を文部科学大臣が管理するため、所属を異にする会計の間において所管換え又は所属替えをするときは、国有財産法第十五条の規定にかかわらず、無償として整理することができる。

第百六十五条 国の所有に属する有形文化財又は有形の民俗文化財を国宝若しくは重要文化財又は重要有形民俗文化財に指定したときは、第二十八条第一項又は第三項（第七十八条第二項で準用する場合を含む。）の規定により所有者に対し行うべき通知又は指定書の交付は、当該有形文化財又は有形の民俗文化財を管理する各省各庁の長に対し行うものとする。この場合においては、国宝の指定書を受けた各省各庁の長は、直ちに国宝に指定された重要文化財の指定書を文部科学大臣に返付しなければならない。

2 国の所有に属する国宝若しくは重要文化財又は重要有形民俗文化財の指定を解除したときは、第二十九条第二項（第七十九条第二項で準用する場合を含む。）又は第五項の規定により所有者に対し行うべき通知又は指定書の交付は、当該国宝若しくは重要文化財又は重要有形民俗文化財を管理する各省各庁の長に対し行うものとする。この場合においては、当該各省各庁の長は、直ちに指定書を文部科学大臣に返付しなければならない。

3 国の所有又は占有に属するものを特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物に指定し、若しくは仮指定し、又はその指定若しくは仮指定を解除したときは、第百九条第三項（第百十条第三項及び第百十二条第四項で準用する場合を含む。）の規定により所有者又は占有者に対し行うべき通知は、その指定若しくは仮指定又は指定若しくは仮指定の解除に係るものを管理する各省各庁の長に対し行うものとする。

4 国の所有又は占有に属するものを重要文化的景観に選定し、又はその選定を解除したときは、第百三十四条第二項（第百三十五条第二項で準用する場合を含む。）で準用する第百九条第三項の規定により所有者又は占有者に対し行うべき通知は、当該重要文化的景観を管理する各省各庁の長に対し行うものとする。

第百六十六条 重要文化財、重要有形民俗文化財、

史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観を管理する各省各庁の長は、この法律並びにこれに基づいて発する文部科学省令及び文化庁長官の勅告に従い、重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観を管理しなければならない。

第百六十七条 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、文部科学大臣を通じ文化庁長官に通知しなければならない。

一 重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を取得したとき。

二 重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の所管換えを受け、又は所属替えをしたとき。

三 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたとき。

四 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財の所在の場所を変更しようとするとき。

五 所管に属する重要文化財又は史跡名勝天然記念物を修理し、又は復旧しようとするとき（次条第一項第一号の規定により文化庁長官の同意を求めなければならない場合その他文部科学省令の定める場合を除く。）。

六 所管に属する重要有形民俗文化財又は重要文化的景観の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。

七 所管に属する史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたとき。

2 前項第一号及び第二号の場合に係る通知には、第三十二条第一項（第八十条及び第百二十条で準用する場合を含む。）の規定を、前項第三号の場合に係る通知には、第三十三条（第八十条及び第百二十条で準用する場合を含む。）及び第百三十六条の規定を、前項第四号の場合に係る通知には、第三十四条（第八十条で準用する場合を含む。）の規定を、前項第五号の場合に係る通知には、第四十三条の二第一項及び第百二十七条第一項の規定を、前項第六号の場合に係る通知に

## 7. 改正文化財保護法に係わる規定等

は、第八十一条第一項及び第三百三十九条第一項の規定を、前項第七号の場合に係る通知には、第百十五条第二項の規定を準用する。

3 文化庁長官は、第一項第五号又は第六号の通知に係る事項に関し必要な勧告をすることができる。

第百六十八条 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めなければならない。

一 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。

二 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財を輸出しようとするとき。

三 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の貸付、交換、売却、譲与その他の処分をしようとするとき。

2 各省各庁の長以外の国の機関が、重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、文化庁長官の同意を求めなければならない。

3 第一項第一号及び前項の場合には、第四十三条第一項ただし書及び同条第二項並びに第二百五条第一項ただし書及び同条第二項の規定を準用する。

4 文化庁長官は、第一項第一号又は第二項に規定する措置につき同意を与える場合においては、その条件としてその措置に関し必要な勧告をすることができる。

5 関係各省各庁の長その他の国の機関は、前項の規定による文化庁長官の勧告を十分に尊重しなければならない。

第百六十九条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、文部科学大臣を通じ各省各庁の長に対し、次に掲げる事項につき必要な勧告をすることができる。

一 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理方法

二 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観の修理若しくは復旧又は滅失、き損、衰亡若しく

は盗難の防止の措置

三 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の環境保全のため必要な施設

四 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財の出品又は公開

2 前項の勧告については、前条第五項の規定を準用する。

3 第一項の規定による文化庁長官の勧告に基づいて施行する同項第二号に規定する修理、復旧若しくは措置又は同項第三号に規定する施設に要する経費の分担については、文部科学大臣と各省各庁の長が協議して定める。

(中略)

第百七十一条 文部科学大臣は、国の所有に属するものを国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物に指定し、若しくは重要文化的景観に選定するに当たり、又は国の所有に属する国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物、史跡名勝天然記念物若しくは重要文化的景観に関する状況を確認するため必要があると認めるときは、関係各省各庁の長に対し調査のため必要な報告を求め、又は、重要有形民俗文化財及び重要文化的景観に係る場合を除き、調査に当たる者を定めて実地調査をさせることができる。

第百七十二条 文化庁長官は、国の所有に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の保存のため特に必要があると認めるときは、適当な地方公共団体その他の法人を指定して当該文化財の保存のため必要な管理（当該文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で国の所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ当該文化財を管理する各省各庁の長の同意を求めるとともに、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定には、第三十二条の二第三項及び第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による管理によつて生ずる収益は、当該地方公共団体その他の法人の収入とす

る。

- 5 地方公共団体その他の法人が第一項の規定による管理を行う場合には、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に係るときは、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条の四第一項、第三十三条、第三十四条、第三十五条、第三十六条、第四十七条の二第三項及び第五十四条の規定を、史跡名勝天然記念物に係るときは、第三十条、第三十一条第一項、第三十三条、第三十五条、第百十五条第一項及び第二項、第百十六条第一項及び第三項、第百二十一条並びに第百三十条の規定を準用する。

(中略)

第百七十三条 前条第一項の規定による指定の解除については、第三十二条の三の規定を準用する。

第百七十四条 文化庁長官は、重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の保護のため特に必要があると認めるときは、第百七十二条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人に当該文化財の修理又は復旧を行わせることができる。

- 2 前項の規定による修理又は復旧を行わせる場合には、第百七十二条第二項の規定を準用する。
- 3 地方公共団体その他の法人が第一項の規定による修理又は復旧を行う場合には、重要文化財又は重要有形民俗文化財に係るときは、第三十二条の四第一項及び第三十五条の規定を、史跡名勝天然記念物に係るときは、第三十五条、第百十六条第一項及び第百七条の規定を準用する。

(中略)

第百七十五条 第百七十二条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体は、その管理する国の所有に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物でその指定に係る土地及び建造物を、その管理のため必要な限度において、無償で使用することができる。

- 2 国有財産法第二十二条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により土地及び建造物を使用させる場合について準用する。

第百七十六条 文化庁長官は、第九十八条第一項の規定により発掘を施行しようとする場合において、その発掘を施行しようとする土地が国の所有

に属し、又は国の機関の占有するものであるときは、あらかじめ、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項につき、文部科学大臣を通じ関係各省各庁の長と協議しなければならない。ただし、当該各省各庁の長が文部科学大臣であるときは、その承認を受けるべきものとする。

第百七十七条 第百四条第一項の規定により国庫に帰属した文化財は、文化庁長官が管理する。ただし、その保存のため又はその効用から見て他の機関に管理させることが適当であるときは、これを当該機関の管理に移さなければならない。

(登録有形文化財等についての国に関する特例)

第百七十八条 国の所有に属する有形文化財又は有形の民俗文化財について第五十七条第一項又は第九十条第一項の規定による登録をしたときは、第五十八条第一項又は第三項（これらの規定を第九十条第三項で準用する場合を含む。）の規定により所有者に対して行うべき通知又は登録証の交付は、当該登録有形文化財又は登録有形民俗文化財を管理する各省各庁の長に対して行うものとする。

2 国の所有に属する登録有形文化財又は登録有形民俗文化財について、第五十九条第一項から第三項まで（これらの規定を第九十条第三項で準用する場合を含む。）の規定による登録の抹消をしたときは、第五十九条第四項（第九十条第三項で準用する場合を含む。）の規定により所有者に対して行うべき通知は、当該登録有形文化財又は登録有形民俗文化財を管理する各省各庁の長に対して行うものとする。この場合においては、当該各省各庁の長は、直ちに登録証を文部科学大臣に返付しなければならない。

3 国の所有又は占有に属する記念物について第百三十二条第一項の規定による登録をし、又は第百三十三条で準用する第五十九条第一項から第三項までの規定による登録の抹消をしたときは、第百三十二条第二項で準用する第百九条第三項又は第百三十三条で読み替えて準用する第五十九条第四項の規定により所有者又は占有者に対して行うべき通知は、当該登録記念物を管理する各省各庁の長に対して行うものとする。

第百七十九条 次に掲げる場合には、関係各省各庁

## 7. 改正文化財保護法に係わる規定等

の長は、文部科学大臣を通じ文化庁長官に通知しなければならない。

一 登録有形文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念物を取得したとき。

二 登録有形文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念物の所管換えを受け、又は所属替えをしたとき。

三 所管に属する登録有形文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念物の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたとき。

四 所管に属する登録有形文化財又は登録有形民俗文化財の所在の場所を変更しようとするとき。

五 登録有形文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念物の現状を変更しようとするとき。

六 所管に属する登録有形文化財又は登録有形民俗文化財を輸出しようとするとき。

七 所管に属する登録記念物の所在する土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったとき。

2 各省各庁の長以外の国の機関が登録有形文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念物の現状を変更しようとするときは、文化庁長官に通知しなければならない。

3 第一項第一号及び第二号に掲げる場合に係る通知には第三十二条第一項の規定を、第一項第三号に掲げる場合に係る通知には第三十三条又は第六十一条（第九十条第三項で準用する場合を含む。）の規定を、第一項第四号に掲げる場合に係る通知には第六十二条（第九十条第三項で準用する場合を含む。）の規定を、第一項第五号及び前項に規定する場合に係る通知には第六十四条第一項（第九十条第三項及び第百三十三条で準用する場合を含む。）の規定を、第一項第六号に掲げる場合に係る通知には第六十五条第一項（第九十条第三項で準用する場合を含む。）の規定を、第一項第七号に掲げる場合に係る通知には第百十五条第二項の規定を準用する。

4 第一項第五号及び第二項に規定する現状の変更には、第六十四条第一項ただし書及び第二項の規定を準用する。

5 登録有形文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、第一項第五号又は第二項に規定する現状の変更に関し、文部科学大臣を通じ関係各省各庁の長に対し、又は各省各庁の長以外の国の機関に対して意見を述べることができる。

(中略)

### 第三節 地方公共団体及び教育委員会

(地方公共団体の事務)

第百八十二条 地方公共団体は、文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に要する経費につき補助することができる。

2 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもののうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。

3 前項に規定する条例の制定若しくはその改廃又は同項に規定する文化財の指定若しくはその解除を行つた場合には、教育委員会は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を報告しなければならない。

(地方債についての配慮)

第百八十三条 地方公共団体が文化財の保存及び活用を図るために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、適切な配慮をするものとする。

(中略)

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第百八十四条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うことができる。

一 第三十五条第三項（第三十六条第三項（第八十三条、第二百一十一条第二項（第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。））、第三十七条第四項（第八十三条及び第百二十二条第三項で準用する場合を含む。））、第四十六条の二第二項、第七十四条第二項、第七十七

## 7. 改正文化財保護法に係わる規定等

- 条第二項（第九十一条で準用する場合を含む。）、第八十三条、第八十七条第二項、第一百八条、第一百二十条、第一百二十九条第二項、第一百七十二条第五項及び第一百七十四条第三項で準用する場合を含む。）の規定による指揮監督
- 二 第四十三条又は第二百五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令（重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。）
- 三 第五十一条第五項（第五十一条の二（第八十五条で準用する場合を含む。）、第八十四条第二項及び第八十五条で準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令
- 四 第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令
- 五 第五十四条（第八十六条及び第一百七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第五十五条、第三十条（第一百七十二条第五項で準用する場合を含む。）又は第一百三十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行
- 六 第九十二条第一項（第九十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理、第九十二条第二項の規定による指示及び命令、第九十三条第二項の規定による指示、第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長、同条第八項の規定による指示、第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告
- 2 都道府県又は市の教育委員会が前項の規定によつてした同項第五号に掲げる第五十五条又は第一百三十一条の規定による立入調査又は調査のための必要な措置の施行については、審査請求をすることができない。
- 3 都道府県又は市の教育委員会が、第一項の規定により、同項第六号に掲げる事務のうち第九十四条第一項から第四項まで又は第九十七条第一項から第四項までの規定によるものを行う場合には、第九十四条第五項又は第九十七条第五項の規定は適用しない。
- 4 都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした次の各号に掲げる事務（当該事務が地方自治法第二条第八項に規定する自治事務である場合に限る。）により損失を受けた者に対しては、当該各号に定める規定にかかわらず、当該都道府県又は市が、その通常生ずべき損失を補償する。
- 一 第一項第二号に掲げる第四十三条又は第二百五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可 第四十三条第五項又は第二百五条第五項
- 二 第一項第五号に掲げる第五十五条又は第一百三十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行 第五十五条第三項又は第一百三十一条第二項
- 三 第一項第六号に掲げる第九十六条第二項の規定による命令 同条第九項
- 5 前項の補償の額は、当該都道府県又は市の教育委員会が決定する。
- 6 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。
- 7 前項において準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、都道府県又は市を被告とする。
- 8 都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした処分その他公権力の行使に当たる行為のうち地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務に係るものについての審査請求は、文化庁長官に対してするものとする。
- （中略）
- （修理等の施行の委託）
- 第八十六条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、第三十八条第一項又は第七十条の規定による国宝の修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置の施行、第九十八条第一項の規定による発掘の施行及び第二百二十三条第一項又は第

## 7. 改正文化財保護法に係わる規定等

百七十条の規定による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行につき、都道府県の教育委員会に対し、その全部又は一部を委託することができる。

- 2 都道府県の教育委員会が前項の規定による委託に基づき、第三十八条第一項の規定による修理又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、第三十九条の規定を、第九十八条第一項の規定による発掘の施行の全部又は一部を行う場合には、同条第三項で準用する第三十九条の規定を、第二百二十三条第一項の規定による復旧又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、同条第二項で準用する第三十九条の規定を準用する。

(重要文化財等の管理等の受託又は技術的指導)

第百八十七条 都道府県又は指定都市の教育委員会は、次の各号に掲げる者の求めに応じ、当該各号に定める管理、修理又は復旧につき委託を受け、又は技術的指導をすることができる。

一 重要文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）又は管理責任者 当該重要文化財の管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理

二 重要有形民俗文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）又は管理責任者（第八十条において準用する第三十一条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者をいう。）当該重要有形民俗文化財の管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理

三 史跡名勝天然記念物の所有者（管理団体がある場合は、その者）又は管理責任者 当該史跡名勝天然記念物の管理（管理団体がある場合を除く。）又は復旧

- 2 都道府県又は指定都市の教育委員会が前項の規定により管理、修理又は復旧の委託を受ける場合には、第三十九条第一項及び第二項の規定を準用する。

(書類等の経由)

第百八十八条 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官に提出すべき届書その他の書類及び物件の提出は、都道府県の教育委員会（当該文化財が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。以下

この条において同じ。）を経由すべきものとする。

- 2 都道府県の教育委員会は、前項に規定する書類及び物件を受領したときは、意見を具してこれを文部科学大臣又は文化庁長官に送付しなければならない。

- 3 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官が発する命令、勸告、指示その他の処分の告知は、都道府県の教育委員会を経由すべきものとする。ただし、特に緊急な場合は、この限りでない。

(文部科学大臣又は文化庁長官に対する意見具申)

第百八十九条 都道府県及び市町村の教育委員会は、当該都道府県又は市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用に関し、文部科学大臣又は文化庁長官に対して意見を具申することができる。

(地方文化財保護審議会)

第百九十条 都道府県及び市町村（いずれも特定地方公共団体であるものを除く。）の教育委員会に、条例の定めるところにより、文化財に関して優れた識見を有する者により構成される地方文化財保護審議会を置くことができる。

- 2 特定地方公共団体に、条例の定めるところにより、地方文化財保護審議会を置くものとする。

- 3 地方文化財保護審議会は、都道府県又は市町村の教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して当該都道府県又は市町村の教育委員会に建議する。

- 4 地方文化財保護審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

(文化財保護指導委員)

第百九十一条 都道府県及び市町村の教育委員会（当該都道府県及び市町村が特定地方公共団体である場合には、当該特定地方公共団体）に、文化財保護指導委員を置くことができる。

- 2 文化財保護指導委員は、文化財について、随時、巡視を行い、並びに所有者その他の関係者に対し、文化財の保護に関する指導及び助言をするとともに、地域住民に対し、文化財保護思想について普及活動を行うものとする。

- 3 文化財保護指導委員は、非常勤とする。

(事務の区分)

第百九十二条 第百十条第一項及び第二項、第百十二条第一項並びに第百十条第三項及び第百十二条第四項において準用する第百九条第三項及び第四項の規定により都道府県又は指定都市が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(中略)

### 第十三章 罰則

(中略)

第百九十六条 史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、毀損し、又は衰亡するに至らしめた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する者が当該史跡名勝天然記念物の所有者であるときは、二年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第百九十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第四十三条又は第百二十五条の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、重要文化財若しくは史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかつた者

二 第九十六条第二項の規定に違反して、現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止の命令に従わなかつた者

第百九十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十九条第三項（第百八十六条第二項において準用する場合を含む。）において準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、国宝の修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

二 第九十八条第三項（第百八十六条第二項において準用する場合を含む。）において準用する第三十九条第三項で準用する第三十二条の二第

五項の規定に違反して、発掘の施行を拒み、又は妨げた者

三 第百二十三条第二項（第百八十六条第二項において準用する場合を含む。）において準用する第三十九条第三項で準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、毀損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

第百九十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産の管理に関して第百九十三条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

第二百条 第三十九条第一項（第四十七条第三項（第八十三条で準用する場合を含む。）、第百二十三条第二項、第百八十六条第二項又は第百八十七条第二項で準用する場合を含む。）、第四十九条（第八十五条で準用する場合を含む。）又は第百八十五条第二項に規定する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理、修理又は復旧の施行の責めに任ずべき者が怠慢又は重大な過失によりその管理、修理又は復旧に係る重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるに至らしめたときは、三十万円以下の過料に処する。

第二百一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 正当な理由がなく、第三十六条第一項（第八十三条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）又は第三十七条第一項の規定による重要文化財若しくは重要有形民俗文化財の管理又は国宝の修理に関する文化庁長官の命令に従わなかつた者

二 正当な理由がなく、第百二十一条第一項（第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）又は第百二十二条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の管理又は特別史跡名勝天然記念物の復旧に関する文化庁長官の命令に従わなかつた者

三 正当な理由がなく、第百三十七条第二項の

## 7. 改正文化財保護法に係わる規定等

規定による重要文化的景観の管理に関する勧告に係る措置を執るべき旨の文化庁長官の命令に従わなかった者

第二百二条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 正当な理由がなくて、第四十五条第一項の規定による制限若しくは禁止又は施設の命令に違反した者

二 第四十六条（第八十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、文化庁長官に国に対する売渡しの申出をせず、若しくは申出をした後第四十六条第五項（第八十三条において準用する場合を含む。）に規定する期間内に、国以外の者に重要文化財又は重要有形民俗文化財を譲り渡し、又は第四十六条第一項（第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による売渡しの申出につき、虚偽の事実を申し立てた者

三 第四十八条第四項（第五十一条第三項（第八十五条において準用する場合を含む。）及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、出品若しくは公開をせず、又は第五十一条第五項（第五十一条の二（第八十五条において準用する場合を含む。））、第八十四条第二項及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、公開の停止若しくは中止の命令に従わなかった者

四 第五十三条第一項、第三項又は第四項の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで重要文化財を公開し、又は公開の停止の命令に従わなかった者

五 第五十三条の六（第八十五条の四（第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）及び第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）、第五十四条（第八十六条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第五十五条、第六十七条の五（第九十条の四及び第三十三條の四において準用する場合を含む。）、第六十八条（第九十条第三項及び第三十三條において準用する場合を含む。）、第七十六条の四（第八十九条の三において準用する場合を含む。）、第

百二十九条の五（第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）、第三百十条（第七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第三十一条又は第四十条の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該公務員の立入調査若しくは調査のための必要な措置の施行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

六 第九十二条第二項の規定に違反して、発掘の禁止、停止又は中止の命令に従わなかった者

七 正当な理由がなくて、第二百二十八条第一項の規定による制限若しくは禁止又は施設の命令に違反した者

第二百三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

一 第二十八条第五項、第二十九条第四項（第七十九条第二項において準用する場合を含む。）、第五十六条第二項（第八十六条において準用する場合を含む。）又は第五十九条第六項若しくは第六十九条（これらの規定を第九十条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、重要文化財若しくは重要有形民俗文化財の指定書又は登録有形文化財若しくは登録有形民俗文化財の登録証を文部科学大臣に返付せず、又は新所有者に引き渡さなかった者

二 第三十一条第三項（第六十条第四項（第九十条第三項において準用する場合を含む。）、第八十条及び第一百九条第二項（第三十三條において準用する場合を含む。）、第三十二条（第六十条第四項（第九十条第三項において準用する場合を含む。）、第八十条及び第二百十条（第三十三條において準用する場合を含む。）、第三十三条（第八十条、第一百八条及び第二百十条（これらの規定を第三十三條において準用する場合を含む。）並びに第七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第三十四条（第八十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第四十三条の二第一項、第五十三條の四若しくは第五十三条の五（これらの規定を第七十四条の二第一項において準用する場

合を含む。)、第六十一条若しくは第六十二条(これらの規定を第九十条第三項において準用する場合を含む。)、第六十四条第一項(第九十条第三項及び第三百三十三条において準用する場合を含む。)、第六十五条第一項(第九十条第三項において準用する場合を含む。)、第六十七条の四、第七十三条、第八十一条第一項、第八十四条第一項本文、第八十五条の三(第七百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。)、第九十条の三、第九十二条第一項、第九十六条第一項、第一百五十二条第五項において準用する場合を含む。)、第二百二十七条第一項、第二百二十九条の四(第七百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。)、第三百三十三条の三、第三百三十六條又は第三百三十九条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第三十二条の二第五項(第三十四条の三第二項(第八十三条において準用する場合を含む。))、第六十条第四項及び第六十三条第二項(これらの規定を第九十条第三項において準用する場合を含む。))並びに第八十条において準用する場合を含む。))又は第一百五十二条第四項(第三百三十三条において準用する場合を含む。))の規定に違反して、管理、修理若しくは復旧又は管理、修理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避した者

附 則

(施行期日)

第一条 この法律施行の期日は、公布の日から起算して三月を超えない期間内において、政令で定める。

(関係法令の廃止)

第二条 左に掲げる法律、勅令及び政令は、廃止する。

国宝保存法(昭和四年法律第十七号)

重要美術品等の保存に関する法律(昭和八年法律第四十三号)

史跡名勝天然記念物保存法(大正八年法律第四十四号)

国宝保存法施行令(昭和四年勅令第二百十号)

史跡名勝天然記念物保存法施行令(大正八年勅令第四百九十九号)

国宝保存会官制(昭和四年勅令第二百十一号)

重要美術品等調査審議会令(昭和二十四年政令第二百五十一号)

史跡名勝天然記念物調査会令(昭和二十四年政令第二百五十二号)

(法令廃止に伴う経過規定)

第三条 この法律施行前に行つた国宝保存法第一条の規定による国宝の指定(同法第十一条第一項の規定により解除された場合を除く。)は、第二十七条第一項の規定による重要文化財の指定とみなし、同法第三条又は第四条の規定による許可は、第四十三条又は第四十四条の規定による許可とみなす。

2 この法律施行前の国宝の滅失又はき損並びにこの法律施行前に行つた国宝保存法第七条第一項の規定による命令及び同法第十五条前段の規定により交付した補助金については、同法第七条から第十条まで、第十五条後段及び第二十四条の規定は、なおその効力を有する。この場合において同法第九条第二項中「主務大臣」とあるのは、「文化財保護委員会」と読み替えるものとする。

3 この法律施行前にした行為の処罰については、国宝保存法は、第六条及び第二十三条の規定を除くほか、なおその効力を有する。

4 この法律施行の際現に国宝保存法第一条の規定による国宝を所有している者は、委員会規則の定める事項を記載した書面をもつて、この法律施行後三箇月以内に委員会に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出があつたときは、委員会は、当該所有者に第二十八条に規定する重要文化財の指定書を交付しなければならない。

6 第四項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五千円以下の過料に処する。

7 この法律施行の際現に国宝保存法第一条の規定による国宝で国の所有に属するものを管理する各省各庁の長は、委員会規則の定める事項を記載した書面をもつて、この法律施行後三箇月以内に委

## 7. 改正文化財保護法に係わる規定等

員会に通知しなければならない。ただし、委員会規則で定める場合は、この限りでない。

- 8 前項の規定による通知があつたときは、委員会は、当該各省各庁の長に第二十八条に規定する重要文化財の指定書を交付するものとする。

第四条 この法律施行の際現に重要美術品等の保存に関する法律第二条第一項の規定により認定されている物件については、同法は当分の間、なおその効力を有する。この場合において、同法の施行に関する事務は、文化庁長官が行うものとし、同法中「国宝」とあるのは、「文化財保護法ノ規定ニ依ル重要文化財」と、「主務大臣」とあるのは、「文化庁長官」と、「当該物件ヲ国宝保存法第一条ノ規定ニ依リテ国宝トシテ指定シ又ハ前条」とあるのは、「前条」と読み替えるものとする。

- 2 文化審議会は、当分の間、文化庁長官の諮問に応じて重要美術品等の保存に関する法律第二条第一項の規定による認定の取消しに関する事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項を文化庁長官に建議する。
- 3 重要美術品等の保存に関する法律の施行に関しては、当分の間、第百八十八条の規定を準用する。

第五条 この法律施行前に行つた史跡名勝天然記念物保存法第一条第一項の規定による指定（解除された場合を除く。）は、第百九条第一項の規定による指定、同法第一条第二項の規定による仮指定（解除された場合を除く。）は、第百十条第一項の規定による仮指定とみなし、同法第三条の規定による許可は、第百二十五条第一項の規定による許可とみなす。

- 2 この法律施行前に行つた史跡名勝天然記念物保存法第四条第一項の規定による命令又は処分については、同法第四条及び史跡名勝天然記念物保存法施行令第四条の規定は、なおその効力を有する。この場合において同令第四条中「文部大臣」とあるのは、「文化財保護委員会」と読み替えるものとする。
- 3 この法律施行前にした行為の処罰については、史跡名勝天然記念物保存法は、なおその効力を有する。

(従前の国立博物館)

第六条 法律（これに基づく命令を含む。）に特別の定めのある場合を除くほか、従前の国立博物館及びその職員（美術研究所及びこれに所属する職員を除く。）は、この法律に基づく国立博物館及びその職員となり、従前の国立博物館附置の美術研究所及びこれに所属する職員は、この法律に基づく研究所及びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

- 2 この法律に基づく東京国立文化財研究所は、従前の国立博物館附置の美術研究所の所掌した調査研究と同一のものについては、「美術研究所」の名称を用いることができる。

(国の無利子貸付け等)

第七条 国は、当分の間、重要文化財の所有者又は管理団体に対し、第三十五条第一項の規定により国がその経費について補助することができる重要文化財の管理で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

- 2 前項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。
- 3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。
- 4 国は、第一項の規定により重要文化財の所有者又は管理団体に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である重要文化財の管理について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。
- 5 重要文化財の所有者又は管理団体が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時

に行われたものとみなす。

- 6 国が第一項の規定により無利子貸付金の貸付けを行う場合においては、第三十五条第二項中「交付する」とあるのは「貸し付ける」と、「補助の」とあるのは「貸付けの」と、「管理又は修理」とあるのは「管理」と、同条第三項中「交付する」とあるのは「貸し付ける」と、「管理又は修理」とあるのは「管理」として、これらの規定を適用する。

## 7-6 文化財保護法施行令(抄)

(昭和50年法律第267号)

【史跡名勝天然記念物の現状変更等の権限委譲の内容】

(前略)

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

### 第五条

(中略)

- 4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第一百五十一条に規定する管理団体（以下この条及び次条第二項第一号イにおいて単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条並びに次条第二項第一号イ及びハにおいて「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。）内において行われる場合、第一号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会（当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市の長。以下この条において同じ。））が行うこととする。
- 一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第二百五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四

項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

- イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築
- ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの
- ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）
- ニ 法第一百五十一条（法第二百十条及び第一百七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修
- ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
- ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）
- ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）
- チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取
- リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止の

## 7. 改正文化財保護法に係わる規定等

ため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取

ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却

ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域（次条第七項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第二項に規定する事務を行うこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

（後略）

### 7-7 文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからルまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準（抜粋）

【平成一二年四月二十八日 文部大臣裁定】

【平成二七年一二月二一日最終改正】

#### I 共通事項

（一） 現状変更等が「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがって行われる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県又は市の教育委員会が受理し、許可の事

務を行う。この場合には、関係教育委員会相互間において、必要に応じ、適宜連絡調整を行うものとする。なお、令第五条第四項の規定により号項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを都道府県の教育委員会が行う場合においては、「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがって行われる場合であっても、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有する都道府県の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。

（二） 次の場合には、当該現状変更等の許可をすることができない。

- ① 史跡名勝天然記念物の適切な保存活用等のために策定された「保存活用計画（保存管理計画）」に定められた保存（保存管理）の基準に反する場合
- ② 史跡名勝天然記念物の滅失、毀損又は衰亡のおそれがある場合
- ③ 史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると認められる場合
- ④ 地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合

（三） 都道府県又は市の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき文化財保護法（昭和二五年法律第二一四号。以下「法」という。）第二百二十五条第一項の規定による文化庁長官の許可を要する。

（四） 都道府県又は市の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第二百二十五条第三項において準用する法第四三条第三項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。

- ① 当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。
- ② 当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員の立会いを求めること。
- ③ 重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。
- ④ 当該現状変更等の実施に当たっては、関係教

育委員会の指示を受けること。

- ⑤ 当該現状変更等の許可申請書又は添付した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更ではないものについては、その旨を報告すること。
- ⑥ 当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

## II 個別事項

### 一 令第五条第四項第一号イ関係

(一) 「建築面積」とは、建築基準法施行令(昭和二五年政令第三三八号)第二条第一項第二号に定める建築面積をいう。

(二) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

- ① 新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合
- ② 増築又は改築については、増築又は改築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から二年を超える場合
- ③ 新築、増築又は改築については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要最低限度のやむを得ない規模を超える場合

(三) 新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第二百二十五条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第二百二十五条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

(四) 新築、増築又は改築の際に除却を伴う場合には、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。

### 二 令第五条第四項第一号ロ関係

(一) 新築、増築又は改築に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要最低限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(二) 新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第二百二十五条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第二百二十五条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

### 三 令第五条第四項第一号ハ関係

(一) 「工作物」には、次のものを含む。

- ① 小規模建築物に附随する門、生け垣又は塀
- ② 既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール
- ③ 小規模な観測・測定機器
- ④ 木道

(二) 「道路」には、道路法(昭和二七年法律第一八〇号)第三条各号に掲げる道路(ただし、道路と一体となってその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。)のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。

(三) 「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。

(四) 「道路の修繕」とは、既設の舗装は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。

(五) 道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡張、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。

(六) 工作物の設置又は改修の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第二百二十五条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第二百二十五条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

### 四 令第五条第四項第一号ニ関係

(一) 「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第一百五十五条第一項の標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設をいう。

(二) 設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要最低限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

## 7. 改正文化財保護法に係わる規定等

(三) 標識、説明板、標柱、注意札、境界標又は囲さくその他の施設であつて、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則(昭和二九年文化財保護委員会規則第七号)に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。

### 五 令第五条第四項第一号ホ関係

(一) 「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。

(二) 「その他これらに類する工作物」には、側溝、街渠、集水ます及び電線共同溝を含む。

(三) 設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土、その他土地の形状の変更が、設置又は改修に必要な最低限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

### 六 令第五条第四項第一号ヘ関係

(一) 除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、除却に必要な最低限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号の許可の事務の範囲に含まれない。

(二) 除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第二百五条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第二百五条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

### 七 令第五条第四項第一号ト関係

(一) 「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。

(二) 「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最低限度のやむを得ない程度の伐採をいう。

(三) 木竹の伐採が、法第二百五条第一項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

## 7-8 特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準(抄)

【昭和二十六年文化財保護委員会告示第二号】

### 史跡

左に掲げるもののうち我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において学術上価値あるもの

- 一 貝塚、集落跡、古墳、その他この類の遺跡
- 二 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡
- 三 社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡
- 四 学校、研究施設、文化施設その他教育・学術・文化に関する遺跡
- 五 医療・福祉施設、生活関連施設その他社会・生活に関する遺跡
- 六 交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡
- 七 墳墓及び碑
- 八 旧宅、園池その他特に由緒のある地域の類
- 九 外国及び外国人に関する遺跡

### 特別史跡

史跡のうち学術上の価値が特に高く、我が国文化の象徴たるもの

以下略

## 7-9 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則(抄)

【昭和二十六年文化財保護委員会規則第八号】

(前略)

(管理責任者選任の届出書の記載事項)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。)第百十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を選任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 管理責任者の氏名及び住所

六 管理責任者の職業及び年令

七 選任の年月日

八 選任の事由

九 その他参考となるべき事項

（管理責任者解任の届出書の記載事項）

第二条 法第百十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を解任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 管理責任者の氏名及び住所

六 解任の年月日

七 解任の事由

八 新管理責任者の選任に関する見込みその他参考となるべき事項

（所有者変更の届出書の記載事項等）

第三条 法第百二十条で準用する法第三十二条第一項の規定による所有者が変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 旧所有者の氏名又は名称及び住所

五 新所有者の氏名又は名称及び住所

六 所有者の変更が指定地域の一部に係る場合は、当該地域の地番、地目及び地積

七 変更の年月日

八 変更の事由

九 その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、所有権の移転を証明する書類を添えるものとする。

（管理責任者変更の届出書の記載事項）

第四条 法第百二十条で準用する法第三十二条第二項の規定による管理責任者を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 旧管理責任者の氏名及び住所

六 新管理責任者の氏名及び住所

七 新管理責任者の職業及び年令

八 変更の年月日

九 変更の事由

十 その他参考となるべき事項

（所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所変更の届出書の記載事項）

第五条 法第百二十条で準用する法第三十二条第三項の規定による所有者又は管理責任者が氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

五 変更前の氏名若しくは名称又は住所

六 変更後の氏名若しくは名称又は住所

七 変更の年月日

八 その他参考となるべき事項

（史跡、名勝又は天然記念物の滅失、き損等の届出書の記載事項等）

第六条 法第百十八条、第百二十条及び第百七十二条第五項で準用する法第三十三条の規定による史跡、名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

## 7. 改正文化財保護法に係わる規定等

- 五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
  - 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務の所在地
  - 七 滅失、き損、衰亡、亡失又は盗難（以下「滅失、き損等」という。）の事実の生じた日時
  - 八 滅失、き損等の事実の生じた当時における管理の状況
  - 九 滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度
  - 十 き損の場合は、き損の結果当該史跡、名勝又は天然記念物はその保存上受ける影響
  - 十一 滅失、き損等の事実を知った日
  - 十二 滅失、き損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項
- 2 前項の書面には、滅失、き損等の状態を示すキヤビネ型写真及び図面を添えるものとする。  
(土地の所在等の異動の届出)

第七条 法第一百五十五条第二項（法第二百十条及び第七百七十二条第五項で準用する場合を含む。）の規定による土地の所在等の異動の届出は、前条第一項第一号から第六号までに掲げる事項並びに異動前の土地の所在、地番、地目又は地積及び異動後の土地の所在、地番、地目又は地積その他参考となるべき事項を記載した書面をもつて、異動のあったのち三十日以内に行わなければならない。

- 2 地番、地目又は地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写本を前項の書面に添えるものとする。

(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知書の記載事項等)

第八条 国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知の書面については、法第六十七條第一項第一号及び第二号の場合に係るときは第三条の規定を、法第六十七條第一項第三号の場合に係るときは第六条の規定を、法第六十七條第一項第七号の場合に係るときは前条の規定を準用する。

以下略

## 7-10 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則(抄)

【昭和二十六年文化財保護委員会規則第十号】

(前略)

(許可の申請)

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第二百五條第一項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第八十四條第一項第二号及び文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に提出しなければならない。

- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由
- 十 現状変更等の内容及び実施の方法
- 十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項
- 十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期
- 十三 現状変更等に係る地域の地番
- 十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行

## 7. 改正文化財保護法に係わる規定等

者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

### 十五 その他参考となるべき事項

2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
- 二 出土品の処置に関する希望

(許可申請書の添附書類等)

第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

- 一 現状変更等の設計仕様書及び設計図
- 二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図
- 三 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真
- 四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
- 五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
- 六 許可申請者が権原に基く占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
- 七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書
- 八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書
- 九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書

2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

(終了の報告)

第三条 法第二百五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第八十四条第一項第二号及び令第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行った場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

(維持の措置の範囲)

第四条 法第二百五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(国の機関による現状変更等)

第五条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を求めようとする場合には第一条及び第二条の規定を、法第六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第三条の規定を準用する。

2 法第六十八条第三項で準用する法第二百五条第一項ただし書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

(管理計画)

第六条 令第五条第四項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 管理計画を定めた教育委員会
- 五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況
- 六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針

## 7. 改正文化財保護法に係わる規定等

七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域

八 その他参考となるべき事項

2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

(市の区域に係る事務の処理の開始の公示)

第七条 令第五条第七項の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 令第五条第四項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものの処理を開始する旨

二 令第五条第四項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものの処理を開始する日

以下略

### 7-11 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則(抄)

【昭和二十九年文化財保護委員会規則第九号】

(前略)

(復旧の届出)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。)第二百二十七条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。

一 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)名勝(特別名勝を含む。以下同じ。)又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。)

の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

八 復旧を必要とする理由

九 復旧の内容及び方法

十 復旧の着手及び終了の予定時期

十一 復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

十二 その他参考となるべき事項

2 前項の届出の書面には、左に掲げる書類、写真及び図面を添えるものとする。

一 設計仕様書

二 復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域又は復旧をしようとする箇所の写真及び図面

三 復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基く占有者の意見書

(届出書及びその添附書類等の記載事項等の変更)

第二条 前条第一項の届出の書面又は同条第二項の書類又は写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

(終了の報告)

第三条 法第二百二十七条第一項の規定により届出を行った者は、届出に係る復旧が終了したときは、その結果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

(復旧の届出を要しない場合)

第四条 法第二百二十七条第一項ただし書の規定により届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 法第一百八条又は第二百十条で準用する法第三十五条第一項の規定による補助金の交付を受けて復旧を行うとき。

二 法第二百二十二条第一項又は第二項の規定による命令又は勧告を受けて復旧を行うとき。

三 法第二百二十五条第一項の規定による現状変更等の許可を受けて復旧を行うとき。

(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知)

第五条 法第六十七条第一項第五号の規定による史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知には、第一条から第三条までの規定を準用する。

2 法第六十七条第一項第五号括弧書の規定により史跡、名勝又は天然記念物の復旧について通知を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を得て復旧を行うとき。
- 二 法第百六十九条第一項第二号の規定による勸告を受けて復旧を行うとき。

以下略

## 7-12 史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則(抄)

【昭和二十九年文化財保護委員会規則第七号】

(前略)

(標識)

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第百十五条第一項（法第百二十条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもつて設置することを妨げない。

2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別（特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の別を表示することを妨げない。）及び名称
- 二 文部科学省（仮指定されたものについては、仮指定を行った都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の教育委員会の名称）の文字（所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。）

三 指定又は仮指定の年月日

四 建設年月日

3 第一項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第二号から第四号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第二号に掲げる事項は裏面に前項第三号及び第四号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。

(説明板)

第二条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を

用いて記載するものとする。

- 一 特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び名称

二 指定又は仮指定の年月日

三 指定又は仮指定の理由

四 説明事項

五 保存上注意すべき事項

六 その他参考となるべき事項

- 2 前項の説明板には、指定又は仮指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。但し、地域の定がない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。

(標柱及び注意札)

第三条 前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項が指定又は仮指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。

(境界標)

第四条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とする。

- 2 前項の境界標は、十三センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは三十センチメートル以上とするものとする。

- 3 第一項の境界標の上面には指定又は仮指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字（特別史跡境界、特別名勝境界又は特別天然記念物境界の文字とすることを妨げない。）及び文部科学省の文字を彫るものとする。

- 4 第一項の境界標は、指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。

(標識等の形状等)

第五条 第一条から前条までに定めるものの外、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

## 7. 改正文化財保護法に係わる規定等

(囲いその他の施設)

第六条 法第一百五十五条第一項の規定により設置すべき囲いその他の施設については、前条の規定を準用する。

以下略

### 7-13 文化財保護法及び文化財保護法施行令の一部改正について

【平成一二年三月一〇日庁保伝第一四号各都道府県教育委員会あて文化庁次長通知】

#### 第三 史跡名勝天然記念物関係

##### 一 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可等

史跡名勝天然記念物の現状変更等に関する事務(法第八〇条)は、次のとおり、都道府県又は市の教育委員会が決定受託事務として行うこととしたこと(法第九十九条第一項第二号並びに令第五条第一項第二号、第四項第一号、第五項及び第六項)。

○ 都道府県又は市の教育委員会が史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可等の事務を処理するに当たりよるべき基準(新地方自治法第二四五条の九)については、追って定める予定である。

○ 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可等に関する資料の提出については、別途依頼する予定である。

○ 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可又は不許可の処分についての不服申立てに対する裁決又は決定は、公開による意見の聴取をした後でなければしてはならない(法第八五条の三)(第八二参照)。

○ 都道府県又は市の教育委員会が行った史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務によって損失を受けた者に対する損失補償については、当該事務が法定受託事務であることから、国が行うこととなる(法第九十九条第四項)(第八四参照)。

(一) 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可等

(i) 史跡名勝天然記念物に関し、指定地域内において行われる次に掲げる現状変更等に係る許可及びその取消し並びに停止命令は、都道府県(市の区

域内における現状変更等については、当該市の教育委員会が行う(法第九十九条第一項第二号及び令第五条第四項第一号イからへまで)。

① 三か月以内の期間を限って設置される小規模建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積が一二〇m<sup>2</sup>以下のものをいう。②において同じ。)の新築、増築、改築又は除却(同号イ)

② 指定面積が一五〇ヘクタール以上の史跡名勝天然記念物の指定地域内の第一種及び第二種低層住居専用地域における小規模建築物の新築又は建築後五〇年以内の小規模建築物の増築、改築若しくは除却(同号ロ)

③ 土地の形状を変更しないで行われる、i)建築物以外の工作物の設置若しくは設置後五〇年以内の建築物以外の工作物の改修若しくは除却又はii)道路の舗装若しくは修繕(同号ハ)

④ 管理団体等による史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識その他の施設の設置、改修又は除却(同号ニ)

⑤ 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道の改修(同号ホ)

⑥ 木竹の伐採(名勝又は天然記念物に関しては、危険防止のため必要な伐採に限る。)(同号へ)

## 8. 関連法令等

関連法令等については、以下の法令等がある。

- ・ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三条第一項、第二十一条第一項・第二項、第二十二条第一項・第二項、第六十一条、第六十二条、第八十五条の二、第八十五条の三
- ・ 都市計画法（昭和四十三年法律第二十二号）第四条、第五条の二、第七条、第七条の二、第八条、第十五条、第十五条の二、第十八条、第十八条の二、第十九条、第二十二條、第二十九條、第五十九條、第八十七條、第八十七條の二、第八十七條の三
- ・ 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第二条、第三条、第四条、第八条
- ・ 景観法（平成十六年法律第百十号）第一条、第二条、第七条、第八条、第十六条～第三十五条、第四十三条～四十六条、第五十五条、第五十六条、第六十一条～第七十九条、第一百条～第一百八条
- ・ 景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）第四条、第八条、第十条、第十三条、第十五条、第二十一条～第二十六条
- ・ 小田原市景観条例（平成十七年十二月十六日条例第四十二号）



## 参考文献

編著者	発行年	書名
アレックス・カー	2014	『ニッポン景観論』集英社新書 集英社
伊藤正義・藤木久志	2001	『城破りの考古学』吉川弘文館
岩崎宗純・内田清・内田哲夫	1980	『江戸時代の小田原』小田原市立図書館
宇佐美ミサ子	2005	『宿場町の日本史 街道に生きる』吉川弘文館
大島慎一	2019	「絵図が解き明かす城と城下 小田原城」『週刊 日本の城』No.124 株式会社ディアゴスティーニ・ジャパン
大濱徹也・吉原健一郎	1993	『江戸東京年表』小学館
小笠原 清	2014	「滄浪閣土塁の現状報告—小田原城総構海岸土塁と伊藤博文の小田原滄浪閣—」『小田原市郷土文化館研究報告』No.50 小田原市郷土文化館
小笠原 清	2015	「『障子堀』蘇って42年—北条技法と多様な様態事例—」『第32回全国城郭研究者セミナー』第32回全国城郭研究者セミナー実行委員会・中世城郭研究会
小田原市	1982	『史跡小田原城跡整備の理念と方針』
小田原市	1993	『史跡小田原城跡本丸・二の丸整備基本構想』
小田原市	1995	『小田原市史 資料編 城郭』
小田原市	1998	『小田原市史 通史編 原始 古代 中世』
小田原市	1999	『小田原市史 通史編 近世』
小田原市	2001	『小田原市史 通史編 近現代』
小田原市	2001b	『小田原市史 別編 自然』
小田原市企画部企画政策課	2017	『おだわら TRY プラン』後期基本計画 小田原市
小田原市教育委員会	1976	『史跡小田原城址保存管理計画策定報告書』
小田原市教育委員会	1980	『史跡小田原城跡保存管理計画策定報告書(二) 小田原城八幡山遺構群』
小田原市教育委員会	1984	『史跡小田原城跡 城米曲輪』小田原市文化財調査報告書第15集
小田原市教育委員会	1993	『史跡小田原城跡 二の丸中堀Ⅰ』小田原市文化財調査報告書第45集
小田原市教育委員会	1994	『史跡小田原城跡 二の丸中堀Ⅱ』小田原市文化財調査報告書第48集
小田原市教育委員会	1995	『史跡小田原城跡 二の丸中堀Ⅲ』小田原市文化財調査報告書第57集
小田原市教育委員会	2001	『小田原の文化財』
小田原市教育委員会	2010	『史跡小田原城跡八幡山古郭・総構保存管理計画策定報告書』
小田原市教育委員会	2010b	『史跡小田原城跡三の丸外郭新堀土塁整備基本計画策定報告書』
小田原市教育委員会	2012	『清閑亭改修計画策定報告書』・同〔図面集〕
小田原市教育委員会	2016	『史跡小田原城跡御用米曲輪発掘調査概要報告書』 小田原市文化財調査報告書第179集
小田原市教育委員会	2017	『小田原市博物館基本構想』
小田原市教育委員会	2017	『現代図に複合させた城下町・宿場町 おだわらの町名・地名図』
小田原市教育委員会	2019	『遺跡講演会「小田原の史跡を語る」資料集』
小田原市教育委員会	2019	『谷津周辺の遺跡』小田原市の遺跡探訪シリーズ14
小田原市教育委員会	2020	『小田原城総構』小田原市の遺跡探訪シリーズ15

小田原市経済部小田原城総合管理事務所	2018	『特別講演会 小田原開府五百年のあゆみ』
小田原市経済部小田原城総合管理事務所	2020	『小田原城址公園再整備計画（案）』
小田原城郭研究会	1977	『小田原市郷土文化館研究報告』No.13 小田原市郷土文化館
小田原市総務部総務課	2019	「小田原市ミニ統計」（令和元年8月発行）
小田原市総務部総務課情報統計係	2019	「統計月報 小田原市の人口と世帯」（令和元年12月号）
小田原城天守閣	2013	『平成25年度小田原城天守閣特別展 よみがえる小田原城』史跡整備30年の歩み
小田原城天守閣	2016	『小田原城天守閣展示案内』
小田原城天守閣	2017	『小田原城址の150年』モダン・オダワラキャッスル 1868～2017
小田原市文化部文化財課	2020	『小田原の遺跡とその取り扱い手引き～令和2年度（2020年）小田原市遺跡分布地図附表～』
小田原市文化部文化政策課	2020	「清閑亭の活用と今後（概要版）」
小田原市立図書館	1975	『片岡永左衛門編著 明治小田原町誌』上 小田原市図書館郷土資料集成1
小田原市立図書館	2007	『小田原市史ダイジェスト版 おだわらの歴史』
香川元太郎	2018	『オールカラー図解 日本の城』学研プラス
加藤理文	2016	「小田原城の伐採反対運動」『日本から城が消える』洋泉社 P.192～193
神奈川県企画部企画調整室	1987	『土地分類基本調査 小田原・熱海・御殿場』
神奈川県	2018	「平成28年度入込観光客調査」（HP掲載日2018.5.11）
神奈川県立生命の星・地球博物館	2016	「関東ローム層」『新版岩石・鉱物・地層』かながわ自然図鑑①
木曾 功	2015	『世界遺産ビジネス』小学館新書 小学館
黒田基樹	2018	『図説 戦国大名北条氏と合戦』戎光祥出版
児玉幸多・坪井清足監修	1981	『日本城郭大全 別巻Ⅱ 城郭研究便覧』新人物往来社
小林惟司	2009	『二宮尊徳 一財の生命は徳を生かすにありー』ミネルヴァ書房
財団法人日本さくらの会	1990	『日本のさくら』さくら名所100選 世界文化社
佐野忠史	2020	「柴田常恵と小田原城跡・小田原遺跡・亀ヶ岡遺跡—柴田常恵と初期の文化財保護行政、そして蓑虫山人のこと—」『小田原市郷土文化館研究報告』No.56 小田原市郷土文化館
下重 清	2018	『小田原藩』シリーズ藩物語 現代書館
鈴木一史	2017	「「モダン小田原城址」のゆくえ」『小田原城址の150年』モダン・オダワラキャッスル 1868～2017 小田原城天守閣
諏訪間順	2017	「小田原城址公園と史跡整備のあゆみ」『小田原城址の150年』モダン・オダワラキャッスル 1868～2017 小田原城天守閣
千田嘉博	2018	『石垣の名城 完全ガイド』講談社
千代田区教区委員会	2008	『史跡江戸城外堀跡 保存管理計画書』千代田区・港区・新宿区
つがる市教育委員会	2009	『史跡亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚保存管理計画書』

富田 改	2020	『街路樹はなぜ剪定が必要か?』 文芸社
中井 均	2010	『超雑学 読んだら楽しくなる 日本の城』 日本実業出版社
中田正光	2016	『最後の戦国合戦「小田原の陣」 北条氏はなぜ籠城戦で滅亡したのか?』 歴史新書 y 058 洋泉社
中村博司	2018	『大坂城全史 一歴史と構造の謎を解く』 ちくま新書 1359 筑摩書房
名古屋市観光文化交流 局名古屋城総合事務所	2018	『特別史跡名古屋城跡保存活用計画』 本編・概要版
南條範夫・奈良本辰也	1989	『日本の名城・古城事典』 TBSブリタニカ
西ヶ谷恭弘	1988	『日本史小百科 城郭』 東京堂出版
西野博道	2009	『ヴィジュアル新発見 日本の城郭 一築城者の野望』 柏書房
西村幸夫・本中眞編	2017	『世界文化遺産の思想』 東京大学出版会
日本地質学会国立公園 地質リーフレット1「箱 根火山」編集委員会	2007	「箱根火山」国立公園地質リーフレット1 日本地質学会
野中勝利	2014	「近代の小田原城址における県立公園構想の背景と経過」『ランドスケープ研究』77 公益財団法人日本造園学会
林 衡等	1841	『新編 相模国風土記稿』第二集 名著出版
久末弥生	2017	『考古学のための法律』 日本評論社
福山市教育委員会	2018	『史跡福山城跡保存管理計画』
二見典克	2017	「小田原の原風景 ～ゾウのいた動物園～」『小田原城址の150年』 モダン・オダワラキャッスル 1868～2017 小田原城天守閣
文化財保存全国協議会	1990	『遺跡保存の辞典』 三省堂
文化庁文化財保護部	1976	『月刊 文化財』昭和51年12月号(159号) 第一法規出版(*3次)
文化庁文化財部	2006	『月刊 文化財』平成18年2月号(509号) 第一法規出版(*4次)
文化庁文化財部	2007	『月刊 文化財』平成19年9月号(528号) 第一法規出版(*5次)
文化庁文化財部	2008	『月刊 文化財』平成20年8月号(539号) 第一法規出版(*6次)
文化庁文化財部	2010	『月刊 文化財』平成22年2月号(557号) 第一法規出版(*7次)
文化庁文化財部	2011	『月刊 文化財』平成23年2月号(569号) 第一法規出版(*8次)
文化庁文化財部	2012	『月刊 文化財』平成24年9月号(588号) 第一法規出版(*9次)
文化庁文化財部	2014	『月刊 文化財』平成26年9月号(612号) 第一法規出版(*10次)
文化庁文化財部	2016	『月刊 文化財』平成28年9月号(636号) 第一法規出版(*11次)
文化庁文化財部	2018	『月刊 文化財』平成30年9月号(660号) 第一法規出版(*12次)
文化庁文化財部記念物課	2005	『史跡等整備のてびき 一保存と活用のために一』 同成社
文化庁文化財部記念物課	2015	『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』
文化庁	2019	「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」
山崎治夫		「4・4 御殿場泥流と足柄平野」『日本列島100万年 大地に刻まれた壮大な物語』ブルーボックス B-2000 講談社
松江市	2017	『史跡松江城保存活用計画』
和田英松(所功校訂)	1983	『新訂 官職要解』講談社学術文庫 621 講談社



## 史跡小田原城跡保存活用計画

---

発行年月日 令和3年(2021)3月31日  
編集 小田原市文化部文化財課史跡整備係  
発行 小田原市教育委員会  
〒250-8555  
神奈川県小田原市荻窪300番地  
電話 0465-33-1718 (文化財課)  
URL : <https://www.city.odawara.kanagawa.jp/>  
E-mail : [bunkazai@city.odawara.kanagawa.jp](mailto:bunkazai@city.odawara.kanagawa.jp)







# 史跡小田原城跡保存活用計画

二〇二二年

小田原市教育委員会

